

知的財産政策をめぐる最近の動向

～知的財産分科会における議論を中心に～

平成26年1月21日

特許庁

2002/2003

2013

グローバル動向

- 中国における出願の増加
 - 例) 中国における特許出願件数: 02年 8.0万件 → 10年 39.1万件
- IT・自動車等の韓国企業の展開
 - 例) サムスン電子の売上高: 02年 496億ドル → 10年 1,340億ドル
- アセアン・新興国の市場の発展
 - 例) アセアンの市場規模: 02年 3,900億ドル → 10年 1兆2,000億ドル
- 海外における模倣品被害の拡大
 - 例) 日本企業の被害額(推計): 05年 10.6億ドル → 10年 12.6億ドル

- オープン・イノベーションの広がり
- 技術の標準化と知財
- 知財制度の調和(先願主義など)
- 国際出願の増加・拡大(PCTなど)

米国特許商標庁 2010~2015年の5か年戦略計画(2010年10月公表)

- 戦略目標1: 特許の質及び適時性の最適化
- 戦略目標2: 商標の質及び適時性の最適化
- 戦略目標3: グローバルな知財政策・保護・執行の改善に向けた国内外でのリーダーシップの発揮
- 管理目標: 組織の卓越性の達成

欧州特許庁 EPOウェブサイト

- 在宅勤務など、職員のモチベーションと能力確保
- サーチツール・特許情報及び特許付与手続のIT化
- 各国特許庁との協力
- トップレベルの品質を維持・強化
- 労働環境のよい建物への移転
- その他 (a)機械翻訳 (b)特許分類 (c)EU単一効特許

中国国家知識産権局 2013年国家知的財産権戦略実施推進計画

- 知財権創造水準の向上
- 知財権保護の強化
- 知財権戦略実施の業務水準の強化
- 重点産業における知的財産権の布石の強化
- 知財権管理能力の向上
- 知財権サービスの育成
- 知財権文化の建設
- 知財権運用の促進

課題

産業競争力の強化・知財創造サイクルの確立 08年経済危機からの脱却 イノベーション促進 経済の再生・景気の回復・安定的な成長の実現

基本方針

「知財立国宣言」(02年2月)・「知的財産戦略大綱」(02年7月)・「知的財産基本法」(03年3月)

- 知財の創造の推進【創造戦略】
 - 大学・企業での知財創出・取得・管理
 - 創造性を育む教育・研究人材育成
- 知財の保護の強化【保護戦略】
 - 迅速かつ的確な審査・審判
 - 実質的な「特許裁判所」機能の創出
 - 模倣品・海賊版対策の強化
 - 国際的な制度調和の強化と協力
 - 営業秘密の保護強化
 - 新分野等における知財の保護
- 知財の活用の推進【活用戦略】
 - 大学等からの技術移転の推進
 - 戦略的な知財の評価と活用
- 人的基盤の充実
 - 専門人材の育成
 - 国民の知財意識の向上

★「知的財産推進計画」(04年)、
「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」(06年)、
「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」(07年)
(AMARIプラン2007)、における目標

- 行政による特許審査の迅速化・効率化
 - 審査順番待ち期間(FA): 02年度 26.4月
【目標】13年度 11月 【実績】12年度 16.1月
 - 一次審査件数: 02年度 22.0万件
【目標】07年度 31万件 【実績】12年度 36.5万件
 - 審査官一人当たりの年間処理件数: 02年度 1,138項
【目標】07年度 1,300項以上 【実績】12年度 2,319項
 - 先行技術調査の外注拡大: 02年度 14.2万件
【目標】07年度 22.6万件 【実績】12年度 23.9万件
- 産業界による取組み
 - 世界的視野での出願戦略(グローバル出願): 04年 21%
【目標】3割 【実績】11年 29.5%
 - 出願・審査請求の厳選: 02年度 拒絶査定率 48.3%
【目標】黒星2割縮減 【実績】12年度 拒絶査定率 32.2%

「日本再興戦略」(13年6月 閣議決定)

- 国際的に遜色のないスピード・質の高い審査の実現
- 新興国を含めたグローバルな権利保護・取得の支援
- 企業のグローバル活動を阻害しないための職務発明の見直し
- 中小企業の国際的な知財戦略の支援
- 地域団体商標の登録主体の拡充・支援

「知的財産政策に関する基本方針」(13年6月 閣議決定)

- 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築
 - 欧米諸国など、既に先進的な知的財産制度を有する各国とも協調しながら、アジアを始めとする新興国において質の高い知的財産制度の構築を支援
- 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援
 - 中小・ベンチャー企業に知財マネジメントの重要性を啓発するとともに、各企業の個々の状況に応じたきめ細かな知財活動の支援
- デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備
- コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

特許庁



主な取組み 主な実績

- 迅速かつ的確な審査に向けた取組み
 - 審査官増員
 - 審査効率向上
 - 国際的審査協力
- グローバルな知財マネジメントを支援する取組み
 - タイムリーな審査
 - 外国語文献への対応
 - 品質管理体制の整備
- 多様化するユーザーニーズへの対応
- 国際的な制度調和と模倣品対策に関する取組み
 - WIPO・日米欧・五庁
 - アジア等の取締能力向上
- 地域・中小企業対策(総合支援窓口・海外出願支援)
- 知財人材育成(マネジメント人材・グローバル人材)
- 知財の活用(知財プロテューサー派遣など)
- 特許・意匠・商標等に係る制度見直し・法改正
- 産業財産権情報発信力強化・ユーザー利便性向上

- 審査体制の強化
 - 任期付審査官(04年度から5年間計490名)増員
- 審査順番待ち期間の短縮
 - 13年度目標(11月): 年度末達成見込み
- まとめ審査・対面審査
- 特許審査ハイウェイ・国際審査官協議・3極共同審査
- WIPO・日米欧・五庁における制度調和の推進
- アジア等新興国協力(専門家派遣・研修受入れ)
- 模倣品対策(海外ミッション派遣・政府間協議)
- 地域・中小企業支援(相談体制・海外展開)
- 情報環境整備(審査情報共有システム・特許文献検索環境・出願技術動向)、IPDLサービスの拡充
- アウトソーシング

今後の取組み(基本的な視点)

- ・裾野を広げる
 - 個人・中小企業・地域・大学に対する重点的な支援
- ・イノベーションを支える
 - 技術・研究開発を資産として活かす戦略的な支援
- ・グローバルにも強い
 - 世界最速・最高品質の知財システムの実現
 - 国際調和・国際貢献

知的財産制度を巡るグローバルな環境変化

知財制度の今後のあり方を考える上で、知財制度を巡る最近のグローバルな環境変化として、次のような事項を踏まえる必要がある。

1. 多極化

アジアをはじめとした新興国市場が拡大する中、グローバルに企業活動を行う企業は、属地主義である知財制度に対応するため、多数の国で特許を取る必要があり、制度は多極化。

- 世界の特許出願件数（2002年 143万件 → 2011年214万件 10年間で出願件数1.5倍）
- 日米欧三極特許庁体制から中国・韓国を加えた五大特許庁体制への構造変化（五大特許庁への出願が世界の特許出願件数の約8割を占める）
 - ・中国の特許出願件数急増（2002年8万件 → 2012年65万件 中国の約8割は国内からの出願）
実用新案、意匠の無審査による権利付与（2012年 実用新案登録出願:74万件、意匠登録出願:66万件）
 - ・韓国も特許出願件数が増加（2002年11万件 → 2012年19万件 韓国の約8割は国内からの出願）

2. 制度間競争

特許審査ハイウェイ(PPH)網の拡大等を背景に、制度間の競争が深化。

- 特許法条約、ハーグ協定(意匠)、マドリッド議定書(商標)等の手続面の制度調和の取組みの進展
- PPH網の拡大(日本は26の庁とPPHを実施。世界のPPH申請件数は累計約4万件:2013年10月時点)
- 単一特許規則の発効、統一特許裁判所協定の成立(欧州、2013年)
- 共通特許分類(CPC: Cooperative Patent Classification)の輸出(欧州 → 米国、中国、ロシア等)
- 米国、欧州によるアジア審査協力の拡大
 - 単一効特許や制度調和が進んだ先にある世界では、出願人はそれぞれの市場戦略に基づいて、強く安定的な特許権の取得・活用が可能となる国・制度を選択することが合理的かつ自然な選択であると考えられる。
 - 途上国の取り組みを巡る先進国間競争が一部では始まっている。
(例) ASEAN審査官の招聘(米国) / 分類の輸出(欧州)

3. 競争政策、公共政策との「交差」

米国やインドなどにおいて競争政策や公共政策との調整など新たな課題が現れつつある。

- (例) NPEによる差止請求(米国)
- 標準技術をめぐる特許権行使のあり方(米国)
- 医薬品の特許に対する強制実施権の設定(インド)
- 偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)批准否決(欧州)
- 遺伝資源の出所開示に関する欧州議会の決議(欧州)

総論

- ▶ 制度には法律という基盤と、体制という実行するための足腰が必要であり、審査官定員という足腰の部分への目配りが不可欠であるということを、きちんと情報発信していくことが大事。
- ▶ 今までは審査の速度を優先した制度設計をしていたが、今後はそれだけでなく「出願人重視」「ユーザーフレンドリー」な制度設計を考えていく必要がある。
- ▶ 知財の分野で各国をリードできるかどうか、日本の今後の経済成長を大きく左右するのではないか。
- ▶ 本分科会では、産業競争力会議等に対して、「日本経済はこうあるべき」、「こういう知財戦略が望ましい」、「それを支える特許制度をこう変えるべき」、「そのためのマンパワーの充実」についても積極的に物申していくことが強く問われているのではないか。
- ▶ グローバルに外的環境が変化している中であっては、10年先、場合によっては20～30年先も含めた視点から、知財制度の検討が必要。
- ▶ 特許権侵害訴訟など司法における特許性の判断では、技術専門官庁である特許庁の判断が可能な限り尊重される仕組みを求めたい。

裾野を広げる

- ▶ 中小企業に対する特許料等の減免措置の要件緩和が重要ではないか。
- ▶ 特許の資産価値が認められないのであれば、中小企業は権利化に興味が出ない。金融業界に対して特許の重要性を啓発するべき。
- ▶ 内需を拡大していくためには、地域ブランド育成の支援が必要ではないか。
- ▶ 「知的財産とは何か」を子どものころから教える体制を、特許庁が推進して作ってほしい。
- ▶ 大学等について、国の設備を使い、国の補助金が投入された場合でも、「学生のした発明は当人のもの」というのは実態にそぐわない。
- ▶ 論文と特許のキーワードをすりあわせ、検索できる環境を整えることが、新規発明の権利化において大事なので、特許庁が使っている特許文献のソース（専門用語集）を研究者へも開示してほしい。
- ▶ 中国、韓国文献を含め迅速・的確な知的財産権情報の提供の観点から、特許電子図書館はぜひ継続してほしい。

イノベーションを促進

- ▶ 共同出願について、当事者間で特段の定めをした場合を除き、各々の出願者が他の権利者の同意無しに単独判断でライセンスすることができるように制度を変更するべき。
- ▶ 自社が取得しようとしている権利が、既存の権利と重なっていないかを調べるクリアランスなどの企業負担をできるだけ軽減できるような共通のプラットフォームづくりが大切。
- ▶ 日本で特許を取ったとして、侵害が行われても、その罰金額が少ない。
- ▶ グローバルにも活躍できる知財人財の育成が重要。
- ▶ 営業秘密の窃取等に対する罰金額が少ない。
- ▶ 営業秘密について議論をする場がない。何が問題で、改善すべき点があるのか議論すべき。
- ▶ 弁理士、弁護士力の活用という視点を入れて、制度を検討してほしい。
- ▶ 企業や社会が発明者を評価しやすくなる、そういう形での特許庁の貢献に期待したい。
- ▶ 職務発明制度について、企業のグローバル活動に対応した制度を検討していくべき。
- ▶ 「産業間領域」が曖昧になっている現状、知財戦略の明確化が必要。特に、オープンとクローズドの組み合わせにおけるクローズド部分の戦略が一つの鍵ではないか。
- ▶ 特許情報と経済の関係を分析するために、欧米特許庁のようにチーフエコノミストオフィスを日本の特許庁にも設ける必要があるのではないか。

グローバルにも強い

- ▶ 世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現のためには、大幅な審査官増員が必要。
- ▶ 特許審査ハイウェイという制度を通じて見えてくる、各国制度の差異に関して、調和を進めていくべき。
- ▶ 日本は、審査の質の高さなど、他国に比べて日本らしい良さを高めて、日本での特許取得の魅力を高めることが重要。
- ▶ 審査の速度については、早くなってきている。今後は、ユーザーに審査速度の選択肢を示したり、それによる料金制度を工夫したりすることが必要。今後は、速度はもとより質の高い特許を幅広く保護できる方向がよいのではないか。
- ▶ 日本の産業界の国際競争力が高まるような国際的な審査の枠組みづくり、あるいは各国への働きかけなどを通じ、日本の知財システムが国際的なスタンダードになれるような努力を継続してほしい。
- ▶ 各国が一致して重要性を感じており、国際的に最も協調が求められているのは、先行技術の調査。日本の特許庁が一番力を発揮できる場所ではないか。
- ▶ 日本も、柔軟に製品の形状、色彩、素材、大きさといった各種要素を含んだ、全体的なイメージであるトレードドレスやデザインの保護を認めることが重要ではないか。
- ▶ パソコン画面のアイコンを始めとした画像デザインについても意匠法で保護すべきではないか。
- ▶ 商標権において「音」や「動き」のような新たなタイプの商標の保護を行おうとしており、これは、世界のスタンダードを目指す知財システムの構築という流れに合っている。
- ▶ 大学・研究機関と協力して、ASEAN諸国における法律制定プロセスのキーパーソンを長期に育成する活動を行ってはどうか。
- ▶ 新興国での権利保護についてみると、新興国が将来先進国に転換する時期に有用となる、日本企業の知財活用のベスト・プラクティスを知ってもらうことが重要。
- ▶ 海外での模倣品に係る民間交渉において、例えば、大使館に派遣したコマーシャルアタッチェの立会いや働きかけなど、相手国に対する交渉力を高める工夫が必要。

グローバルな知財システムに対するユーザーの「声」

ユーザーの「声」(例)

これまでの主な取組

権利の取得	審査のスピード・タイミング	<ul style="list-style-type: none"> 審査期間(特に権利化までの期間)の早期化 審査の適時性(権利を取得する立場→遅い審査/特許権侵害を回避する立場→早い審査) 	<ul style="list-style-type: none"> (任期付審査官の確保を含む)審査体制の整備、審査の手順である先行技術調査の外注拡充等 特許出願の厳選要請 早期審査の対象拡大
	審査の質	<ul style="list-style-type: none"> 各々の審査官による判断のバラツキ解消 適切な範囲での権利設定(過度に実施例に限定しない) 外国語文献の事前調査範囲拡大 「審査期間短縮」から「品質監理重視」への方針転換 	<ul style="list-style-type: none"> 判断のばらつき等を是正するための審査基準の改訂 品質監理室における審査結果等の審査室へのフィードバック 審査における審査官相互や審査長等による内容チェックの充実 面接審査、まとめ審査の実施
	海外現地情報	<ul style="list-style-type: none"> 現地関連情報(制度、手続等の情報など)のリアルタイムな提供 海外特許庁における一定期間経過後の出願書類の原則公開要請 海外知財庁の特許情報データベース等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 現地駐在員配置、各国審査情報の共有体制(グローバルドシエ)の構築、海外特許庁への長官会合等を通じた働きかけ WIPO等を通じた諸外国への支援
	海外権利の迅速・低廉な取得	<ul style="list-style-type: none"> PPH(※1)の運用改善 <ul style="list-style-type: none"> (中国)制度の対象が限定的かつ、出願公開が前提 (ドイツ)制度を利用した審査が、全件で拒絶理由通知 PPHの手続簡素化、統一化 中小企業の外国への出願支援 海外特許庁における審査の迅速化(審査に10年間要する国もある) 	<ul style="list-style-type: none"> PPH参加国・地域の拡大(2013年10月現在で38カ国) 申請要件・手続きの簡素化・標準化、PPHセミナー等を通じた普及・啓発 地域中小企業に対する外国出願補助金(2012年191件支援) 海外特許庁への長官会合等を通じた働きかけ、審査官派遣、人材育成協力等
	制度・運用調和 模倣品対策等	<ul style="list-style-type: none"> 海外でも同様の権利が取れるような制度・運用調和の一層の推進 PCT出願(※2)での特許性に対する国際調査機関の見解と各国審査結果の相違解消 急増する模倣品への対策 職務発明制度の見直し 特許法条約(PLT)、シンガポール条約への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 国際調査を管轄する国の拡大 グレースピリオド等の制度調和の議論をリード マドリッドプロトコルによる商標の国際登録出願 ハーグ協定ジュネーブアクト加盟に向けた検討 海賊版国内取締強化・海外ミッション派遣
特許権のあり方 (権利範囲、安定性等)	<ul style="list-style-type: none"> 司法での特許性判断(権利付与した特許庁の判断が可能な限り尊重される仕組み) 標準必須特許における事業差止請求 NPEによる差止請求への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の権利行使の実態や判例についての分析を開始 	
知財情報の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 公衆への意匠、商標、審判、外国の審査情報等の提供改善 中国文献の日本語翻訳版に関するデータベース化 	<ul style="list-style-type: none"> 特許電子図書館(IPDL)の情報充実(2013年:中国特許の和文抄録提供等) 特許庁保有の公報・経過情報等の利用者への提供 著作権許諾を得た公知意匠文献の公開 新興国等知財情報データバンクの開設(2012年) 各国審査情報の共有体制(グローバルドシエ)の構築 	
意匠	<ul style="list-style-type: none"> 審査の適時性(適切なタイミングでの権利保護の立場→審査の遅延制度/早期の権利保護の立場→無審査の検討) 他国に比べ高額な維持費用の是正 	<ul style="list-style-type: none"> 模倣品対応のために、すでに実施されている商標に関連する出願については、全件1ヶ月以内に審査を実施 審査結果のサンプルチェック 	
商標	<ul style="list-style-type: none"> 海外にあるコンセント制度の導入検討 著名商標制度の制度調和 悪意による商標出願への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 権利侵害行為に商標保護の導入 外国周知商標の保護について、各国に働きかけ 	

※1 PPH: 制度締結国内では、第一庁で特許可能と判断された出願について、第二庁で早く審査を受けられる制度
 ※2 PCT出願: 特許法条約に従って一つの出願願書を提出することで、加盟国すべての国に同時に提出したと同等の効果を与える制度

中小・ベンチャー企業等ユーザーからの知財制度に対する「声」

ユーザーの「声」(例)

これまでの主な取組

知財の創造・権利化	専門家相談	<ul style="list-style-type: none"> ・初心者でも相談しやすい窓口の設置 ・出願に関するセカンドオピニオンの提供 ・地方における弁理士サービスの享受 ・国内外における迅速かつ的確な権利取得の支援 ・先行技術調査に関する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・知財総合支援窓口の設置(全国47都道府県56カ所) ・海外知的財産プロデューサー派遣 ・早期審査/スーパー早期審査の実施 ・事業戦略対応まとめ審査の実施 ・Web会議システムを活用したTV面接審査の実施
	手続負担	<ul style="list-style-type: none"> ・海外出願助成の拡充 ・料金減免のための要件緩和、意匠・商標を含む料金負担の軽減 ・中小企業等支援申請手続の簡素化 ・手続期限の経過に対する救済 ・発明や意匠における新規性喪失の要件緩和(期間・適用対象) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業を対象にした外国出願補助金の創設(平成20年度～) ・手続き負担軽減のための法的措置 【平成20年特許法等改正】特許料等の引下げ(平均12%軽減)、商標の登録料等の引下げ(平均43%軽減) 【平成23年特許法等改正】特許料等の減免制度の拡充(対象者・減免期間の拡充)、国際特許出願手数料の引下げ(約25%軽減)、特許出願審査請求料の引下げ(約25%軽減)、意匠登録料の引下げ(11年目以降の意匠登録料を50%軽減) ・天災等による手続期限の経過に対する救済措置 ・発明の新規性喪失に関する例外規定の緩和(発明者が自ら公表した場合であれば、一定期間、新規性の喪失には当たらないことを追加(一部例外あり))
	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・海外、特に新興国の情報取得の容易化 ・特許電子図書館(IPDL)の検索機能の高度化 ・侵害防止調査(クリアランス)の負担軽減 ・特許情報をリアルタイムで取得できる環境の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・東アジア、アセアンを中心とした新興国等の知財実務情報を国別、カテゴリー別に整理した新興国等知財情報の提供 ・IPDLにおける米欧中特許文献の和文抄録提供 ・IPDLにおける全文検索機能を提供 ・IPDLにおける特許審査書類情報の参照機能を提供
	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等や、金融機関等の中小企業支援者の知財に関する意識の向上 ・知財の流通・知的資産経営に関与する者への人材育成 ・学生に対する知財教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・知財ビジネスマッチング事業、知的資産経営の普及 ・産業財産権専門官、知的財産権制度説明会(毎年47都道府県で実施) ・知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業
	知財制度の普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等への知財制度や支援施策の普及 ・発明者等を評価する環境の整備 ・知財活用による成功事例の普及 ・色彩や音といった新しいタイプの商標の保護対象拡充 ・地域団体商標の登録要件の緩和 - 権利主体、周知性 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権専門官、知的財産権制度説明会(毎年47都道府県で実施) ・産業財産権制度関係功労者表彰・産業財産権制度活用優良企業等表彰 ・がんばろう日本！知的財産権活用企業事例集(平成23年度～)
知財の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・知財の価値評価システムの構築 ・海外における権利行使の支援 ・技術移転・ライセンス活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・知財ビジネスマッチング事業、特許流通アドバイザー派遣(平成22年度終了) ・知的資産経営の普及(知的資産経営セミナー、知的資産経営マニュアルの策定)(平成19年度～) ・海外における知財権の侵害状況・保護対策を内容とした日本貿易振興機構(JETRO)知的財産保護関連サービスの提供 ・東アジア、アセアンを中心とした新興国等の知財実務情報を国別、カテゴリー別に整理した新興国等知財情報の提供 	
営業秘密の保護、模倣品対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・模倣品・海賊版等の知的財産権の侵害の阻止・防止等に対する支援 ・営業秘密、技術流出防止策の情報提供 ・海外における権利行使の支援 ・模倣被害を受けやすい意匠制度への対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)の批准、模倣品・海賊版対策総合窓口等 ・営業秘密管理指針の策定 ・JETRO知的財産保護関連サービス ・デザイン活用事例集の作成(平成23、24年度) 	

とりまとめ（案）

第1章 知的財産権を取り巻く現状について

1. 企業活動の変化

－企業活動のグローバル化の加速

- ・中国、インド、アセアンなど新興国市場が急成長。一方で、電気電子製品など一部の分野では、日本企業の競争力が低下。

（参考）世界経済に占める新興国GDP 約20%（2003年） → 約38%（2012年）

- ・技術流出防止、模倣品対策を念頭におきつつ、特許として守るべき技術は、多くの製品について、我が国での権利化のみでは不十分であり、海外での権利化が必須になっているのではないか。

実際に、我が国の国際出願件数は過去10年で約2.5倍に増加。ただし、依然として、海外へ出願される割合は欧米企業より少ない。

（参考）自国に出願している特許のうち、海外にも出願している特許の割合

日本：27% 米国：53% 欧州：47%（2011年）

- ・海外市場において自社の市場を拡大し、かつ、収益に結びつけるためには、標準化戦略と知財戦略が重要。

－製品寿命の短期化と企業による研究開発活動の変化（オープン戦略とクローズド戦略のベストミックスの必要性）

- ・電気電子製品などを中心に製品寿命が短期化。
- ・これに伴い、特許をはじめとする知財権について、強い権利を低コストで、かつ、早期に取得する必要が増大。
- ・一方で、我が国企業による研究開発投資は趨勢的に減少している（「リーマンショック」以降、2兆円程度減少）。製品寿命の短期化ともあいまって、産学連携や企業間の共同技術開発、技術移転などいわゆる「オープン・イノベーション」の必要性が上昇。オープン・クローズ戦略や研究開発投資の重点化が重要な課題に。

－地域や中小企業等の知的財産への取組み

- ・我が国においては、例えば、特許出願総数に占める中小企業・個人による出願の割合は米国の半分以下（日本:12% 米国:25%）であるなど、依然として、技術の特許化における「裾野」の広がりは限定的であり、出願・権利化の支援が必要。
- ・地域や中小企業等に対し、知的財産の創造・保護・活用の更なる支援が必要。

2. 知的財産制度を巡る環境変化

－制度の多極化

- ・日米欧三極に加え、中国、韓国の存在感が高まっている。将来的にはインド、ブラジルが台頭してくる可能性が高い。（中国の出願数は世界全体の4割：2011年）。
- ・相対的に、我が国特許庁に対する出願の世界シェアは、現状のままでは、減少していく可能性に留意。
- ・我が国企業は海外の多数の国で特許権を取得する必要性が生じていることを踏まえ、特許行政は我が国企業のグローバルな活動をどのように応援できるかとの視点からの検討が改めて重要ではないか。

－「制度間競争」

- ・特許審査ハイウェイ（PPH：Patent Prosecution Highway）のネットワークの拡大（2013年12月時点30カ国）、特許協力条約、意匠におけるハーグ協定をはじめとする制度調和の進展等により、どの国に最初に出願するかについて、企業が国（特許庁）を選ぶという戦略的行動は、今後、一層高まっていくと考えられる。
- ・このような「制度間競争」「各国特許庁間のサービス競争」ともいいうる状況の中、欧州においては単一効特許制度や欧州特許裁判所制度の創設等を通じて、制度の魅力を上昇させようという試みが目立つ。特許技術の分類や情報システムの域外輸出の動きにも目を見張るものがある。
- ・日本の特許庁もまた、ユーザーに提供できるサービスを、総力を挙げて拡充する必要があるのではないか。

－競争政策、公共政策との「交差」

- ・電気電子製品などでは、1製品に多数の特許技術が使用され、さらに、特許技術が国際標準に採択される事例（標準必須特許）も増加。

- ・このような中、標準必須特許に基づく権利行使のあり方（標準必須特許に基づいて、他社の最終製品製造に対して、差し止めを求めることが許されるのか等）や特許不実施主体（NPE：Non-Practicing Entity）による権利行使のあり方について、近時のホワイトハウスによる提言を始めとして、諸外国における議論が活発化。
他方、我が国においては、一般的に、権利者による特許権の活用レベルが依然として高くないといった事情を背景に、上記のような問題は未だ顕在化していないとの指摘もある。
- ・新興国の中では、中国における無審査によって取得された権利の濫用やインドにおける強制実施権、医薬品保護のあり方についての議論が生じており、我が国企業の権利に重大な影響を与える可能性があるため、注視が必要。
- ・今後、狭義の知的財産制度の議論に留まることなく、競争政策等の観点も踏まえ、さらには、広く経済一般に資する知的財産制度のあり方を検討する必要があるのではないか。

第2章 今後の取組みのあり方

前章で記述したような我が国企業及び知的財産制度双方の環境変化を踏まえつつ、本分科会では、制度ユーザーのニーズを実証的に検討した。この結果、今後の知的財産政策の主な方向性は次のように整理できるのではないかと。

（1）我が国企業によるグローバルな知的財産権の取得と活用に対する支援

－世界最速・最高品質の特許審査の実現

我が国の質の高い審査が世界で信頼されることにより、我が国で特許を取得すれば、海外特許庁における審査が最小限にとどまり、海外でも同様の特許を迅速に取得できるというシステムを目指すことが必要ではないか。そのためには、世界最速であり、かつ、最高品質の特許審査を実現する必要があるのではないかと。

－制度調和の推進、国内法への採用

上記システムの実現のためには、特許法条約、意匠におけるハーグ協定等、可能な制度調和も加速すべきではないか。その国際的な制度調和を早急に実現するためには、我が国が積極的な提案や調整を行うなど他国への働きかけを行うとともに、我が国の制度自体についても、調和のための必要な見直しを進めるべきではないかと。

－海外での権利取得や模倣品対策の支援

我が国の多くの中小企業等にとって、海外で知的財産権を取得する必要に直面した

場合であっても、現実には、諸費用が高額にのぼることから断念せざるを得ないケースが多く、海外の知的財産制度や運用に関する十分な情報を入手することも困難である。同様に、自社製品の模倣品が存在することを認知できたとしても、ノウハウや費用面から単独で有効な対策を講ずることは難しい。行政として、海外での権利取得や模倣品対策等の支援を積極的に行うことが、我が国の国富増大にもつながるのではないか。

(2) 中小企業・地域への支援強化

－創造・保護・活用への支援強化（「知財総合支援窓口」の機能強化、先行技術調査支援、弁理士・弁護士の更なる活用）

我が国中小企業や個人事業者、地域、大学といった、未だ知財への取組体制が十分とはいえない者に対する発明、出願から権利の活用までの支援を強化すべく、弁理士・弁護士などの専門家による権利取得、審査手続き又は権利活用に関する相談等のサポート体制を強化する必要があるのではないか。

－料金制度の見直し

これまで数度にわたる特許料金制度見直し等を踏まえて、中小企業や地域によるものを含め、広く我が国におけるイノベーションを促進するためには、特許、意匠、商標についてどのような料金制度が最善のものか、改めて、検討する必要があるのではないか。

－地域ブランドの活用促進（地域団体商標の登録主体の追加）

地域団体商標の登録は過去7年間で550件超に達し、今後一層の制度活用が期待される中で、商工会・商工会議所・特定非営利活動法人は登録主体とはなれないとの指摘を踏まえ、登録主体を農業協同組合・事業協同組合に限定することなく対象を広げ、さらなる地域団体商標の活用促進を図るべきではないか。

(3) イノベーション促進に資する環境整備等（オープン・クローズ戦略の徹底含む）

－世界最高水準の知的財産情報提供サービスの実現による技術開発、デザイン戦略等の支援（特許電子図書館(IPDL)の刷新)

特許など知的財産情報の電子的手段による提供は、我が国企業の技術開発やデザイン戦略等に重要な役割を果たしているが、サービス内容をより一層拡充すべきとの指摘もある。「世界最速・最高品質の特許審査の実現」と一体として世界最高水準の知的財産情報提供サービスの実現を目指すべきではないか。

－営業秘密の保護強化

オープン・クローズ戦略の必要性が上昇する中、技術の特許としてではなく、営業秘密として保護することが適切である事例が増大していくことが予想される。営業秘密を使用した事業活動の国際化、ないし、海外への技術流出の防止にも留意しつつ、

営業秘密の一層の保護強化が必要ではないか。

一標準必須特許や特許不実施主体(NPE)対策の検討

諸外国の動向を注視しつつ、我が国における標準必須特許等に起因する諸問題を早急に把握、関係省庁とも連携し、速やかに対策の必要性を検討すべきではないか。

以上の認識と方針の下で、次に挙げるとおり、個別具体的な課題についての重点化、加速化を図るべく整理を試みた。

今後、特許庁において、審査のあり方、審査官育成、業務の効率化等をはじめ、これらの個別具体的な課題への取組みについて、中長期的視点も含めた具体的な実施計画（「業務運営計画」（仮称））を速やかに策定し、着実に実施することを求めたい。

なお、その際に、施策を着実に実行するための「足腰」となる情報インフラと審査体制の整備、特に、任期付審査官も含めた審査体制の整備は必要不可欠であり、厳しい行財政状況の中にはあるものの、しっかりと取り組むべきものとする。

そして、知的財産をめぐるグローバルな環境が激変し、各国の特許制度・システムもまたこれらの環境変化に即応して展開を遂げつつある中、特許庁において、今後ともグローバルな動向を迅速かつ適確に把握・評価しつつ、制度・システムの利用者の視点に立って、制度・システムの見直しを行っていくことを求めたい。

第3章 具体的な課題と取組み

<直ちに具体的な措置を講ずるもの>

○「世界最速・最高品質」の知財システム

・「世界最速・最高品質」の審査の実現

これまで、出願・審査請求から審査着手までの期間（FA：First Action）について1年を切る「11か月」を目標に取り組んできたところであるが、審査着手までの「待ち期間」とどまらず、権利化までの期間の迅速化を見据えて、審査官に係る所要の体制整備を行うとともに、定量的な目標を速やかに設定する。また、審査着手時期について、ユーザーニーズに応じてきめ細やかなサービスの提供を検討する。

併せて、最高品質の特許審査を実現する。特に、出願された技術を十分理解し、必要十分な国内外の先行技術調査及び特許要件に関する適切な判断を行うことにより、後に国内外で無効となることのない強さと、発明の開示範囲内で最大の広さを有し、国際的に信頼され、世界に通用する有用な特許権の設定を推進する。この「強くて広くて役に立つ特許権」を付与していくことを内外に明らかにすべく、特許審査の品質の維持・向上のための基本原則となる「品質ポリシー」等を年度内に策定する。そして、この原則

に基づき、特許の審査基準の見直し、面接審査の充実、外国語文献調査の拡充及びこの調査の効率性を確保する観点から、高度検索システムの検討や国際的な調和を含む特許分類の再整備を進めていく。

・企業の事業戦略に応じた形での特許・意匠・商標の複合的審査の推進

事業で活用される知的財産の包括的な取得を支援するため、本年4月から開始した事業戦略に対応するよう製品に関する特許、意匠、商標をまとめて審査する制度（「まとめ審査」）について、これまでの実績を踏まえて対象となる案件や出願人の範囲等の要件を見直し、より企業の事業戦略を支援する施策として推進する。

・英語による国際出願を対象とする特許庁による一次審査の実施

グローバルに活動する我が国企業は、新興国など海外での技術開発拠点を拡大しており、これら拠点で生まれた技術開発成果を特許として適切に保護する必要がある。

このため、アジアなど海外特許庁に対する英語による国際出願（特許協力条約に基づくもの）について、出願人の希望に応じて、我が国特許庁が1次審査（国際調査報告：ISR：International Search Report）を行うこととし、その対象国（管轄）の拡大を図る。

○より利便性の高い情報検索環境の構築（コンテンツの充実、意匠の検索環境充実）

・中国・韓国語文献を日本語で検索できる環境の実現

我が国企業による研究開発の重点化やその成果の効率的な権利化を支援する観点から、世界の特許出願の半数近くを占め、中には、世界最先端の技術が含まれる中国・韓国文献を翻訳精度の高い日本語によって閲覧でき、かつ、全文の検索が可能な情報システム開発を加速する。2015年1月までに提供を開始する。

システムの提供によって、中国における技術文献公開から1か月以内に翻訳文の閲覧・検索を可能とする。

・世界最高水準の知的財産権情報提供サービスの実現

現在、工業所有権情報・研修館がインターネットを通じて提供している特許電子図書館（IPDL）について、世界知的所有権機関や欧州特許庁など諸外国の同様のサービスを超越する世界最高水準のサービス提供を目指し新たな情報基盤に刷新する。具体的には、例えば次のような新サービスの提供を早期に実現する。

－特許公報等の一括ダウンロードサービスの開始

－パテントファミリー情報の参照機能や検索結果ランキング表示機能等の追加の検討

－事業者が使用しようとする操作画像（GUI：Graphical User Interface）について、画像マッチング技術等を利用して関連する登録意匠の存否を迅速かつ簡易に調査できるツールの早期提供

－我が国におけるデザイン、ブランドを核とするイノベーションを推進するため、権利

が有効な内外の商標や意匠に関する情報提供の拡充

・特許庁による各国制度情報の収集及び提供の強化

新興国等の知的財産制度・運用情報（出願実務、訴訟実務、審決例・判例等）を検索可能に提供している「新興国等知財情報データベース」において、ユーザーニーズに基づいて、東アジア、アセアン、BRICs を中心に、掲載対象国数を拡大し、掲載情報を充実する。

・「技術動向調査」の更なる拡充とその情報発信強化

企業の研究開発の重点化や知的財産戦略に資するため、従来から実施している特許出願に関する「技術動向調査」において、中国をはじめとした新興国特許文献等を調査して、各国企業の動向を分析対象とする。加えて、特許文献の技術レベルを特許庁内外の知見も活用して評価する等、分析を充実させるとともに、中小企業を含む企業経営層や業界団体を中心に、調査結果の周知活動を強化する。

・知的財産制度に関する発信の強化

我が国で権利を取得した技術や製品をもとに、我が国企業がグローバルに活躍できるようにするためには、我が国の知的財産制度や特許庁の制度運用・審査実務に対する信頼感、国際的なプレゼンスを高めることが重要である。そのため、我が国の制度や審査実務に関する情報や特許庁における国際的な取組み、成果等の情報をリアルタイムで世界に発信する英語版ホームページ等での特許庁における情報発信の強化を図る。

○中小企業が知的財産を創造・保護・活用する際の支援

・専門家が相談に応じてくれる窓口機能の強化

中小企業や個人事業者などに対し、出願から取得した権利の活用まで、専門的な個別相談に迅速に対応できるよう、全国 47 都道府県全てにわたる 56 か所の「知財総合支援窓口」で弁理士・弁護士と相談できる体制を構築する。併せて、営業秘密の管理に関する相談を受け付ける体制の構築も検討する。

また、窓口で待っているだけでなく、技術力のある中小企業等に対して、積極的に訪問し相談を行う知財アドバイザー（企業 OB 等）の派遣も開始する。

・グローバルに展開する中小企業の知的財産の権利化支援、模倣品対策

中小企業を対象とする外国出願の支援措置について、全ての都道府県で助成を受けられるように支援を拡大する。

同時に、模倣品等により海外現地で権利侵害を受けている中小企業に対する支援を拡充する。具体的には、補助金として、従来からの現地調査機関を活用した侵害調査支援を引き続き実施することに加え、2014 年度より、警告書の作成・送付や、外国の行政機関による取締り（侵害行為の差止め等）の申請手続といった権利行使に関する支援を新たに補助対象に追加し、海外現地での侵害対策支援を拡充する。

○知的財産を取得する際の料金制度の検討

中小企業等が権利を取得しやすくするため、また、企業のイノベーションを促進するため、産業競争力強化法における新たな減免制度の周知を早急に行うとともに、意匠・商標を含めた料金制度の全般的なあり方について、中長期的な特許収支の見通し等に基づいて検討を開始する。

○知的財産の活用促進

・知的財産を企業経営に組み込む取組みの推進

特許権など無形資産を把握し、それを「見える化」することで、企業の内部・外部における経営活動に活かしていく知的資産経営を推進する。特に、国と地方自治体、金融機関、中小企業診断士、弁理士、弁護士等の専門家との連携を強化することにより、知的財産が正当に評価され、融資等に結びつく好循環を推進する。

・イノベーションを加速するための知的財産の活用促進

大企業・大学の技術でライセンス可能な特許権等を中小企業の商品化や事業化へと繋げるべく、地方自治体等と連携して、第三者による知的財産権の活用を促進する知財ビジネスマッチング活動を支援する。特に、地域金融機関との連携強化、提供される知的財産権の充実、商品化・事業化に向けたフォローアップの強化を図る。

○利用しやすい知的財産を目指した法制度の見直し

・第三者の知見を活用した品質向上のための特許権の「付与後レビュー制度」の導入

特許制度小委員会報告書「強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて」を踏まえ、従来よりも早期に瑕疵のある特許権を見直す制度を構築するため、「付与後レビュー制度」の導入に向けて、関係法改正案を国会に提出すること等により必要な制度改正を速やかに実施する。

・特許権を取得する際の手続に関する救済規定の整備

上記の特許制度小委員会報告書を踏まえ、特許法及び実用新案法において、(1) 特許審査請求期間の徒過、(2) 優先権主張及び(3) 手続をする者の責めに帰すべきでない事由(災害等)に係る救済措置の導入又は拡充に向け、関係法改正案を国会に提出すること等により必要な制度改正を速やかに実施する。

・一度の手続きで複数国での審査が受けられるハーグ協定への加入に向けた取組み

我が国企業の製品等に関するデザインを海外諸国において保護されやすくするため、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠制度の実現に向け、意匠制度小委員会における検討を進めており、2014年初旬を目途に報告書を取りまとめる。その後、関係法改正案を国会に提出すること等により必要な制度改正を速やかに実施する。

また、国際意匠登録出願の受付開始にあたっては、安定した意匠権を付与するために、

国際公開から世界知的所有権機関に我が国の一次審査結果を通知するまでの期間を着実に12か月以内とするよう特許庁の事務処理体制を整える。

・地域を活性化させるための地域ブランドの担い手拡充

商標制度小委員会報告書「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」を踏まえ、地域ブランドの普及の担い手である商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人を商標法の地域団体商標の登録主体に追加するため、関係法改正案を国会に提出すること等により必要な制度改正を速やかに実施するとともに、地域団体商標の活用促進を図る。

・「色」や「音」等の新しいタイプの商標の保護の導入

上記の商標制度小委員会報告書を踏まえ、動き・ホログラム・輪郭のない色彩・位置及び音からなる商標を新たに商標法の保護対象とすべく、関係法改正案を国会に提出すること等により必要な制度改正を速やかに実施する。

・専門家の質を向上させるための弁理士制度の見直し

弁理士のグローバル対応能力を向上させるための研修制度の充実、中小・ベンチャー企業等における知的財産の権利化を幅広く支援するための弁理士業務の充実、及び弁理士の自主的な取組を促進するための弁理士の社会的使命の明確化等について、現在、弁理士制度小委員会で検討しており、今年度中に結論を得る予定。その後、関係法改正案を国会に提出すること等により必要な制度改正を速やかに実施する。

○知的財産を扱う人材の育成

我が国企業による、知的財産戦略を踏まえた経営戦略を推進するため、トップマネジメント層を含む企業経営幹部や経営企画部門の管理職等を対象に、国内外企業の経営戦略において知的財産が重要な役割を果たした事例を用いて討議等を行う実践的な研修を実施することにより、知財人材の育成を加速する。特に、中小企業については、経済団体等と連携し、「出前型」の講座を各地で実施する。

なお、知的財産に関する活用や紛争解決機能を担う法曹（裁判官、弁護士）の養成については、現在、司法試験制度の見直しの一環として「知的財産法」を含む「選択科目」の「廃止」が政府内で検討されているところであるが、我が国の法曹の実務能力の低下、司法制度の機能低下につながらないように引き続き議論の状況を注視しつつ必要な対応を行うべきとの強い指摘を踏まえ、適切に対応する。

＜法制的・実務的な整理を早急に進めるもの＞

○営業秘密の保護強化や相談体制の充実

営業秘密保護に関する産業界の意識の喚起に向けた体制や産業界の幅広いニーズの吸上げ等に向け、官民が連携して取り組んでいく体制を早急に構築し、官民それぞれが実施すべき取組内容等の具体化を進める。また、主要国における営業秘密保護に関する制度の状況や営業秘密侵害訴訟における裁判所の判断状況などに関する調査研究を進める。この調査研究の結果や企業等のニーズなどを精査し、論点等を整理した上で議論を深める。

加えて、「弁護士知財ネット」等既存の取組とも連携を行い、「知財総合支援窓口」において、中小企業に対し、知的財産権の取得だけではなく、営業秘密の管理に関する相談を受け付ける体制の構築も検討する。

○画像デザインの保護拡充に向けた関連法整備

意匠制度小委員会において、画像デザインの意匠の保護対象拡大について、具体的課題を含めた制度設計及び運用面の対応について検討を進め、2014年初旬を目途に報告書を取りまとめる。

○企業の産業競争力の強化につなげるための職務発明制度の見直し

職務発明の制度を見直しについて、「2014年の年央までに論点を整理し、2014年度中に結論を得る」（「知的財産推進計画2013」工程表）という既定のスケジュールを前倒しし、2014年早期に特許制度小委員会での検討を開始して議論の加速化を図る。

○出願公開のあり方を含めた特許情報を経由した技術流出への対応の検討

我が国企業の技術流出を防止する観点から、出願公開のあり方や特許情報の提供のあり方について、実態の把握を進めつつ、具体的措置を検討する。

○既に公開されている技術文献の調査に関する支援

大企業に比べ、費用の負担が重くなる中小企業の出願に対する「先行技術調査」の支援について、ユーザーの使いやすさを追求した知的財産権情報提供サービスに加え、例えば、特定登録調査機関等を活用した技術調査などの施策を検討し、結論を得る。

○我が国における特許紛争解決の実態把握

我が国において特許権が十分な安定性、適切な効力を発揮する制度となっているか等の観点から、特許権のあり方について検討するため、関係省庁・機関と連携しつつ、早急に、特許紛争の発生から解決に至る全体的な実態等を調査・分析する。併せて、特許不実施主体(NPE)による権利行使、標準必須特許の権利行使のあり方について、イノベーションへの影響や、米国の「White House Task Force on High-Tech Patent Issues」など諸外国における議論、国際交渉や我が国における判例等を踏まえ、制度整備の必要性

を含め、検討の加速化を図る。

○特許情報と経済の関係を分析する機能の強化

広く知的財産政策と経済政策を融合させるため、外部のエコノミストと連携しつつ、特許情報と経済の関係について分析を行って知的財産施策に活用し、同時に、特許情報を経済学的に分析する内部エキスパートの養成にも取り組む。

○草の根のイノベーションを推進するための顕彰・報奨のあり方の検討

関係機関と連携しながら、優れた技術やデザインを生み出した技術者・研究開発者等を顕彰する既存の各種表彰制度について、比較分析し、今後の顕彰・報奨のあり方を検討する。

○複数の権利主体が共有する特許権を巡る問題に関する検討

「共同研究における特許の取扱いに関する調査研究報告書」（2009年）では、「共有にかかる特許権の第三者への通常実施権の許諾につき、特許法第73条が共同研究の阻害要因となっているとまでは言えない」と報告されているが、その後のユーザーニーズ、社会情勢の変化や、共同研究の成果としての活用が阻害されているとの指摘も踏まえつつ、共同研究の成果の活用につながるよう検討を行う。

○知的財産に関する専門人材の育成

知財の流通を促進させるため、地域金融機関、中小企業支援機関、地方自治体、産学連携機関等の担当者を対象とし、技術の需要と供給をつなぐような目利き能力を有する人材育成を行う。

＜国際的な枠組みを活用して実現を図るもの＞

○我が国の制度・運用、審査結果の発信

・特許審査ハイウェイ（PPH）の運用改善

グローバルに活動する我が国企業が各国で早期に権利取得をする際の利便性向上のため、二国間及び多国間交渉の場を通じて、必要書類や申請要件（例えば、提出書類の機械翻訳の許容等）など PPH 関係手続の標準化を推進する。

・国際出願を対象とした審査関連情報の特許庁間での共有及びユーザーへの提供

日米欧中韓五大特許庁（五庁）、先進国、アセアン等の新興国の出願や審査状況等に関する情報（ドシエ情報）を各国間で共有するとともに、ユーザーが一括で照会可能となるサービス提供を早期に実現する。まずは、2014 年度中に、我が国特許庁のドシエ情報の提供機能の開発を行う。

・新興国への我が国審査手法の浸透

アセアンにおいて、世界知的所有権機関等と連携しつつ、日アセアン特許庁長官会合や各種バイ会合を通じて、審査情報を共有するための共通システム基盤の構築等知財インフラの整備を促進する。

さらに、先進国を中心に実施している短期・長期審査官派遣を、アジア新興国との間でも順次実施するとともに、これまでにアジア新興国の知財庁幹部を多く輩出している知財人材に対する研修事業の強化等を通じて、新興国における我が国審査手法の一層の浸透を図る。

○基盤となる知的財産制度のグローバルな調和

・特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）の制度改善（国際段階における調査等の品質改善）

国際調査機関における調査報告書等の品質改善、また各国での特許審査における調査報告結果を最大限に有効利用する運用に関して、五庁長官会合や各種バイ会合を通じて、他の先進国を巻き込みながら、世界知的所有権機関での早期実現を図る。

・企業が各国で同一の手続きにより出願可能とするための取組み

意匠における出願手続の標準化を目指し、我が国産業界の関心が高い意匠法条約の世界知的所有権機関における議論に積極的に参加する。また、大学等研究機関等のユーザーにとって重要な課題であるグレースピリオド（※）等の特許制度調和について、五庁長官会合など様々な場において、特許庁としてユーザーの声を聞きながら議論をリードしていく。

※グレースピリオド：発明の公表から特許出願するまでに認められる猶予期間

・営業秘密保護に関する日中韓での取組み推進

日中韓長官会合での合意を踏まえ各国の取組についての意見交換と専門家を交えた研究に着手するとともに、ユーザーのニーズを踏まえつつ、効果的な営業秘密保護のあり方に向けた協力を進めていく。

・諸外国の知的財産制度で生じている課題への対応

中国、インドをはじめとする新興国の中には、厳しい審査により適切な技術範囲で特許を取得することが困難となる状況、無審査で登録された権利の濫用、医薬品の特許に対する強制実施権の設定等が発生している国があり、我が国企業の利害に強い影響が生じている、または生じうる可能性がある。我が国ユーザーにとって適切な知的財産権制度の構築・運用がなされるよう、国内関係機関との連携、ハイレベルでの働きかけを含め、新興国への働きかけを強化する。

産業構造審議会 知的財産分科会 開催状況

第一回分科会 日時：2013年9月11日 10:00～12:00
場所：特許庁庁舎16階共用会議室

第二回分科会 日時：2013年10月28日 10:00～12:00
場所：特許庁庁舎16階共用会議室

第三回分科会 日時：2013年11月28日 15:00～17:00
場所：特許庁庁舎16階共用会議室

第四回分科会 日時：2013年12月16日 15:00～17:00
場所：特許庁庁舎16階共用会議室

第五回分科会 日時：2014年●月●日
場所：

産業構造審議会 知的財産分科会 委員名簿

青山	理恵子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長	
大淵	哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
沖野	眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
片山	英二	阿部・井窪・片山法律事務所弁護士・弁理士	
君嶋	祐子	慶應義塾大学法学部教授・弁護士	
小林	喜光	三菱ケミカルホールディングス取締役社長	
末永	太	日本労働組合総連合会経済政策局長	
高山	佳奈子	京都大学大学院法学研究科教授	
竹中	俊子	ワシントン大学ロースクール教授	
中鉢	良治	独立行政法人産業技術総合研究所理事長	
土肥	一史	日本大学大学院知的財産専門職大学院教授・一橋大学名誉教授	
長岡	貞男	一橋大学イノベーション研究センター教授	
永野	厚郎	最高裁判所事務総局行政局長(兼 民事局長)	
中村	勝重	三鷹光器株式会社代表取締役	
野坂	雅一	読売新聞東京本社論説副委員長	
会長	野間口	有	三菱電機株式会社相談役・独立行政法人産業技術総合研究所最高顧問
	林	いづみ	永代総合法律事務所弁護士
古谷	史旺	日本弁理士会会長	
間塚	道義	日本知的財産協会会長・富士通株式会社取締役会長	
宮川	美津子	TMI 総合法律事務所弁護士	
宮城	勉	日本商工会議所常務理事	
宮島	香澄	日本テレビ報道局解説委員	
安田	浩	東京電機大学未来科学部長	
山本	貴史	株式会社東京大学TLO代表取締役社長	

(敬称略，五十音順)

知的財産政策をめぐる最近の動向

～知的財産分科会における議論を中心に～

2014年1月21日
特許庁

第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

III この10年における環境変化

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

第二部

法改正に向けた各小委員会での検討状況等について

第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

1. 審査の迅速化
2. 中小企業・地域への支援措置
3. グローバル展開・制度調和
4. 特許出願技術動向調査
国際的・戦略的な知財人材の育成
特許庁業務・システム最適化計画

III この10年における環境変化

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

I. 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

- 平成14年、我が国の産業競争力低下への懸念や知的創造サイクルの確立の必要性等から、知的財産をもとに製品やサービスの高付加価値化を進め、経済・社会の活性化を図る国づくり(「知的財産立国」)を実現するため、①創造戦略、②保護戦略、③活用戦略、④人的基盤の充実からなる「知的財産戦略大綱」を策定。
- 同年、知的財産立国に向けた基本的方向を定める「知的財産基本法」を制定。同法においては、知的創造サイクルの活性を国家目標(基本方針)として確立するとともに、「知的財産戦略大綱」に基づく具体的行動計画の策定を政府に義務付けた。

「知的財産戦略大綱」のポイント

現状・課題

- 我が国の産業競争力の低下への懸念
- 知的創造サイクルの確立の必要性

実現に向けた戦略

(1) 創造戦略

(2) 保護戦略

(3) 活用戦略

(4) 人的基盤の充実

知財立国の実現

知的財産をもとに、製品・サービスの高付加価値化を進め、経済・社会の活性化を図る国づくりを実現。

「知的財産基本法」のポイント

規定内容

- 知的創造サイクルの活性化という国家目標(基本方針)確立
- 「知的財産戦略本部」の設置
- 「知的財産戦略計画」の策定

具体的行動計画

1. 知的財産の創造の推進

企業における戦略的な知的財産の創造・取得・管理など

2. 知的財産の保護の強化

迅速かつ的確な審査・審判
国際的な制度調和と協力の推進など

3. 知的財産の活用の促進

企業における戦略的な知的財産の活用

4. 人的基盤の充実

専門人材の養成

第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

1. 審査の迅速化

2. 中小企業・地域への支援措置

3. グローバル展開・制度調和

4. 特許出願技術動向調査

国際的・戦略的な知財人材の育成

特許庁業務・システム最適化計画

III この10年における環境変化

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

II-1.1 審査の迅速化に関する中・長期目標

- 知的財産基本法第14条(権利の付与の迅速化等)を踏まえ、世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現を目指し、様々な取組みを展開。
- また、「知的財産推進計画2004」において、審査順番待ち期間の短縮のための具体的な中・長期目標を設定。

世界最高水準の迅速・的確な特許審査を実現するための取組

特許審査迅速化・効率化のための行動計画

平成18年1月17日 特許審査迅速化・効率化推進本部決定

1. 審査当局による取組

- (1) 審査能力の強化(審査時間の拡大、任期付審査官の確保)
- (2) 先行技術調査の民間外注の規模拡大、効率化
- (3) 外国特許庁との協力(特許審査ハイウェイ)

2. 産業界等による取組

- (1) 出願人の出願・審査請求の厳選と行動計画の策定
 - ① 世界的視野での出願戦略[グローバル出願3割]
 - ② 出願内容の事前チェックの徹底[黒星2割カット]
 - ③ 一元的な社内責任者(Chief Patent Officer, CPO)の設置
 - ④ 出願・審査請求後の見直し、取下げ
- (2) 代理人(弁理士)の協力

3. 産業界・弁理士(会)の取組への支援

- (1) 民間の先行技術調査能力向上(研修、電子検索機能向上)
- (2) 審査請求料返還制度利用の拡充
- (3) 主要企業・代理人の特許取得状況等の情報提供

4. 中小企業に対する配慮

- (1) 中小企業向け特例措置の一層の活用
 - ① 早期審査制度の周知の徹底(100万部のパンフレットを配布)
 - ② 先行技術調査に対する全額補助制度の利用を抜本的に拡大
- (2) 具体的支援策
 - ① 「知財駆け込み寺」の設置
 - ② 中小企業向け相談会の倍増(4000回以上)

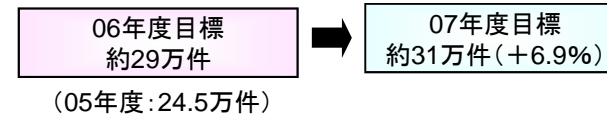
イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007 (AMARIプラン2007)

平成19年1月25日 特許審査迅速化・効率化推進本部決定

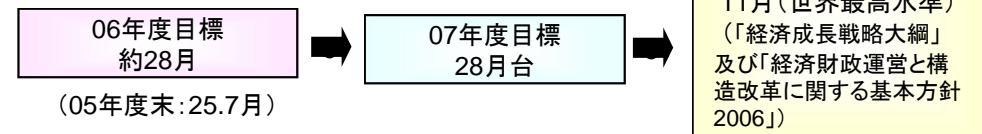
特許審査迅速化・効率化に係る数値目標の点検・改定

(1) 特許審査迅速化に係る目標

① 一次審査件数

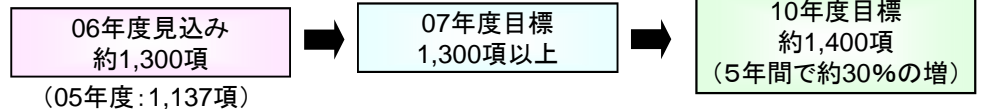


② 審査順番待ち期間



(2) 特許審査効率化に係る目標

① 審査官一人当たりの年間処理件数(請求項ベース)

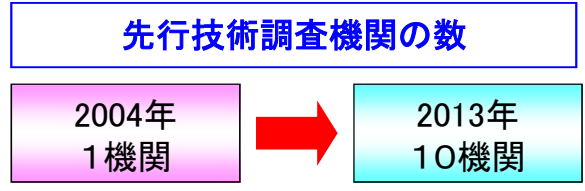
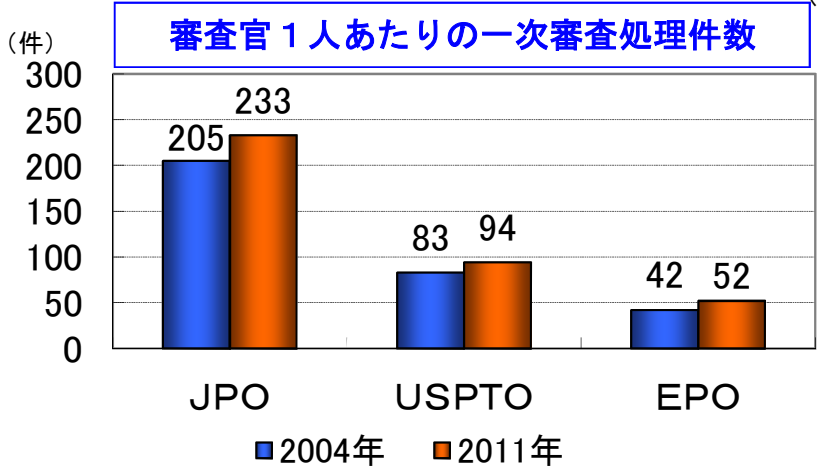
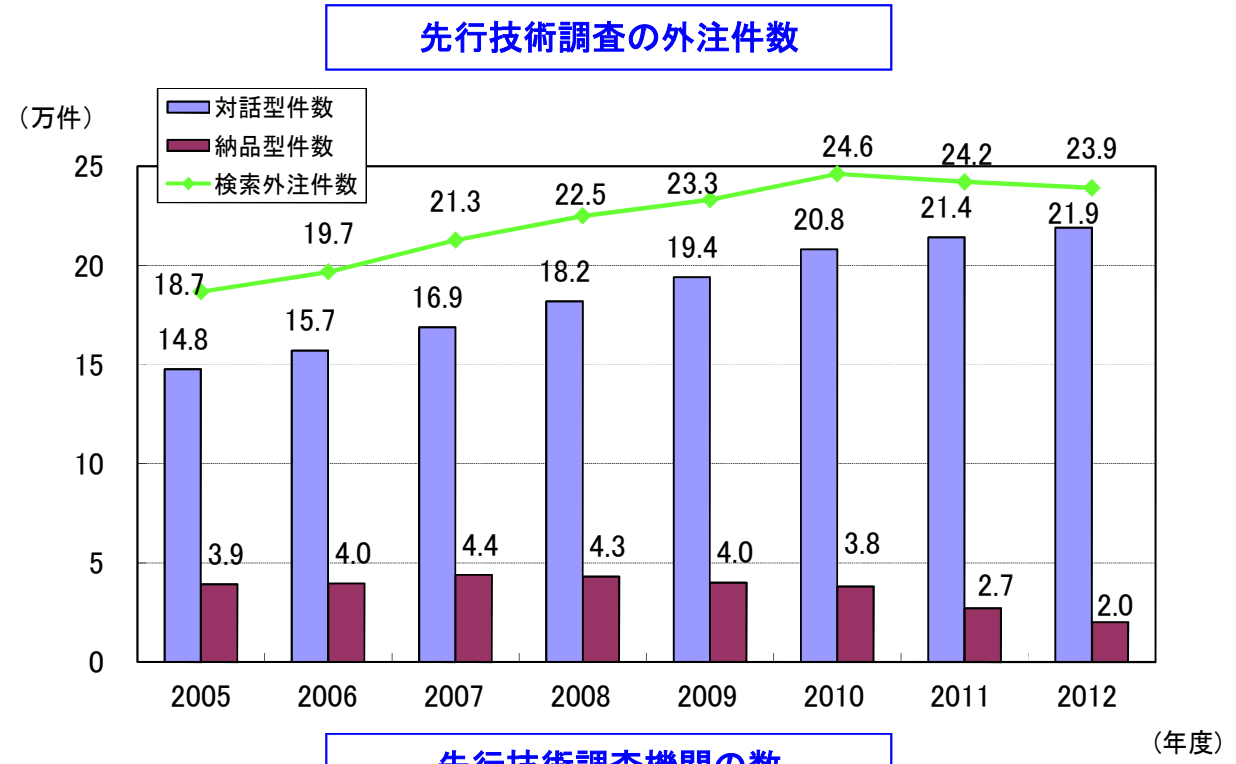
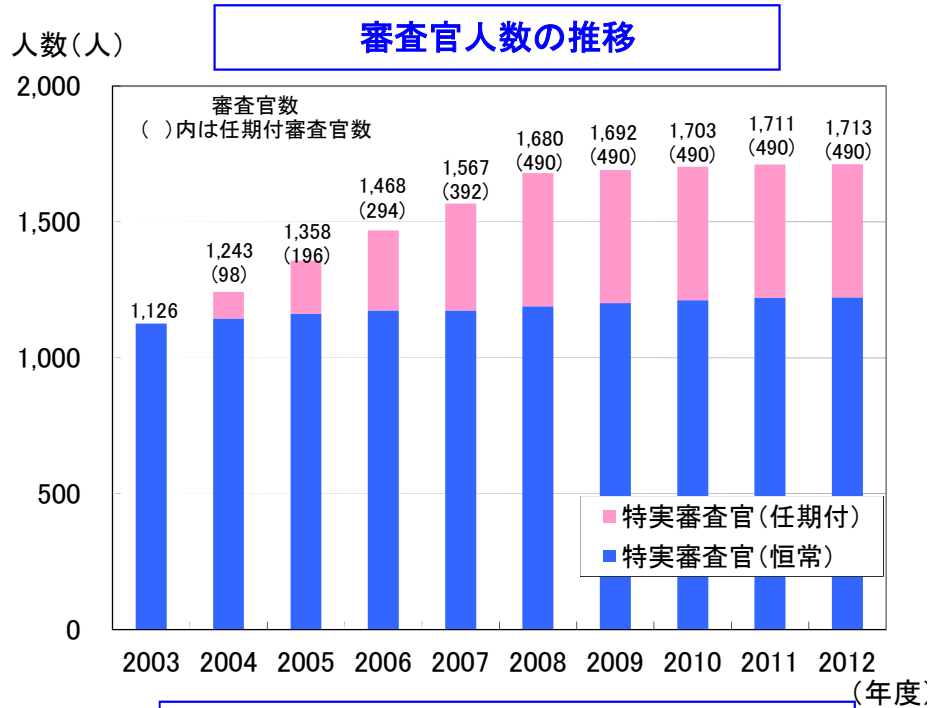


推進計画で定められた審査順番待ち期間に関する中・長期目標

- 中期目標 2008年 審査待ち期間 29ヶ月台
- 長期目標 2013年度 審査待ち期間 11ヶ月

II-1.2 迅速かつ的確な審査に向けた取組み①～人的基盤・外注拡大～

- 審査体制の強化のため、2004年度から任期付審査官を毎年約100名ずつ5年にわたって採用。
- 先行技術調査については外注を行うことで特許審査を効率化。より効率の良い対話型の検索外注を年々拡大することで更なる効率化を図ってきた。



<参考：外注先機関>
 (一財)工業所有権協力センター、テクノサーチ(株)、(一社)化学情報協会
 (株)技術トランスファーサービス、(株)先進知財総合研究所
 パテントオンラインサーチ(株)、(株)パソナグループ、(株)古賀総研
 (株)みらい知的財産技術研究所、(株)廣濟堂

II-1.2 迅速かつ的確な審査に向けた取組み②～面接審査～

- 技術が複雑化・高度化する中で、出願人や発明者と審査官が出願内容について対話することで、審査官は出願のポイントを的確に理解し、審査を効率的に実施することが可能。
- 出願人側は、審査官との円滑な意思疎通により、適切な範囲で権利を取得することが可能。

ドイツ特許商標庁(DPMA)

- ✓ 審査官は必要に応じて出願人との対面審査が可能。
- ✓ 出願人は請求により、適切と認められる場合に限り対面審査の機会が与えられる。

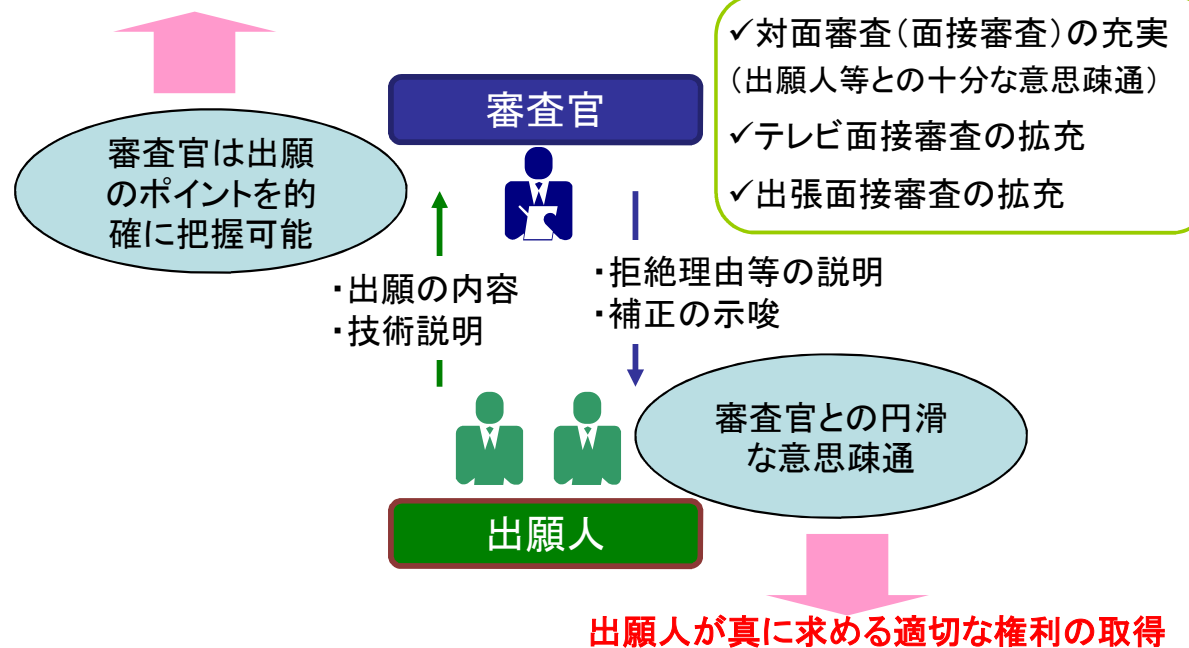
特許法改正により出願人から求めがあった場合の対面審査が義務化される予定

米国特許商標庁(USPTO)

- ✓ 2009年より、一次審査着手前の対面審査の試行(First Action Interview Pilot Program)を実施。
- ✓ 全技術分野に拡大し継続して実施。(Full First Action Interview Pilot Program)
- ✓ 出願人は請求により、一定の要件を満たす場合に限り、先行技術調査の結果を含む「インタビュー前通知」を受け取った上で、対面審査の機会が与えられる。

【対面審査(面接審査)の実施】

効率的かつ的確な審査に繋がる

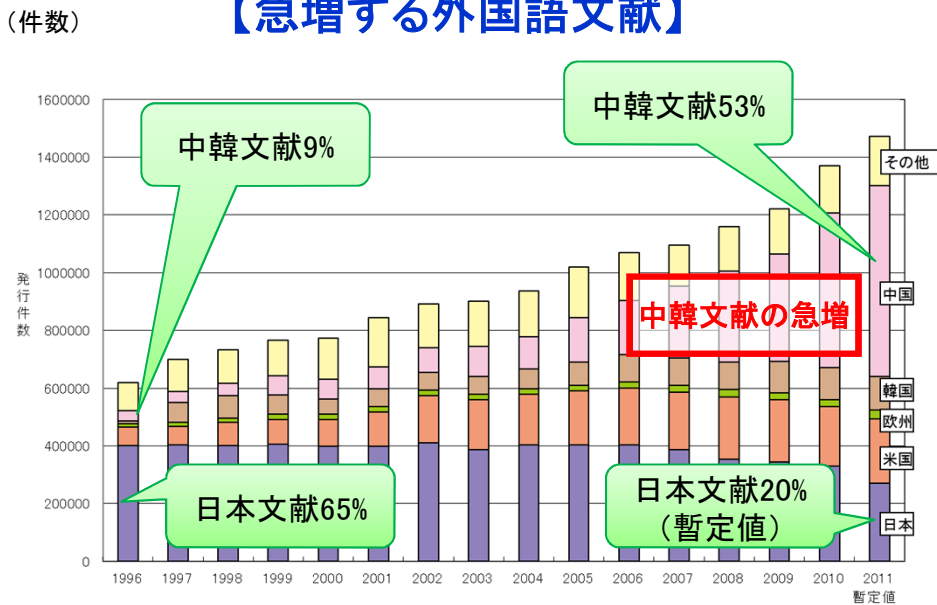


実績

2012年度実績: 対面審査(面接審査)4,700件

- 世界で通用する安定した権利を設定するためには、日本語、英語はもとより、それ以外の外国語文献についても漏れなく調査をすることが必須。
- 中韓文献等の外国語文献についての先行技術調査を効率化するため、言語に依存しない特許分類の整備や機械翻訳などインフラの整備に寄与。

【急増する外国語文献】



外国文献サーチシステムの整備

- ✓ 機械翻訳を最大限活用して世界の主要な特許文献を日本語により調査可能とするシステムを整備する。
- ✓ 急増する中韓文献に対応できるよう、中韓文献サーチシステムの早急な開発が必要。

世界共通の特許分類の整備

- ✓ 言語に依存せず、世界中の特許文献を網羅的に調査可能な特許分類を整備する。
- ✓ 五大特許庁を中心として国際特許分類の詳細化を進めることが必要。

先行技術調査外注の拡充

- ✓ 最大限の審査効率化を図るため、先行技術調査を民間へ外注。
- ✓ 今後は外国語文献の増加に伴い、日本語の文献だけの調査では不十分となる。外国語文献調査も含めた外注が必要。
- ✓ 韓国の外注機関においては、すでに韓、日、米、欧の文献を調査することが標準。

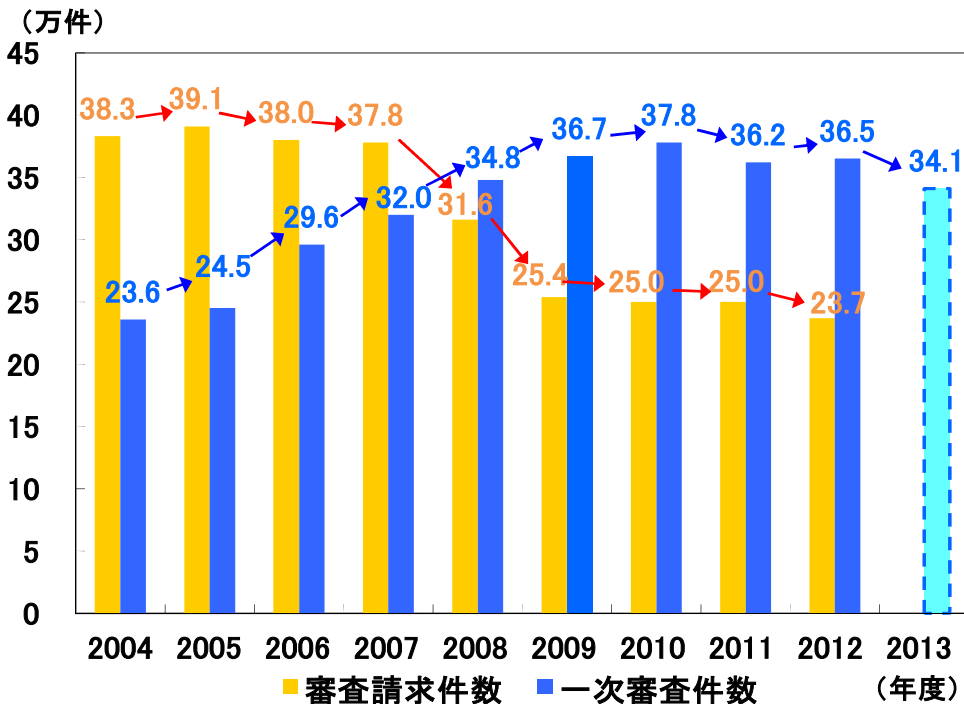
実績

- 中日機械翻訳辞書の作成(2012年度:約100万語作成済)
- 先行技術調査外注(2012年度:約24万件)

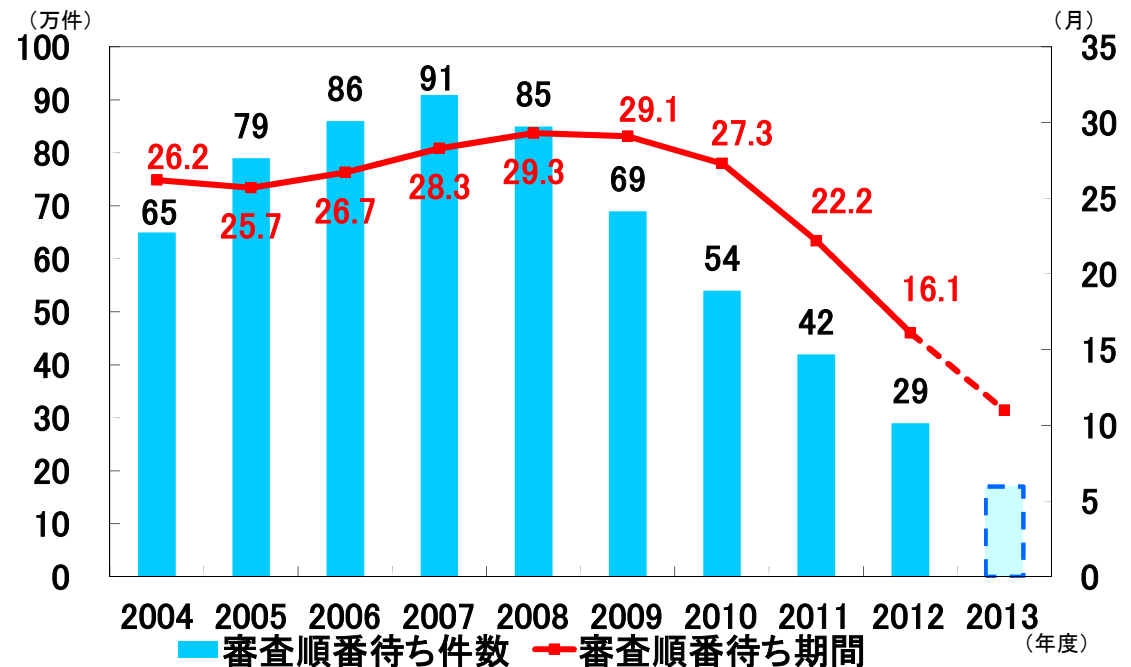
II-1.3 迅速かつ的確な審査に向けた取組みの実績

- 審査請求期間を7年から3年に短縮したことによる、一時的な審査請求件数の急増(コブ)は、2009年度にほぼ解消。その後は審査請求件数は約25万件となり横ばいで推移。
- 2008年度以降、一次審査件数が審査請求件数を上回り、審査順番待ち件数は減少。これに伴い、審査順番待ち期間は着実に短縮。

審査請求件数(IN)と一次審査件数(OUT)



審査順番待ち(滞貨)件数



➡ 任期付審査官の採用等をはじめとした審査の迅速化施策により、一次審査件数は大きく増加。

➡ 長期目標(2013年度に審査順番待ち期間を11ヶ月に短縮)については達成できる見込み。

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

1. 審査の迅速化

2. 中小企業・地域への支援措置

3. グローバル展開・制度調和

4. 特許出願技術動向調査

国際的・戦略的な知財人材の育成

特許庁業務・システム最適化計画

III 10年間での環境変化

IV 政府の基本方針

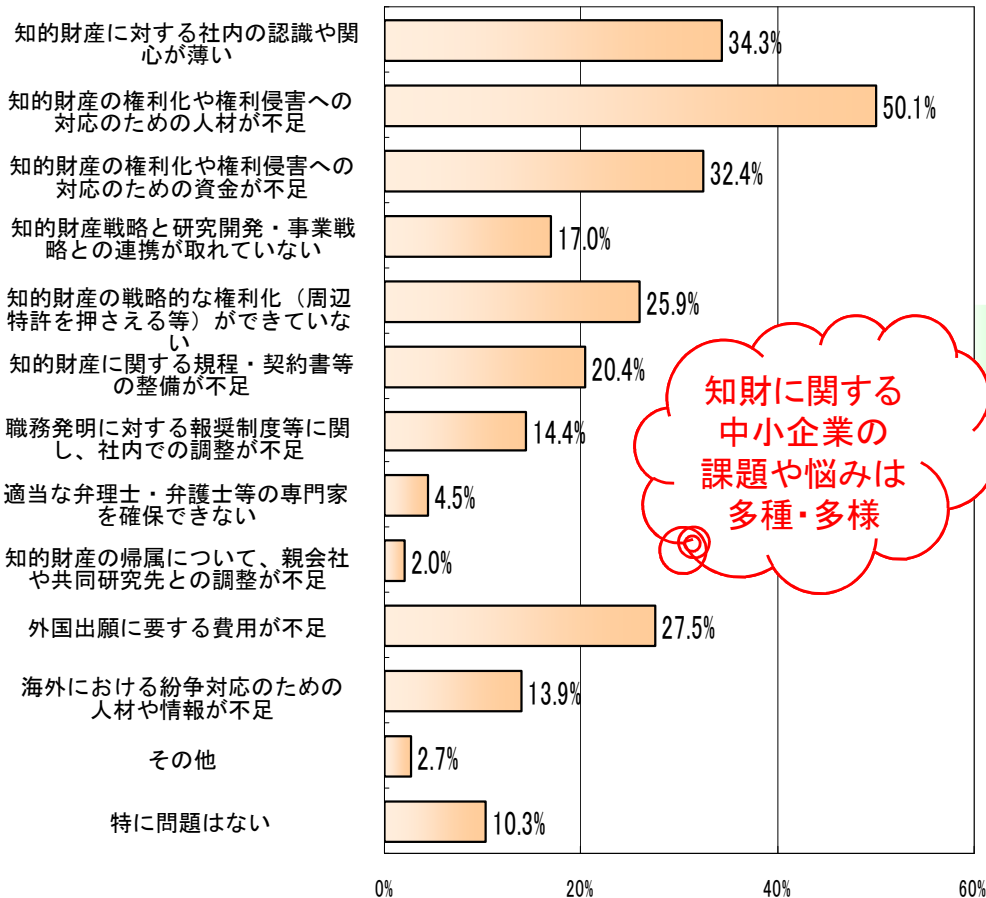
V 今後の取組み

VI 法改正に向けた各小委員会での検討状況等について

II-2.1 知財のワンストップサービスとしての総合支援窓口

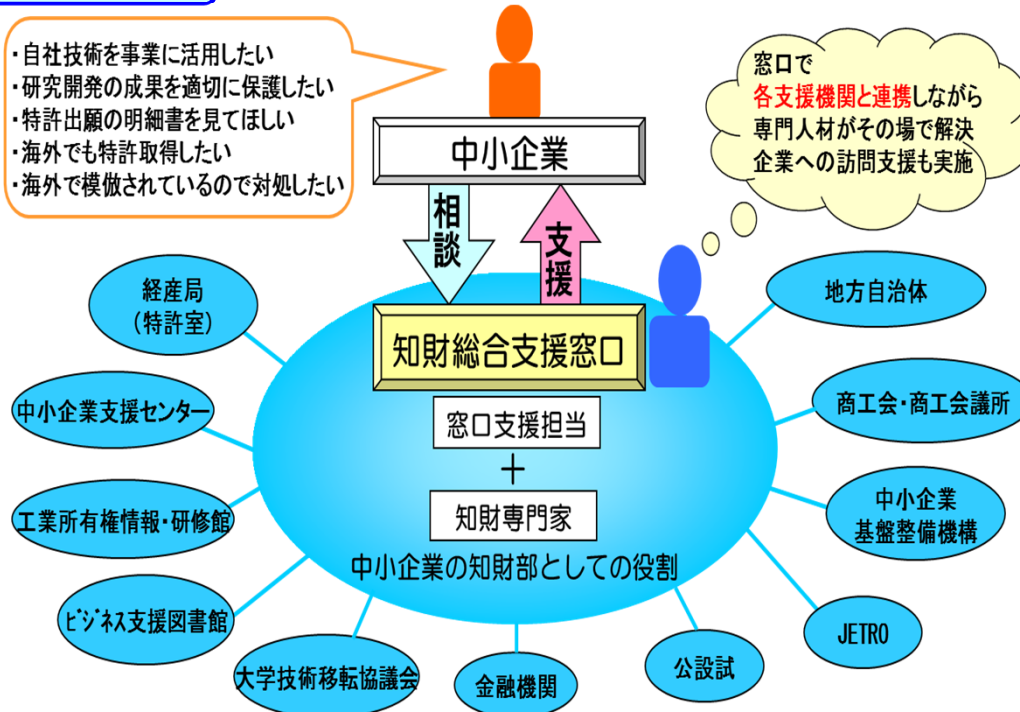
- 「知財の相談はどこに行けばよいかわからない」、「知財は専門性が高く相談に行きにくい」といった中小企業の声が多いことから「知財総合支援窓口」を47都道府県56箇所に設置。
- 様々な専門家・支援機関等と協働でワンストップサービスを提供し、地域・中小企業等の知財活用・新規事業化を支援。

中小企業の知財活動に関する課題・ニーズ



知財に関する中小企業の課題や悩みは多種・多様

事業概要



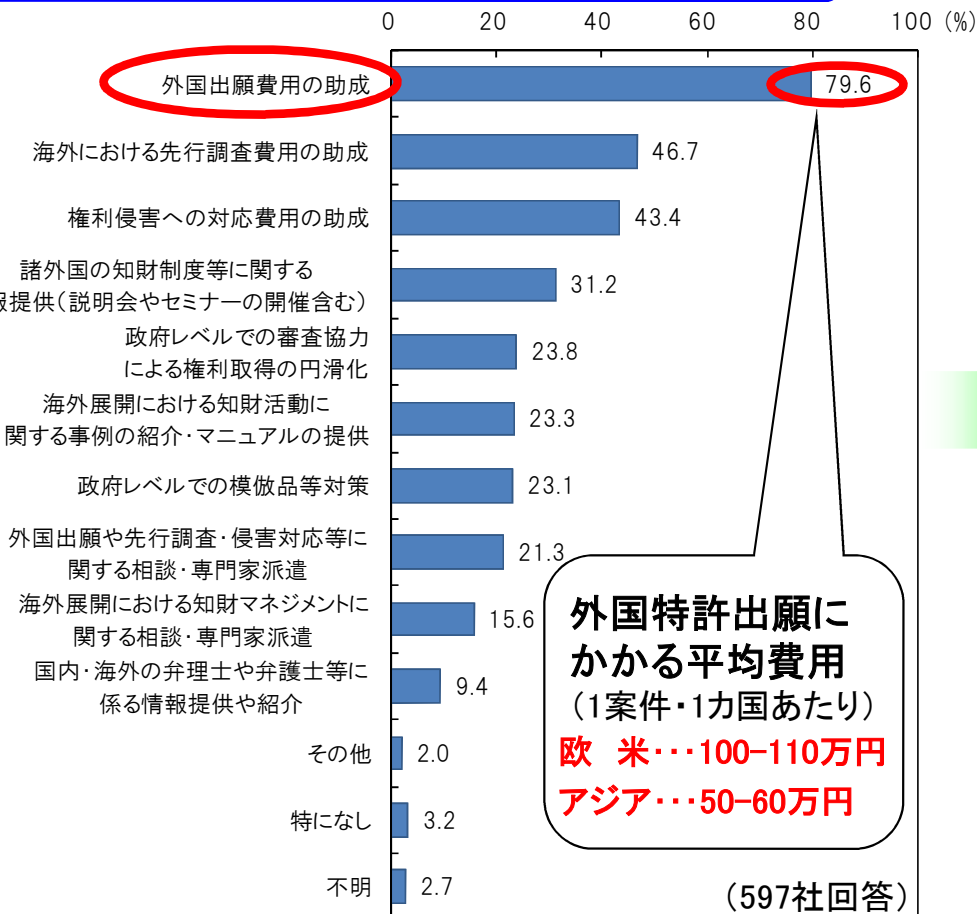
支援実績

- 本事業における中小企業等に対する相談支援件数
- | | |
|--------|----------|
| 平成24年度 | 118,685件 |
| 平成23年度 | 100,910件 |

II-2.2 中小企業を対象にした外国出願補助金

- 外国での権利取得には多額の費用がかかり、中小企業には資金面で大きな負担。
- 地域の中小・ベンチャー企業等の戦略的な外国出願を促進するために、外国出願に要する費用を支援する「地域中小企業外国出願支援事業」を実施。

中小企業の海外知財活動に関する課題・ニーズ



出典:平成24年度中小企業等知財支援施策検討分析事業
中小企業における外国出願に関するアンケート調査報告書
(特許庁, 2013年3月)

支援内容

<補助対象経費>

外国特許庁への出願料、外国出願に要する代理人費用(現地・国内代理人費用)、翻訳費用等

<補助率>

費用の1/2

<補助上限額>

- ・ 1企業あたりの上限額: 300万円(複数案件の場合)
- ・ 案件ごとの上限額
特許出願: 150万円、
実用新案・意匠・商標出願: 60万円
冒認対策商標出願: 30万円

これまでの支援実績

20年度の支援開始以来、支援地域を40地域まで拡大し、24年度までの支援実績はのべ約400件。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施地域数	4地域	8地域	16地域	26地域	36地域	40地域
支援件数	11件	25件	71件	102件	191件	-

II-2.3 特許料等の減免制度

- 大企業に比べ資金面で相対的に負担の大きい中小企業・大学・個人に対して、特許料等を減免。
- これまで減免対象者拡大・要件緩和を行い、減免利用実績も増加。

減免制度の概要

対象	減免規模	要件	法律
非課税等の個人	審査請求料: 免除、半額軽減 特許料(1~3年): 免除又は半額軽減 (4~10年): 半額軽減	・生活保護受給者又は市町村民税非課税(免除) ・所得税非課税(半額軽減)	特許法
赤字中小企業 中小ベンチャー企業	審査請求料: 半額軽減 特許料(1~10年): 半額軽減	・資本金3億円以下 ・法人税が課されていないこと又は設立後10年を経過していないこと 等	特許法
研究開発型中小企業	審査請求料: 半額軽減 特許料(1~10年): 半額軽減	・試験研究費等比率が収入金額の3%超 又は 中小ものづくり高度化法等による認定 等	産業技術力強化法 等
大学・大学研究者 ・公設試験研究機関 等	審査請求料: 半額軽減 特許料(1~10年): 半額軽減	・職務発明であること 等	産業技術力強化法 等

※中小企業には個人事業主を含む

過去の主な改正

実施時期	対象	内容
平成12年1月	資力に乏しい法人	新設(設立5年以下、かつ、資本金3億円以下、かつ、法人税が課されていない法人)
平成12年4月	研究開発型中小企業	新設
	大学・大学研究者	新設
平成16年4月	資力に乏しい法人	要件緩和(設立5年以下→設立10年以下)
	公設試験研究機関 等	新設
平成18年8月	赤字中小企業	要件緩和(設立10年以下の要件を撤廃)
平成24年4月	中小ベンチャー企業	新設(設立後10年を経過していない中小企業を追加)
	個人・中小企業・大学 等	深掘り(特許料の減免期間1~3年→1~10年)
	中小企業	要件緩和(職務発明要件、予約承継要件の廃止)

減免制度利用実績

年度	個人・ 中小企業	大学・大学研究者・ 公設試験研究機関等
H20 FY	6, 117件	4, 163件
H21 FY	7, 301件	4, 621件
H22 FY	7, 394件	7, 372件
H23 FY	7, 098件	8, 067件
H24 FY	15, 242件	10, 939件

■ 研究機関等(大学、企業、研究開発コンソーシアム等)に戦略的な権利取得や知財の管理等の専門家を派遣し、知的財産権の積極的な取得・活用を支援。

産業界のニーズ①

大学等に埋もれている有用な技術を、的確な権利とともに使用したい



広域大学知的財産アドバイザー

大学内の有用な技術を実際に捕捉・選別し、特許情報を活用することにより、適切な権利保護・活用を行える仕組み作りを広域で推進

* 8ネットワーク(69大学)に派遣中(平成25年8月現在)

産業界のニーズ②

研究機関等の革新的な技術を、頑強な権利で固めて事業化したい



知的財産プロデューサー

公的資金が投入された大学・研究開発コンソーシアムに対して、知的財産の視点から、事業化を見据えた戦略の策定・実行を支援

* 24プロジェクトに派遣中(平成25年8月現在)

産業界のニーズ③

海外における事業展開が有利となるように、的確な権利を取得したい



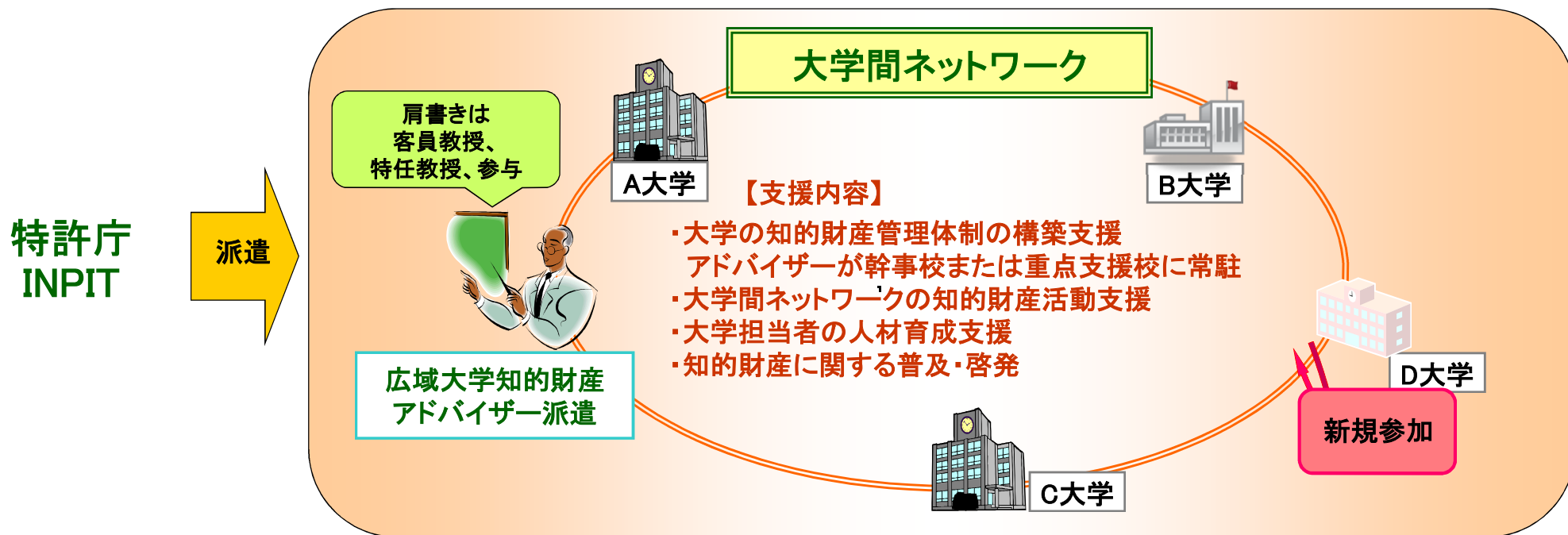
海外知的財産プロデューサー

中小企業等に対して、海外市場における事業展開に適した権利保護・活用等の知財マネジメントの策定・実行を支援

* 支援企業数191件(平成24年度実績)

Ⅱ-2.4 専門人材の派遣①～広域大学知的財産アドバイザー～

- 知的財産を核とした産学連携を推進するためには、大学で生まれた研究成果を確実に捕捉して知的財産として権利化する体制を整備し、知財活動に取り組む大学の裾野を拡大していくことが必要。
- 地域・技術分野での大学間ネットワークに「広域大学知的財産アドバイザー」を派遣し、体制構築・強化等を通じて、ネットワーク内の大学全体での知財活動の底上げを支援。

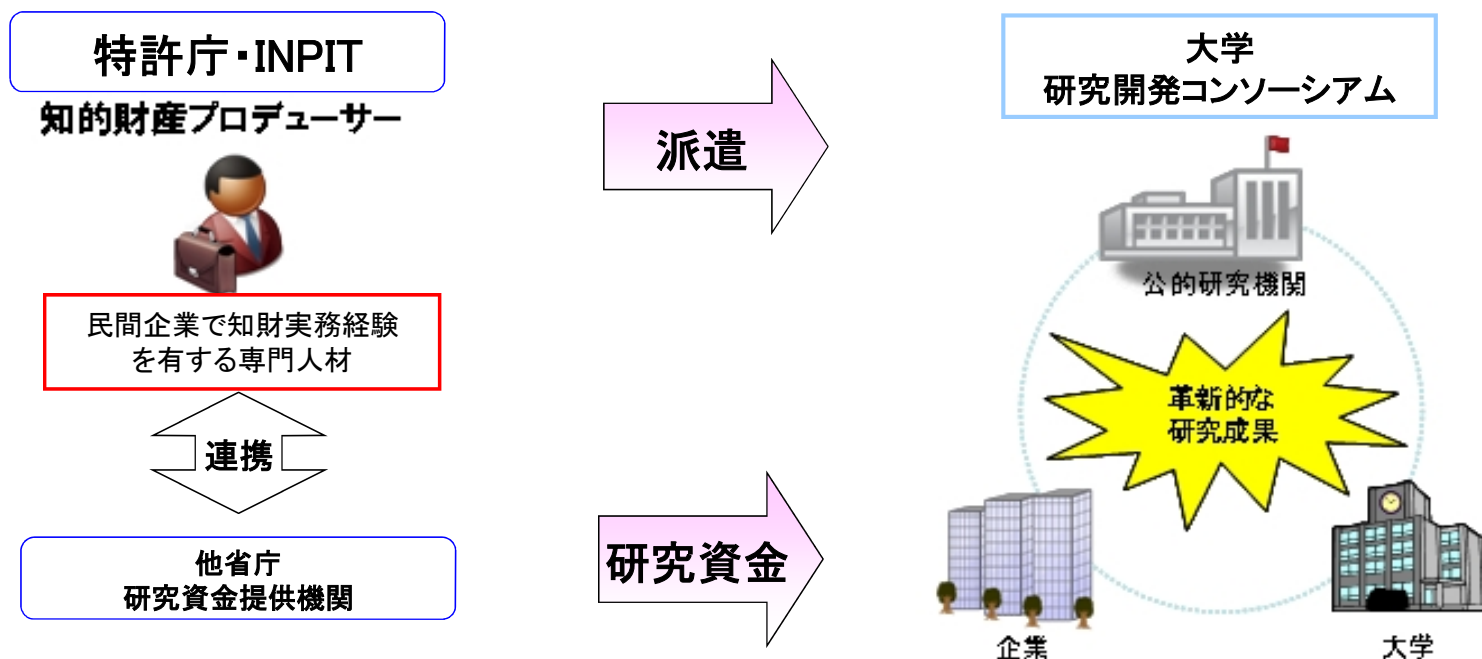


【広域大学知的財産アドバイザーの支援例】

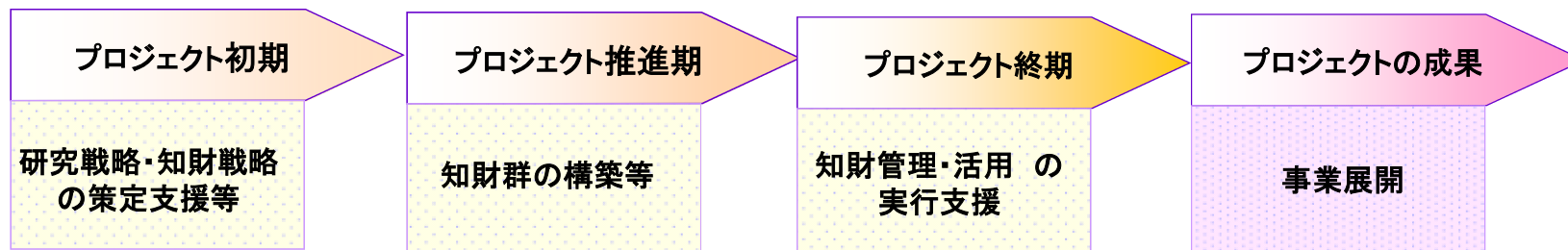
- 各大学の特性を踏まえた知的財産、産学連携に関するポリシー・規程類の制定又は改訂
- 大学の知財担当事務職員の業務引継用として、特許出願等に関する学内手続をまとめたマニュアルを作成
- 学生が関係して創出された知的財産を的確に管理するための学生対応指針を作成

II-2.4 専門人材の派遣②～知的財産プロデューサー～

- 大学や産学官連携の研究開発コンソーシアムは、研究開発に多額の公的資金が投入されており、我が国のイノベーションの起点として期待されていることから、適切な知財戦略の構築を含め確実な事業化が必要。
- 戦略的権利取得・活用等の知財専門家である「知的財産プロデューサー」を大学・研究開発コンソーシアムに派遣し、知的財産の視点から研究成果を事業化・実用化につなげる戦略の策定を支援。



○ 知的財産プロデューサーの事業の例



II-2.4 専門人材の派遣③～海外知的財産プロデューサー～

- 「海外知的財産プロデューサー(民間企業等での海外駐在経験のある知財専門人材)」を6名採用し、中堅・中小を中心とした企業等に対し、事業内容や進出国の知財保護事情に適した戦略的な権利取得、管理・活用等を支援。
- 「海外知財活用講座」を全国30か所で開催し、海外知財PDより海外ビジネスにおける知財面でのリスクや取得した権利の活用手法等を中心に情報提供。

特許庁・INPIT

海外知財プロデューサー



海外事業展開の知的財産面での支援

- ・ 事業に適した知財戦略策定
- ・ 模倣品等を見据えた進出国での権利化
- ・ 技術流出等に対応する社内知財管理体制構築 等

【平成24年度の実績】

- 支援企業数 191件
- セミナー等を通じた啓発事業
 - ・海外知財活用講座 全国30か所で開催
 - ・中小機構との連携セミナー 東京・大阪で開催
 - ・各種連携機関開催の知財セミナーへ講師派遣 全国54か所 等

支援

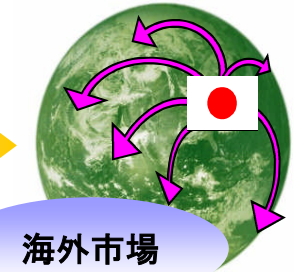


研究開発

権利化・事業化

海外展開

侵害対策



海外市場

中堅・中小企業等

海外知財プロデューサーの支援例

- 海外知的財産事情を踏まえた事業展開に即した知財戦略の策定支援
- 海外展開の際の知財リスク軽減のためのビジネスモデル構築や契約書策定にあたってのアドバイス
- 外国出願を想定した特許のクレーム作成等を含む留意点等のアドバイス
- 技術流出や冒認出願等の懸念を踏まえた、外国展示会出展、サンプル・図面提供の方向性等の提案
- 技術流出のリスクと軽減するための社内知財管理体制の構築支援
- 海外知財リスクに対する意識向上のための啓発活動 等

II-2.5 地域団体商標制度の導入

- **地域団体商標制度の導入**: 地域ブランドをより適切に保護し、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援するため、これまで全国的な周知性が無ければ認められなかった「地域名＋商品(役務)名」から構成される商標(例: 夕張メロン)について、登録要件を緩和。2006年4月から制度を導入。
- **制度の普及・周知活動**: 2007年より、地域団体商標の登録案件や活用事例を紹介する冊子を毎年発刊。2012年版では、新たに審査対応のポイントや地域団体商標Q&Aを掲載。



登録例「仙台いちご」

権利者: 全国農業協同組合



登録例「仙台味噌」

権利者: 宮城県味噌醤油工業協同組合



産品別出願内訳一覧表(2013.9.1 現在)

農水産一次産品	加工食品	菓子	麺類
482	141	33	37
酒類	工業製品	温泉	その他
20	252	49	27
合計: 1041件			

産品別登録内訳一覧表(2013.9.1 現在)

農水産一次産品	加工食品	菓子	麺類
214	55	9	10
酒類	工業製品	温泉	その他
13	196	41	13
合計: 551件			

➤ 登録された商標は2013年9月1日時点で551件に達しており、今後は製品の品質管理、他者の無断使用の監視といった商標権の管理と有効活用を通じて地域ブランドの価値向上を進めていくことが重要。

II-2.6 インターネット無料検索・照会サービス (IPDL)

<IPDLトップページ>

IPDL 特許電子図書館
Industrial Property Digital Library

独立行政法人 工業所有権情報・研修館
National Center for Industrial Property Information and Training

To English Page

工業所有権情報・研修館ホームページへ | 特許庁ホームページへ

お問い合わせ先

IPDLヘルプデスク
受付時間: 9:00-21:00
TEL: 03-5690-3500
E: helpdesk@ipdl.inpit.go.jp

ご利用について

- 各サービスのご利用方法
- FAQ(よくある質問と回答)
- マニュアル等ダウンロード
- ご利用上の注意
- セキュリティソフトの設定

アンケートにご協力下さい

IPDLをご利用の際は、この設定を有効にするようお願いいたします。

プライバシーポリシーについて

トピックス 更新履歴

2009/12/22 ・サービス向上のために、アンケートにご協力ください。

2009/12/22 ・「特許電子図書館(IPDL)初心者向け講習会開催のお知らせを更新しました」

2009/12/22 ・「平成21年度意匠審査基準検討研修」の受講者募集のお知らせ

2009/12/16 ・札幌開覧室移転のお知らせ

2009/12/08 ・「特許検索競技大会2009フィードバックセミナー(東京)の受講者募集します。」

メンテナンスのお知らせ 予定一覧 リリースノート

初心者向け検索 **商標**

初心者向け検索

特許・実用新案

特許・実用新案検索

経過情報検索

商標検索

意匠検索

審判検索

意匠

出願手続きについて

- 産業財産権相談サイト 出願書類の様式、料金、その他一般的なご相談にお応えします
- パソコン出願

公報・資料のご提供

- 公報・資料の閲覧

開放特許情報のご提供

- 特許流通データベース
- リサーチツール特許DB
- 特許情報アドバイザー

人材育成

- 知財関連人材の育成

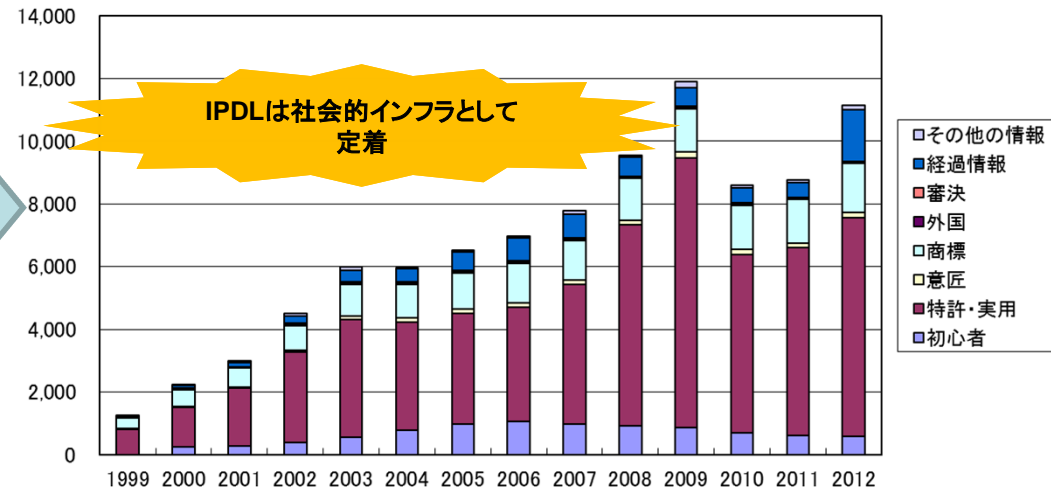
文献蓄積情報

関連HPリンク

経過情報

審判情報

IPDL検索回数の年度推移



- 約9300万件の特許・実用新案・意匠・商標の公報類や諸外国で発行された公報等を蓄積(2013年現在)。
- 機能改善に向けた取組
 - 2006年3月: 審査に関する書類をオンラインで閲覧可
 - 2008年3月: 公報全文をテキスト検索可能
 - 2013年3月: 中国特許文献の日本語翻訳文(要約)提供開始
 - ※2013年8月現在: 約10万件作成、約6.7万件蓄積済

第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

1. 審査の迅速化

2. 中小企業・地域への支援措置

3. グローバル展開・制度調和

4. 特許出願技術動向調査

国際的・戦略的な知財人材の育成

特許庁業務・システム最適化計画

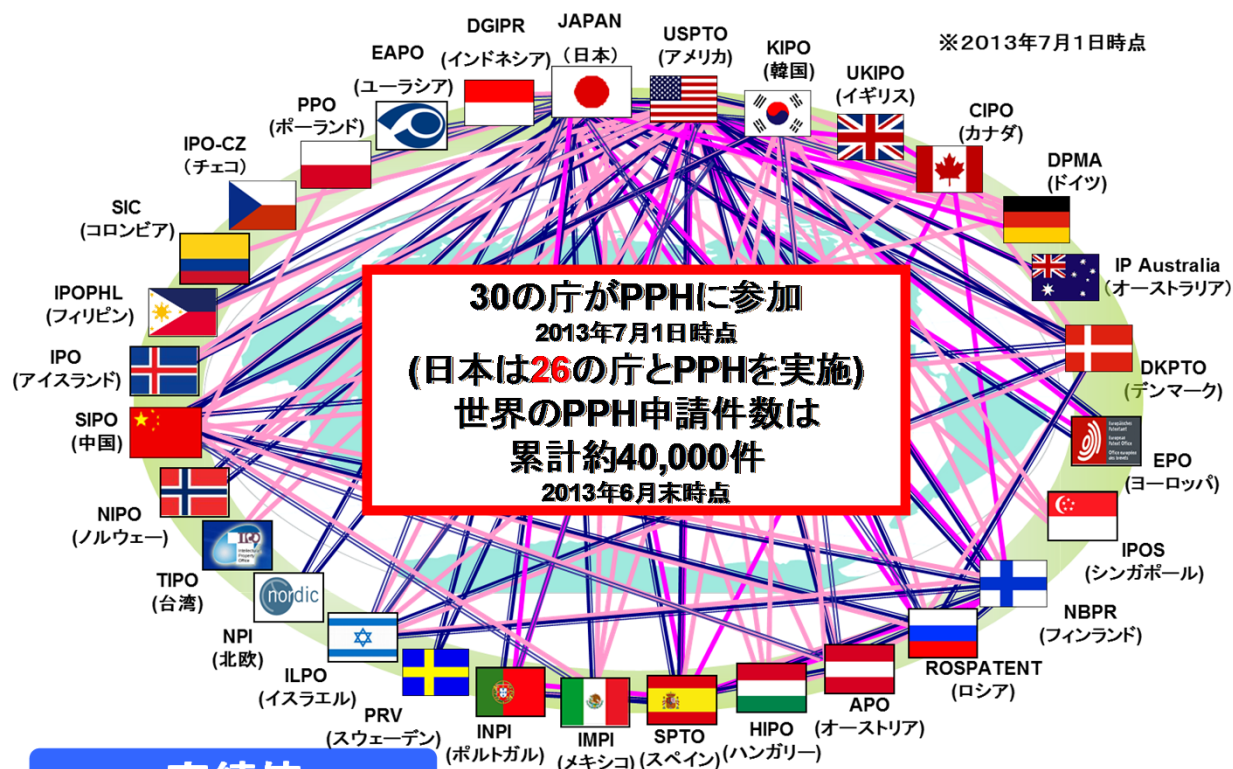
III この10年における環境変化

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

II-3.1 特許審査ハイウェイ(PPH※1) ~PPHネットワークの発展~

- 第1庁又はPCT※2国際段階で特許可能との判断がなされた出願は、出願人の申請により、第2庁又はPCT国内段階において早期審査を受けることができる。
- 国際的な権利取得の早期化／各特許庁の審査負担軽減と審査の質の向上を実現。
- PPH参加国・地域のは、30か国・地域に拡大。PPHの利用件数も、着実に増加。
- グローバルな事業展開には海外で安定した経済活動が保証されるよう、安定した権利保護が必要。



PPHの利便性向上

PPHの手続簡素化

- PPHは2庁間の取組みであって、例えば、我が国特許庁への出願に基づくPPHであっても、第二庁ごとにPPHの要件が異なる等の問題がある。
- 関係国との調整を実施し、PPHの手続簡素化について合意を形成し、更なるPPHの利便性を向上させる。

プブリPPH会合等の場を活用して
PPHの手続簡素化の議論をリード

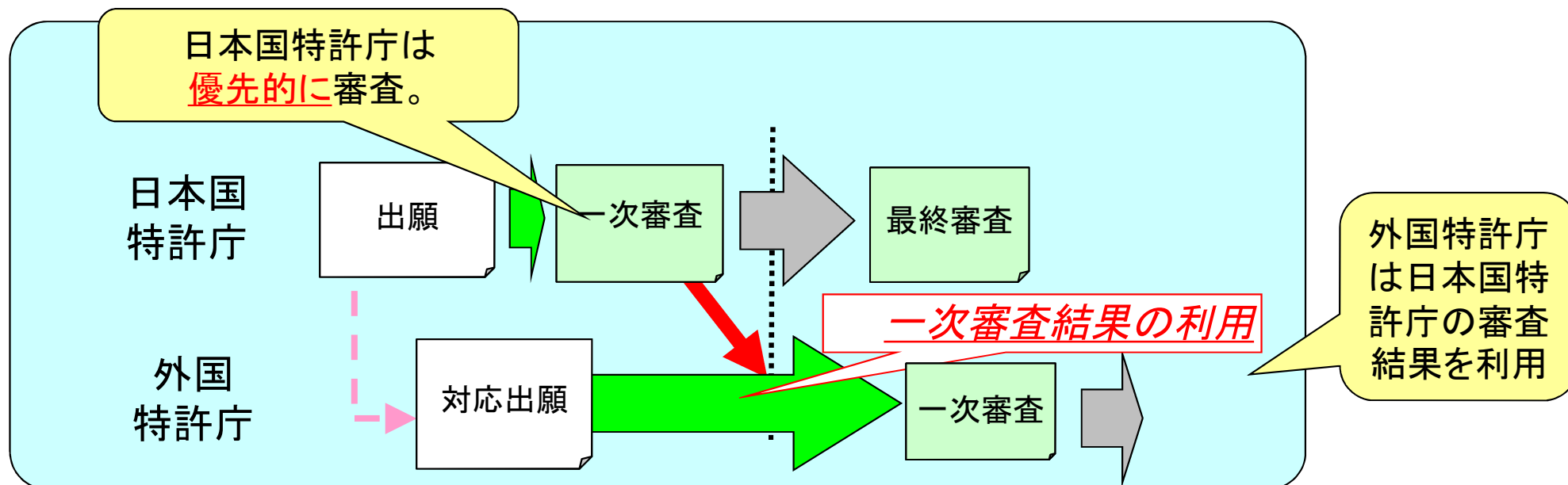
実績値

- 30の庁がPPHに参加(2013年7月時点)
- 累積申請件数約40000件(2013年6月末時点)

※1 PPH(Patent Prosecution Highway)

※2 PCT(Patent Cooperation Treaty: 特許協力条約)

- 出願から2年以内に審査請求された特許出願のうち、外国に対応出願がなされた出願（パリ優先権主張の基礎とされた出願）について、優先的に審査※（2008年4月から実施）
※出願から30か月以内に審査着手
- 日本国特許庁のサーチ・審査結果は、機械翻訳を経て、諸外国に早期に提供
* JP-FIRSTは、JP-Fast Information Release Strategyの略



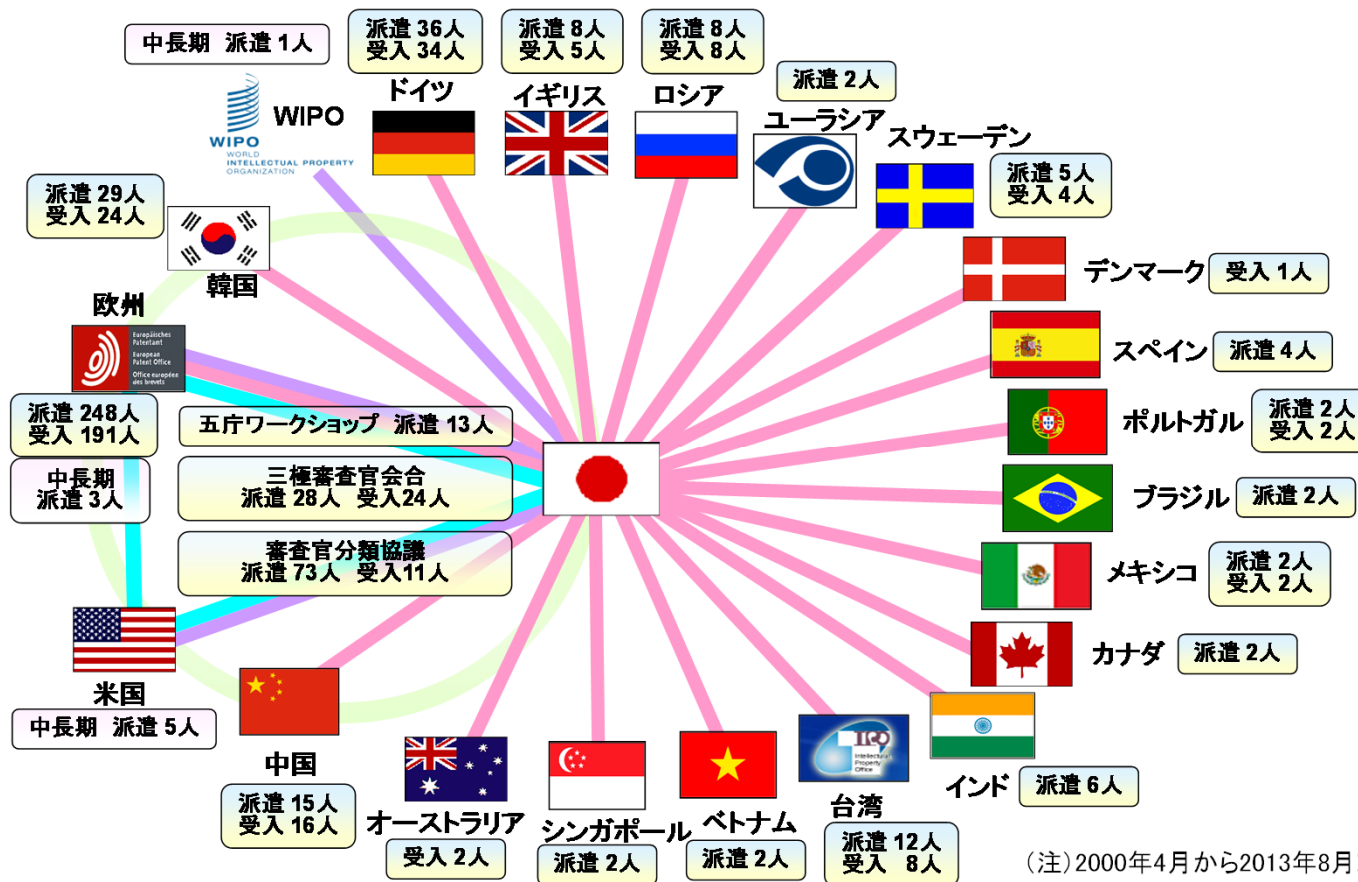
実績

2012年度実績 : 7,605件

II-3.3 国際審査官協議の拡充

- 我が国と海外特許庁相互に、審査官を派遣し、実際の出願についての特許要件等に関する議論を通じ、相手国の審査手続や特許要件の判断基準をより深く理解し、審査実務の調和や施策・取組みの推進を目指す。
- アジア新興国等との間でも順次国際審査官協議を開始し、当該国での適切な知財システムの整備の促進に貢献する。

【実施状況】



(注) 2000年4月から2013年8月末までの実績(延べ人数)



II-3.4 新興国審査官の育成支援

- 新興国の審査官に対し日本の審査官が直接、特許性の判断基準等の審査実務に関する研修指導等を行うことにより、日本のユーザーの新興国における審査結果の予見性を高め、権利取得しやすい環境が整備されるよう協力。これによって、日本企業のグローバルな経済活動を支援。

ユーザーの声

企業等と特許庁との
意見交換会に基づいて

- ASEANの審査官に日本と同じような審査の考え方を植え付け、審査の予見性が高まるようにして欲しい。
- ASEANなどの新興国に支援や働きかけを行い、仲間作りの強化と審査基準等のハーモナイゼーションを行って欲しい。
- 各国審査の判断基準、サーチ能力の統一を希望。特に新興国の特許庁への審査・協力や指導を希望。
- アジアの発展途上国に対して、日本が積極的に協力を行い、日本と同様の制度を普及させて欲しい。

具体的施策

- 国際研修指導教官の新興国への派遣／日本での指導。
 - ・2013年度、ベトナムや、昨年度から実体審査を開始したシンガポールに計4名を派遣。特許審査実務について指導。
 - ・2013年度、日本国特許庁にてシンガポールの特許審査官4名を受入予定。
- 国際審査官協議を通じた特許性の判断基準等の審査実務指導。
 - ・2010年度から、インドにのべ6名の特許審査官を派遣、日本の実務を紹介。
- WIPOと協力し、ASEANの審査官に対して特許審査実務等に関する指導を実施。
 - ・2012年度は、27名のASEAN審査官を招へい。22名の我が国審査官が、審査実務を指導。
- ミャンマーにおける知的財産制度整備支援。

今後の方向性

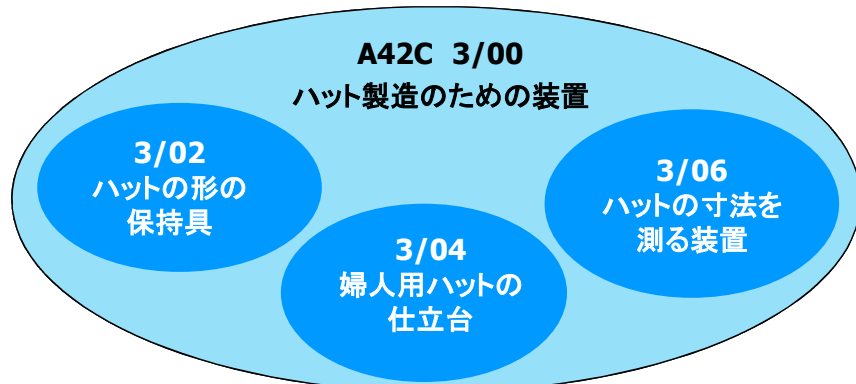
- 国際研修指導教官等の派遣の更なる拡充。
- 効果的・効率的に研修指導を行うための内容の整備・充実。

II-3.5 特許分類の国際的取組み

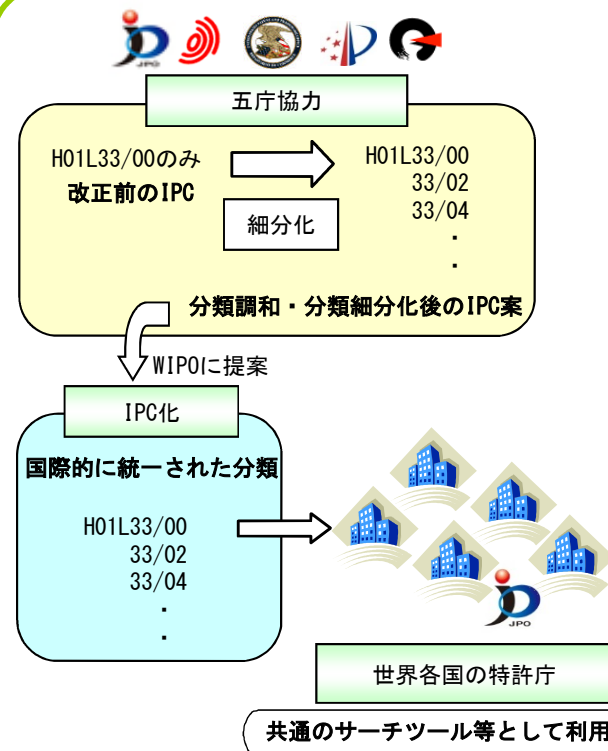
- 各国における適切かつ効率的な特許審査に資するため、技術分野毎にポイントとなる技術要素を細分化した国際特許分類(IPC : International Patent Classification)が存在(1968年に欧州評議会が作成し、2009年以降は毎年度リバイス)。
- ただし、IPCは項目が少なく粗い。審査の迅速化、効率化を最大化するため、日本国特許庁は、IPCを詳細化した日本分類(FI : File Index)を策定し、主に国内文献について付与、管理している。

国際特許分類(IPC)とは

- A42C** ハットまたは他の頭を覆うものの製造あるいは仕立
- 3/00** ハット製造のための種々の装置;仕上ったハットの形または寸法を変えるための装置
 - 3/02** ・ハットの形の保持具
 - 3/04** ・婦人用ハットの仕立台
 - 3/06** ・ハットの寸法を測る装置



IPCの細分化に向けた国際的な取組み



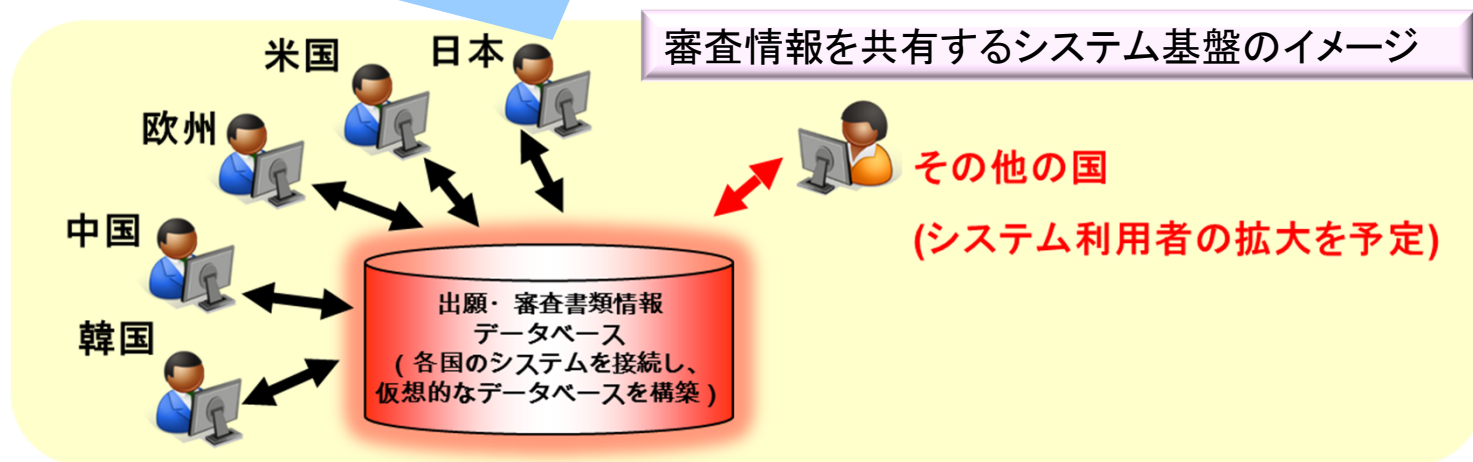
- 日米欧中韓の五大特許庁は、国際特許分類(IPC)をより細分化する取組みを進めてきた。
- 本年6月の五庁長官会合で、Global Classification Initiative(GCI)を立ち上げることに合意。今後はGCIの枠組みの下、IPC改正を行っていく。
- GCIでは、FIとCPC(欧米が共通で用いる内部分類)を整合させることによりIPCを細分化するとともに、新規技術に対応したIPCの作成を行う。

II-3.6 特許審査情報共有システム基盤の整備

- 各国の特許庁が保有する出願情報・審査結果情報を一括で取得可能とするシステムを構築することにより、特許庁間でのワークシェアリングの促進に貢献。
- 日米欧中韓の五大特許庁間において、各庁が保有する出願情報・審査結果を、一括で取得可能とする審査情報共有システムが本年7月に稼働開始。
- 今後、審査情報共有システムを五大特許庁以外の国々(アセアン各国等)も利用できるよう、WIPOと協力してシステム基盤の整備を推進。

各国の審査結果情報を一括で取得

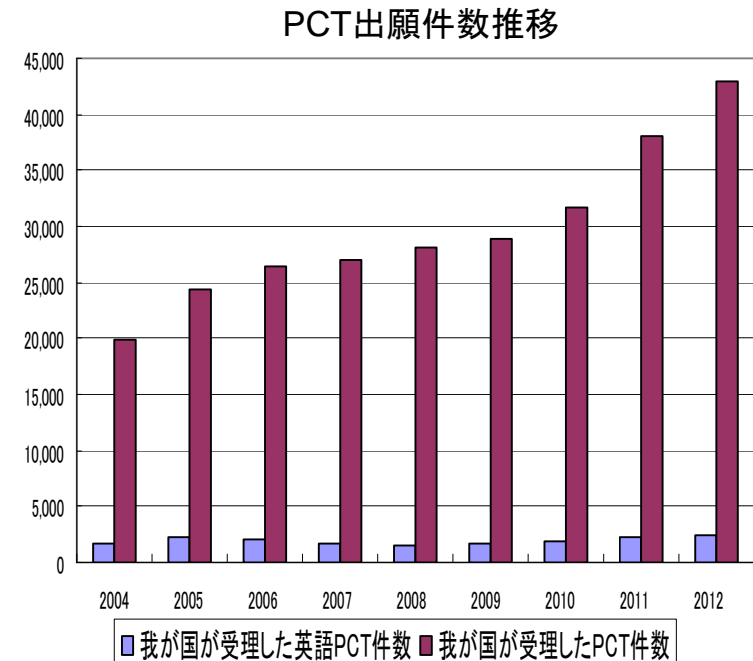
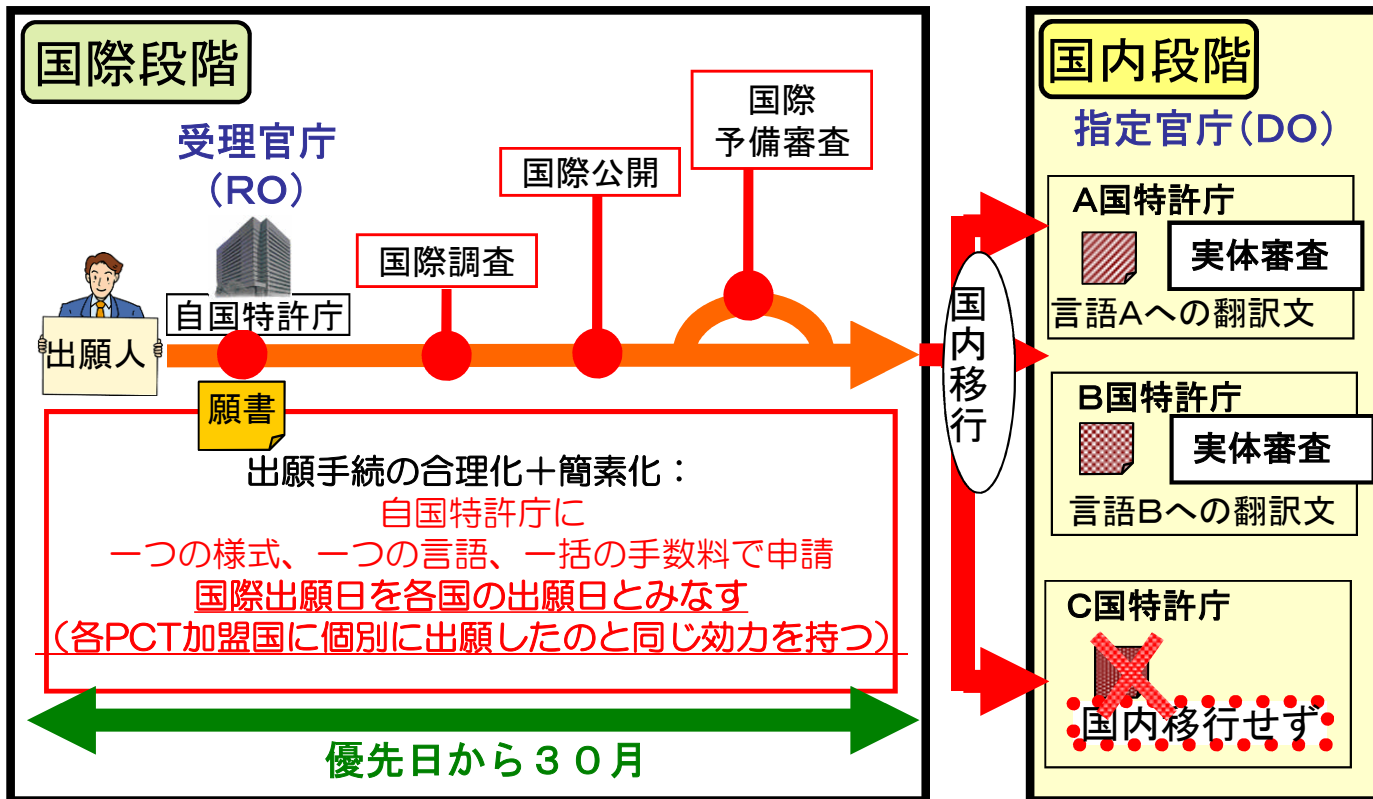
JAPAN		Country A	Country Z
DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
** .05.2008:	Request for a Patent	*****	XXXXXXXX
** .05.2008:	Description	*****	XXXXXX
** .05.2008:	Abstract	*****	XXXXXXXX
** .07.2010:	Request for Examination	*****	XXXXXX
** .11.2011:	Notification of Reasons for Refusal	*****	XXXXXXXX
** .01.2012:	Written Argument	*****	XXXXXX
** .04.2012:	Decision to Grant a Patent		



II-3.7 国際特許出願の利便性向上へ向けた取組(PCT)

- (国内出願など先の出願の後に行われた)国際出願には記載されていないが、当該国際出願の優先権主張の基礎となる先の出願には完全に記載されている内容がある場合に、当該記載を引用して補充する事ができる救済制度を省令改正により導入(2012年10月)。
- 国内出願と同様に低廉かつ簡便に国際出願手数料の納付が可能となるよう、所用の規定の整備を行うべき旨、特許制度小委員会においてとりまとめ(2013年2月)、今後、法律改正により実現の予定。

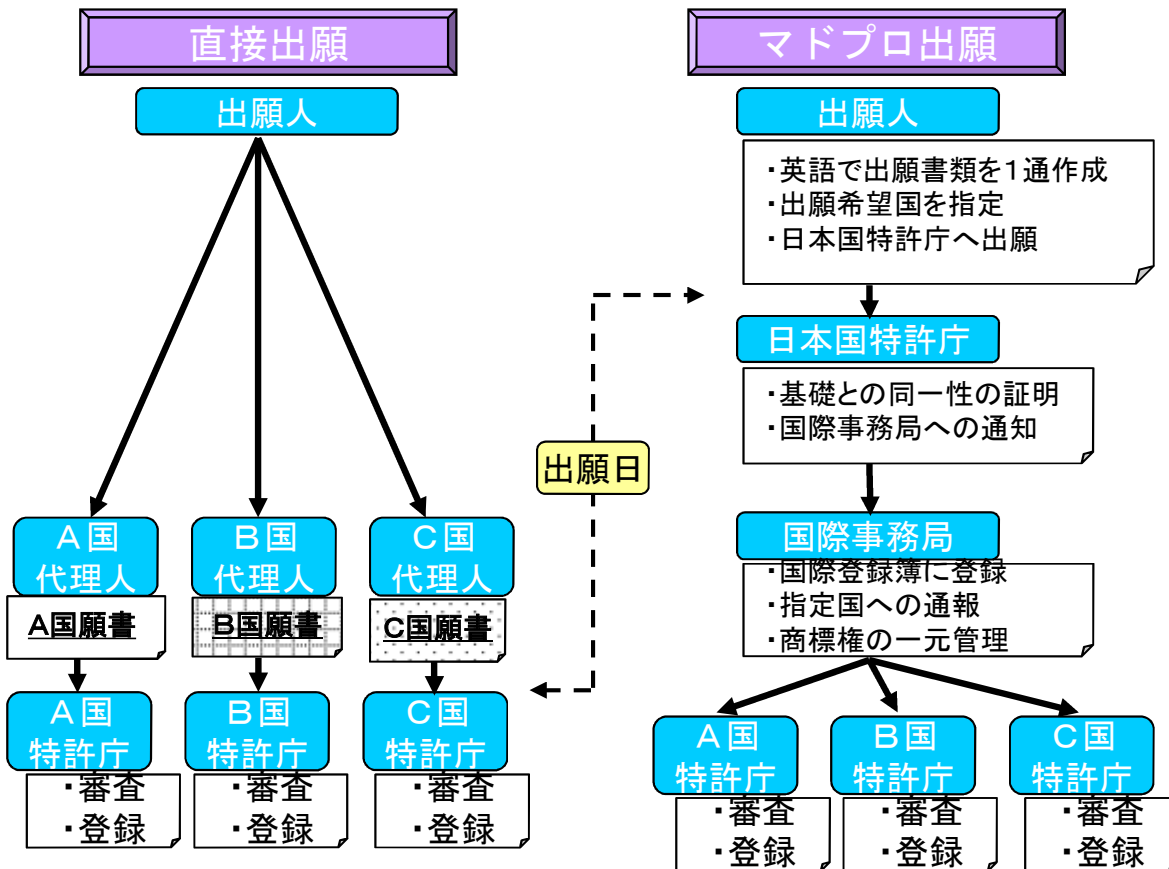
【PCT出願制度の概要】



II-3.8 国際商標出願の利便性向上へ向けた取組(マドリッド制度)

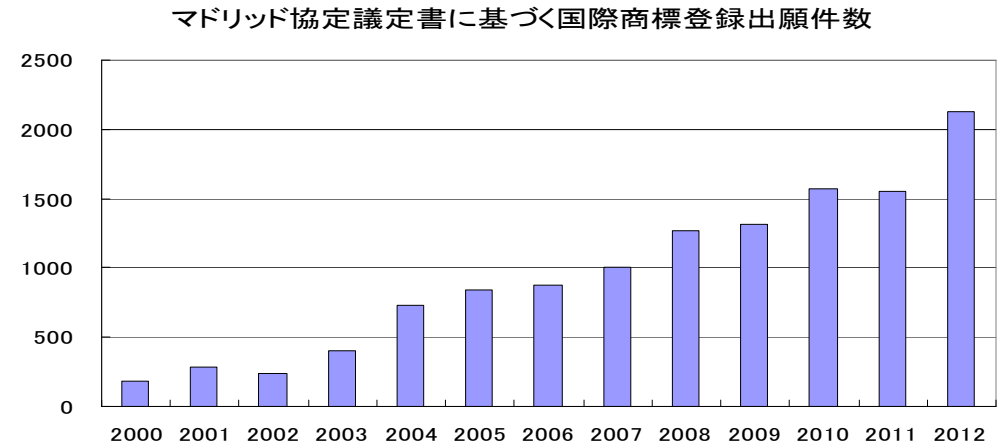
- マドリッド制度加盟国増加により制度利用による手続負担の著しい軽減が図れることから、ユーザーに対してより一層の制度普及啓発を実施。
- マドリッド制度を利用した適時の権利取得を支援するため、WIPO国際事務局と指定商品・役務名の表記等の審査の運用の調和に向けた取り組み・環境整備を実施。

商標の国際登録



加盟国拡大による制度利用価値の拡大

2013年2月にメキシコ、同年7月にインドがマドリッド制度に加盟したことに加え、ASEAN諸国が2015年までに加盟予定となっており、これらの国の加盟支援と共に国内ユーザーへの普及啓発を実施。

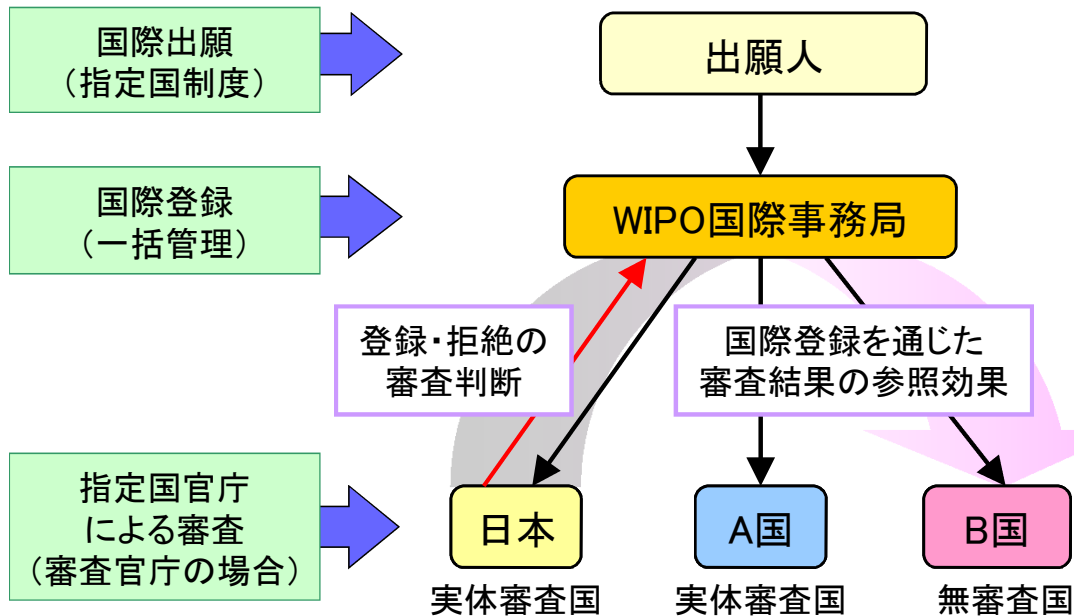


(出典) 特許庁統計

II-3.9 国際的枠組みの整備、ハーグ協定への加入

- 近年、我が国出願人による海外への意匠登録出願が増加している一方、我が国は、各国への一括出願を可能とする国際条約であるハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入していない（特許及び商標の分野では、同等の条約に加入済み。）。
- 当該条約に加入することで、出願人の手続負担やコスト負担の抑制につながることから、審議会の小委員会で検討を行った。

ハーグ協定のジュネーブ改正協定加入時の概念図



ハーグ協定の概要

- 一つの願書及び図面で、複数の国（締約国）での意匠登録を得ることが可能
 - 願書の記載言語は、英語、フランス語又はスペイン語のうち、任意で選択可能
 - 複数の国の意匠権が国際事務局の原簿で一括管理されるため、各国における権利の更新、権利の移転等に際し、料金の支払等の手続を一括で行うことが可能
- ※ 2013年8月現在45か国が加盟（日本は未加盟）

【ハーグ協定のジュネーブ改正協定への主要国加入状況】

- ・欧州：加入済み（2008年1月）
- ・米国：加入のための国内法改正法案が成立（2012年12月）
- ・韓国：加入のための国内法改正法を公布済み（2014年7月施行予定）
- ・中国：高い関心あり
- ・アセアン：2015年、7か国の加入を目標

我が国の審査結果の発信により
海外での安定的な権利活用を支援・促進

II-3.10 新興国等知財情報データバンク

- 新興国等でのビジネスに関わる我が国企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の知財実務情報を幅広く提供するためのウェブサイト。
- 現在は、中国・韓国・台湾の東アジア地域を中心に情報を提供しており、平成25年10月を目処に、ブラジル・ベトナム・シンガポール・ロシア・マレーシア等の情報提供を開始する予定。

* 掲載記事数：329件（平成25年8月末）

海外ビジネス
検討開始

先行調査

出願実務

活用・その他

海外ビジネス
成功

新興国等知財情報データバンク

法制度調査
特許法、商標法、条約、施行規則、審査基準

文献調査
特許公報等の調べ方

秘密管理
営業秘密管理、技術流出防止

費用
出願、登録、審判、訴訟の費用

現地機関調査
知財庁、裁判所、その他の関連機関

出願
手続の流れ、優先権主張

審査
審査の流れ、新規性の判断、進歩性の判断、記載要件の不備

補正
補正の制限

審判決調査
審決・判決の調べ方

統計調査
出願・登録件数、訴訟件数

審判対応
侵害訴訟、手続の流れ

訴訟対応
無効審判、訂正審判、手続の流れ

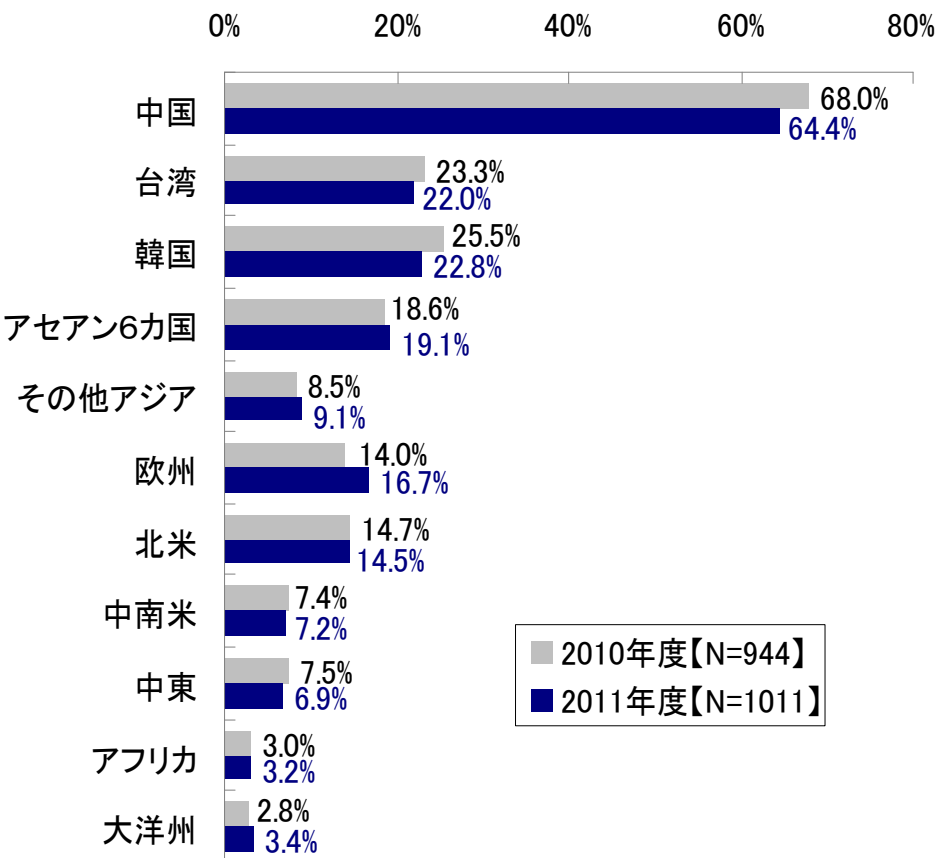
実施許諾
ライセンス契約、海外送金

II-3.11 我が国企業の海外での模倣被害対策支援

- 海外での我が国企業の活動を支援するため、現地JETRO事務所等において相談対応等を実施。
- 模倣被害の多発する国・地域における対策方法をまとめた「模倣対策マニュアル」を作成・配布しているほか、セミナーの開催等、模倣品対策に必要な情報の提供を実施。

【海外において模倣被害を受けた国・地域】

(被害社率・複数回答)



※ 模倣被害があったと回答した企業の中で、当該国・地域で被害を受けた企業の割合 (当該国・地域で被害のあった企業数/模倣被害を受けた企業の総数)

※ アセアン6カ国: インドネシア、タイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、フィリピン
(出典)2012年度模倣被害調査報告書

【模倣被害対策支援】

○個別の相談対応

- ・ 国内外における模倣被害についての相談、弁護士・弁理士による模倣被害の個別相談を実施

○法律事務所、調査会社等の紹介

- ・ 現地において日本語の通じる、或いは日本企業との間で実績を有する法律事務所等を紹介

○企業等への情報提供

- ・ 模倣対策マニュアル等を国・地域ごとに作成、インターネット等を通じ広く提供
- ・ 外国の法制度・運用・模倣対策手法に関する情報をセミナー等を通じて提供

○人材育成支援

- ・ 現地の税関、警察等の執行関係機関の人材育成を支援

○相手国政府への働きかけ

- ・ 日中知的財産権WG等の場を通じて模倣品取締の強化等を要請

II-3.12 日米欧中韓五大特許庁会合

- 企業のグローバルな活動が加速し、国際出願が増加する中、出願増による負担や同一内容の出願を各国別々に審査する審査の重複に伴う負担を軽減するために、特許庁間での協力は不可欠。
- 1983年以降、増加するワークロードへの対処等の協力について、日米欧の三極で行っていたところ、2007年からは、日米欧の三極に中韓を加えた五庁の枠組みにおいて、知的財産における世界的な取組みをリードすべく、五大特許庁長官会合を継続的に開催。

日米欧三極特許庁会合 (1983年～:30回)

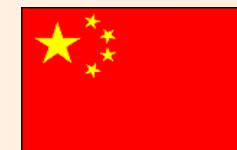
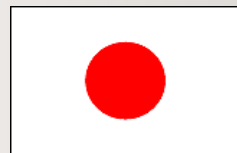
これまでの主な取組み

- ドシエ・アクセス・システム
- 三極法令・審査基準比較研究
- 共通出願様式

日米欧中韓五大特許庁会合 (2007年～:6回)

これまでの主な取組み

- ワンポータルドシエ、グローバルドシエ
- 特許制度調和
- 特許分類細分化



三極から五庁への枠組みの広がり

- アセアンは我が国にとって重要な経済圏であり、進出する日系企業としてもアセアンでの特許・意匠・商標の取得・活用のニーズは高い。しかし、国際条約への加盟の遅れや不十分な審査能力等、制度・運用に課題が存在。
- 日本国特許庁として、成長著しいアセアンの更なる経済発展及び進出する日系企業の事業活動支援のため、2012年以降、日アセアン特許庁長官会合を定期的に開催し、アセアンへの知財協力を強化。

日アセアン長官会合

- 第1回会合(2012年2月に東京で開催)
アセアンの経済成長のための知財保護強化、アセアンへの日本の協力を確認する「東京知財声明」を採択
- 第2回会合(2012年7月にシンガポールで開催)
アセアン各国における産業財産権制度の改善や、審査手続の透明化等を規定した協力覚書への署名・行動計画の採択
- 第3回会合(2013年4月に京都で開催)
東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)や世界知的所有権機関(WIPO)との協力を盛り込んだ行動計画の採択

第3回会合で採択した行動計画の概要

- ▶ERIAやWIPOといった関係機関との連携強化による模倣品対策等に関する協力の推進
- ▶アセアン各国知的財産庁と審査情報を共有するための共通システム基盤の構築によるIT支援の強化
- ▶特許分類や文献検索、特許審査ハイウェイに関するセミナーなど審査実務への支援強化



知財保護環境の整備により、進出する日系企業の事業活動を支援



模倣品対策等アセアンにおける知財保護環境整備の進展、アセアン各国知財庁における審査の質の向上が期待される

- 日米欧で共通認識を形成しつつ、出願件数が爆発的に増加する中国を交えた五大特許庁会合などの場を活用して制度調和の議論を主導。その他の先進国にも議論を展開。
- 各国制度調査研究を主導しつつ、研究結果を踏まえ各庁専門家による議論を深化。議論の制度調和に向けた関心・議論の推進力の維持。

テゲルンゼイ会合

日米欧の三極特許庁と欧州主要国(英、独、仏、デンマーク)の特許庁による枠組み

- 欧州特許庁に加え、欧州特許条約を改正する権限を有する欧州主要国を交えた共通認識の形成の場として期待(欧州特許庁は条約で規定される組織であり、条約を改正する権限がない。)
- 主に4つの重要項目(グレースピリオド、18ヶ月公開制度、先使用权、衝突する出願)について議論
- 現在、ユーザーからの意見を聴取し、専門家による議論を継続しているところ

五大特許庁会合

- 2011年 五大特許庁長官会合において制度調和について議論を開始し、特許制度調和専門家パネルを設置
- 現在、専門家による制度・運用の調査研究結果に基づき、議論を進めているところ

第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

1. 審査の迅速化

2. 中小企業・地域への支援措置

3. グローバル展開・制度調和

4. 知的財産国際権利化戦略推進事業

特許出願技術動向調査

国際的・戦略的な知財人材の育成

特許庁業務・システム最適化計画

III この10年における環境変化

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

【昨年度】昨年度は技術分野横断的に①知財の調達、②権利化デザイン、③権利化実行、④人財確保・管理、⑤国際標準化との融合戦略を調査。

【目的】平成25年度は技術分野に分け、各分野における知財戦略上の共通課題等を設定、我が国企業のグローバル知財戦略のあり方を分野別に深掘りする。

調査イメージ(内容は一例であり、今後変更の可能性有り)

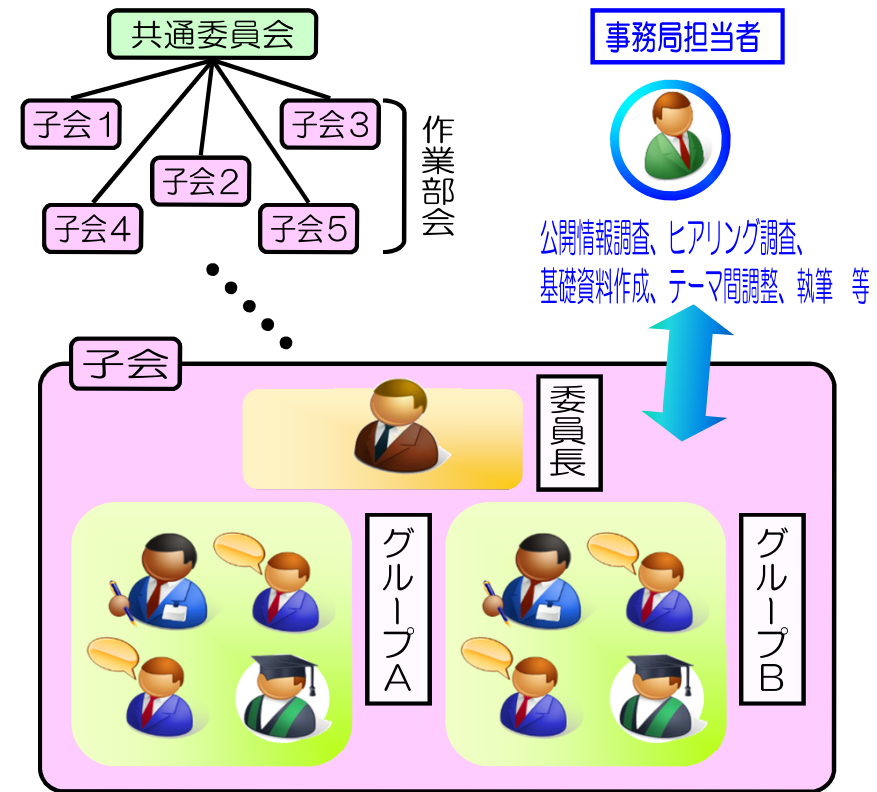
分野横断検討内容

(例)24年度調査において、深掘り調査が必要な事項、及び分野横断的検討が必要な事項(特許数/一製品)毎の知財マネジメントの分野横断的検討

(例1) 自動車 (部品)	(例2) 素材 (鉄鋼)	(例3) 製薬	(例4) エレクトロ ニクス	(例5) インフラ
新技術への移行 (EV・FCV) と部品から見た知財取 り扱い検討	中国鉄鋼 企業知財 活動、 偽造品質 保証シート に対する 考え方	新興国等 におけるア ンチパテ ント政策の課 題・対策等	ビジネス転換 における知 財取り扱い 検討	インフラ輸出 に係る 知財取り扱 い検討

分野別検討課題

実施体制(共通委員会と作業部会)

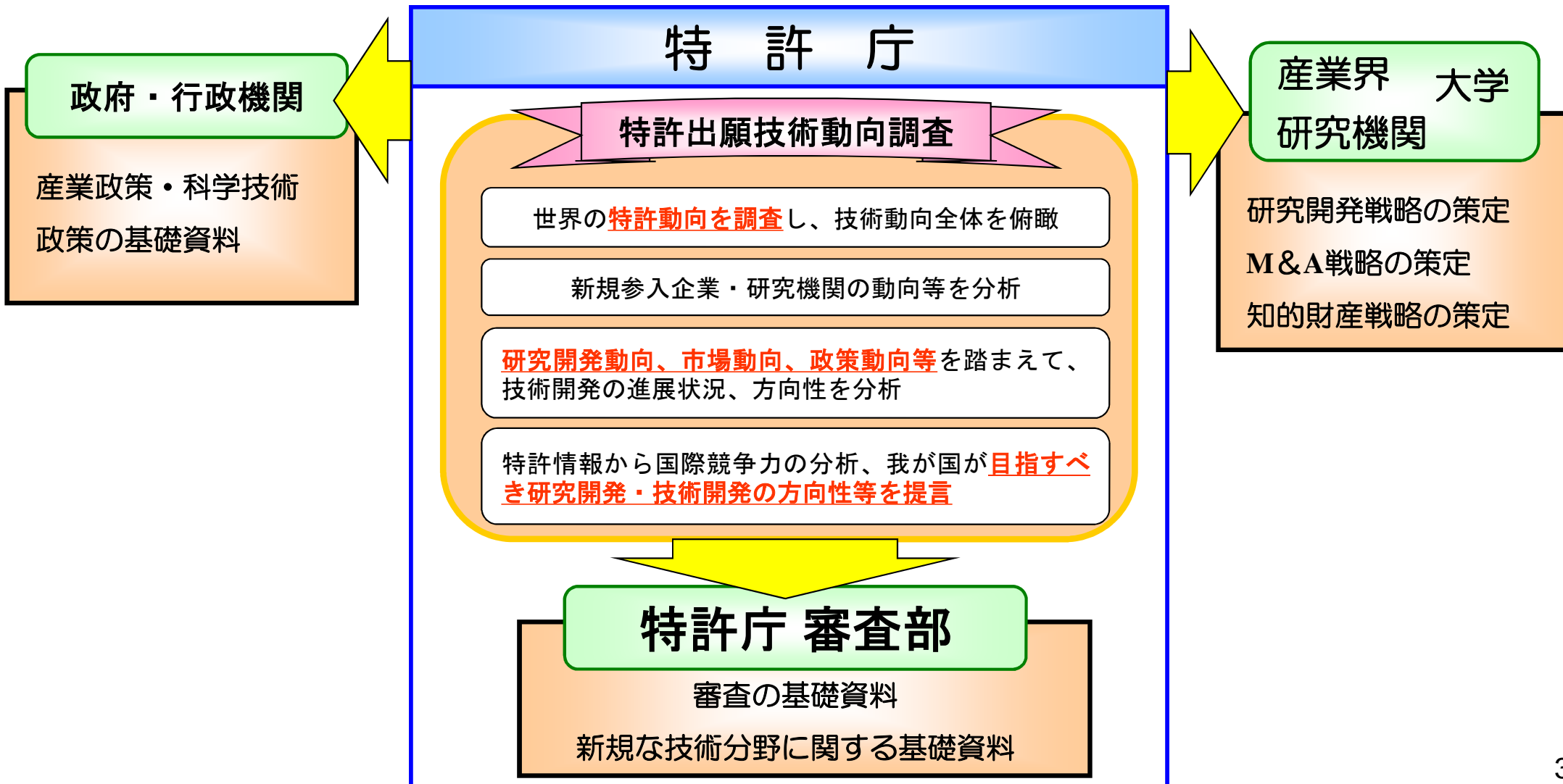


【委員の構成】委員長…学識経験者/委員…産業界中心。弁理士・学者等は補完的。

【委員の役割】テーマ設定、ヒアリングの実施、委員会資料・報告書の執筆等

II-4.2 特許出願技術動向調査

- 「特許情報」を活用した「技術動向の分析と情報発信」を行うために、科学技術基本計画において定められた分野を中心に、技術の発展が見込まれる分野または社会的に注目されている分野について内外の特許出願・学術論文を分析し、産業界等に発信（特許審査にも利用）。



II-4.2 特許出願技術動向調査～過去のテーマ一覧～

テーマ名		テーマ名		テーマ名		テーマ名	
11FY	1 特許から見た食料安全保障の検証	15FY	1 PDP表示制御	19FY	1 バイオセンサー 酵素・微生物を利用した電気化学計測	23FY	1 電子ペーパー
	2 特許から見た容器包装分野の環境技術の現状と今後の課題		2 光集積回路		2 ヒートアイランド対策技術ー緑化技術と機能性舗装ー		2 医用画像の利用技術
	3 バイオテクノロジーの環境技術への応用		3 電子地図(GIS)利用技術		3 ディーゼルエンジンの有害排出物質の低減技術		3 イオン発生装置及びその応用技術
	4 個人認証を中心とした情報セキュリティ		4 ネットワーク関連POS		4 半導体の機械加工技術		4 機能性皮膚化粧品
12FY	1 省資源・長寿命化住宅		5 ナビゲーションシステム		5 メタンハイドレート		5 炭素材料及びその応用技術
	2 環境計測・分析技術		6 先端癌治療機器		6 幹細胞関連技術		6 インターネットテレビ
	3 電子ゲーム		7 ポスト・ゲノム関連技術ー産業への応用ー		7 カラオケ関連技術		7 携帯高速通信技術(LTE)
	4 高性能光ファイバ		8 再生医療		8 バイオメトリック照合の入力・認識		8 水処理膜
	5 次世代フラットパネルディスプレイ		9 光触媒		9 電子ゲーム		9 燃料電池
	6 医療機器		10 半導体試験・測定システム		10 自然冷媒を用いた加熱冷却	24FY	1 高効率照明
	7 サプライチェーン・マネージメント		11 LSIの多層配線技術		11 固体廃棄物及び汚染土壌の処理技術		2 パワーコンディショナ
	8 自動車と環境		12 電子計算機のユーザーインターフェイス		12 光伝送システム	3 インスタント麺	
	9 バイオテクノロジーの環境技術への応用		13 移動体通信方式	1 太陽電池	4 スマートフォンを実現するための管理・監視技術		
	10 バイオテクノロジーの医療分野への応用		14 携帯電話端末とその応用	2 車両用施錠技術	5 タッチパネル利用を前提としたGUI及び次世代UI		
	11 バイオテクノロジー基幹技術	16FY	1 プラスマディスプレイパネルの構造と製造方法	3 電気推進車両技術			
	12 チップ・サイズ・パッケージ		2 自然災害対策関連技術	4 多層プリント配線基板			
	13 燃料電池		3 放電灯点灯回路	5 バイオベースポリマー関連技術			
	14 薄膜形成技術		4 非鉄金属材料の溶接	6 マイクロアレイ関連技術			
	15 鋼鉄の製造		5 回転機構の振動防止	7 インターネット社会における検索技術			
	16 デジタルテレビジョン技術		6 インクジェット用インク	8 デジタルカメラ装置			
17 情報機器・家電ネットワーク制御技術	7 自動車軽量化技術		9 フォトマスク				
18 コンテンツ記録用メモリアカード	8 遺伝子関連装置技術		10 ネットワーク関連POS				
19 光伝送システム	9 半導体製造装置プロセス管理技術		11 再生医療				
20 ナノ構造材料技術	10 カラーマッチング・マネージメント技術		12 情報機器・家電ネットワーク制御技術				
13FY	1 デジタルコンテンツ配信・流通に関する技術		11 バイオインフォマティクス	21FY	1 加速度センサ		
	2 インターネットプロトコル・インフラ技術	12 ICタグ	2 有機EL表示装置の駆動技術				
	3 IT時代の実装技術ーシステム・イン・パッケージ技術	17FY	1 有機EL素子		3 LED照明		
	4 プログラマブル・ロジック・デバイス技術		2 内視鏡		4 多用途共振・制振・除振システム		
	5 ポスト・ゲノム関連技術ー蛋白質レベルでの解析とIT活用ー		3 液晶表示装置の画質向上技術		5 リチウムイオン電池		
	6 固体廃棄物及び汚染土壌の処理技術		4 多機能空調和機		6 導電性ポリマー関連技術		
	7 都市基盤回復技術		5 人工器官		7 立体テレビジョン		
	8 電子ロックシステム		6 画像記録装置における記録媒体取扱技術		8 無線LAN伝送技術		
	9 高記録密度ハードディスク装置		7 電動機の制御技術		9 緑なし印刷技術		
	10 半導体露光技術		8 マグネシウム合金構造用材料の製造技術		10 サプライチェーン・マネージメント		
	11 ナノテクノロジーの応用		9 色素増感型太陽電池		11 光触媒		
	12 ロボット		10 RNAi(RNA干渉)		12 暗号技術		
	13 航空機(民需用)		11 デジタル著作権管理(DRM)	22FY	1 トイレの洗浄装置		
	14 自動車の操縦安定性向上技術		12 電子商取引		2 電子写真装置の定着技術		
	15 自動車の乗員・歩行者保護技術		13 光ビックアップ技術		3 風力発電		
14FY	1 ライフサイエンス	18FY	4 レーザ加工技術				
	2 医用画像診断装置		1 ズームレンズ系技術	5 ドラッグデリバリーシステム(DDS)			
	3 音声認識技術		2 電子写真装置の全体制御技術	6 グリーンパワーIC			
	4 フロードバンドを支える変復調技術		3 警報システム	7 音楽製作技術			
	5 暗号技術		4 半導体洗浄技術	8 電池の充放電技術			
	6 建設IT技術		5 ナノインプリント技術及び樹脂加工におけるサブマイクロ成形加工技術	9 ゴルフクラブ及びゴルフボール			
	7 SOI(Silicon On Insulator)技術		6 リコンフィギャラブル論理回路	10 先端癌治療機器			
	8 半導体設計支援(EDA)技術		7 最新スピーカ技術ー小型スピーカを中心にー	11 幹細胞関連技術			
	9 環境低負荷エネルギー技術		8 ロボット	12 電気化学キャパシタ			
	10 自然冷媒を用いた加熱冷却		9 燃料電池				
	11 ナノテクノロジーーボトムアップ型技術を中心にー		10 ナノテクノロジーの応用ーカーボンナノチューブ、光半導体、走査型プローブ顕微鏡ー				
	12 フォトマスク	11 ポストゲノム関連技術ー蛋白質レベルでの解析等ー					
	13 先進安全自動車(運転負荷軽減技術)	12 高記録密度ハードディスク装置					
	14 次世代工作機械(高精度・高効率・環境対応・超精密機械加工技術)						

★ 平成18年度より更新テーマの調査を開始
★ 平成24年度までに171テーマの調査を実施

- 特許庁、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)が有する人材育成に関する知識・ノウハウ経験の提供を目的として研修メニューを作成。
- 知的財産制度ユーザを対象とした、実務知識の習得、業務実践能力の向上、業務スキルの醸成等を目指す。

調査業務実施者 育成研修

目的: 先行技術調査実務に求められる能力を習得

対象: 登録調査機関で調査業務を行う人材

調査業務実施者 スキルアップ研修

目的: 調査業務指導者に求められる能力を習得

対象: 登録調査機関に所属する調査業務を行う人材

検索エキスパート 研修

目的: 先行技術調査のノウハウ、特許要件の判断手法の習得

対象: 企業の知財部員、特許調査企業の従業者、科学技術研究者

審査基準討論研修

目的: 特許・意匠の審査基準に基づき特許要件の判断手法を習得

対象: 企業の知財部員、弁理士等

拒絶理由通知応答 研修[意匠]

目的: 拒絶理由通知の内容理解、的確な対応を行う実践能力を習得

対象: 意匠に関わる企業の知財部員、弁理士

知的財産活用 研修(活用検討)

目的: 知的財産経営に役立てるための判断能力を醸成

対象: 中小・ベンチャー企業の経営者・知財担当者等

知的財産活用 研修(検索)

目的: 特許情報を活用し、研究開発のテーマ・方向性を判断するための調査能力を醸成

対象: 中小・ベンチャー企業の知財担当者、大学研究者等

知的財産権研修

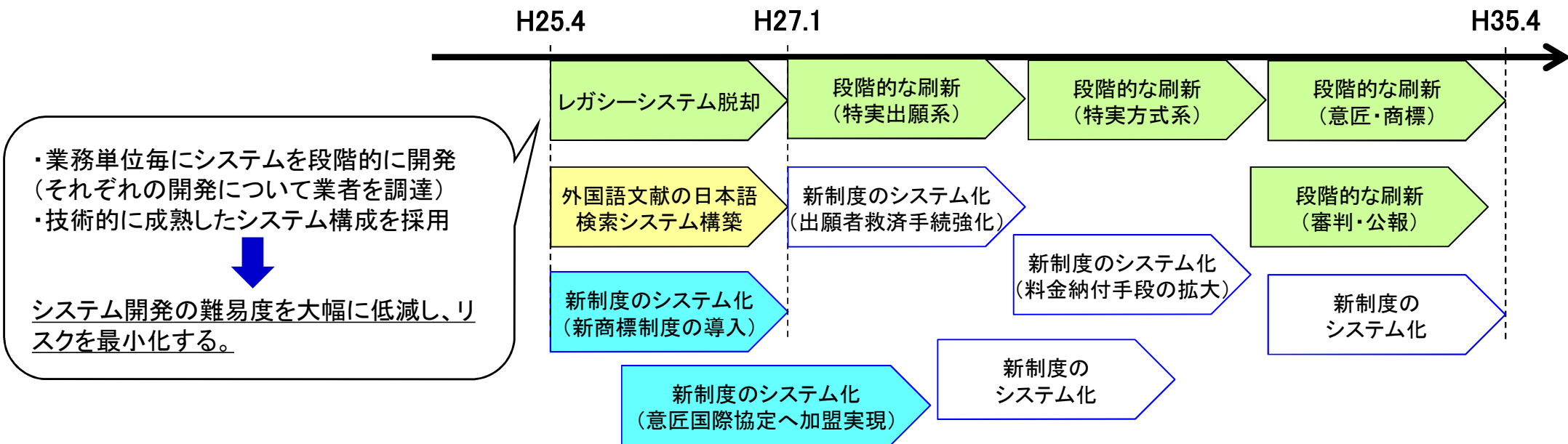
目的: 知財関連業務担当者の実践能力を向上

対象: 中央省庁・地方自治体・公的研究機関・教育機関等の職員

※上記研修に加え、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)にて特許庁職員向け研修を実施

- 平成25年3月に「特許庁業務・システム最適化計画」を決定・公表。
- システムを一括刷新する大規模開発ではなく、段階的に刷新する方式を採用し、技術的な難易度を低減するとともに、対応ニーズの高い新たな政策を早期に順次実現する。
- 特に喫緊の課題である特許・実用新案の基幹システムの旧型システムからの脱却、外国語文献の検索環境強化等を、平成26年度中に実現する。
- 今後、10年間で全ての業務システムについて簡素化された信頼性の高いシステムに刷新する。

今後のシステム開発プロジェクト(段階的刷新)



※「特許庁業務・システム最適化計画」改定の経緯

特許庁のシステムを刷新するため「特許庁業務・システム最適化計画」を平成16年に策定し、平成18年より開発を開始。しかし、第三者委員会による技術的検証の結果を踏まえて、平成24年1月にプロジェクトを中断し、計画を改定することとした。

改定計画は、外部ITベンダ等からの技術的意見・提案を活用しつつ、第三者委員会による審議等を踏まえて作成し、パブリックコメントを経た上で決定・公表。

第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

III この10年における環境変化

1. 我が国における特許出願動向

2. 海外における出願傾向と新興国における日本のシェア

3. 知財の取得・活用を巡る課題

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

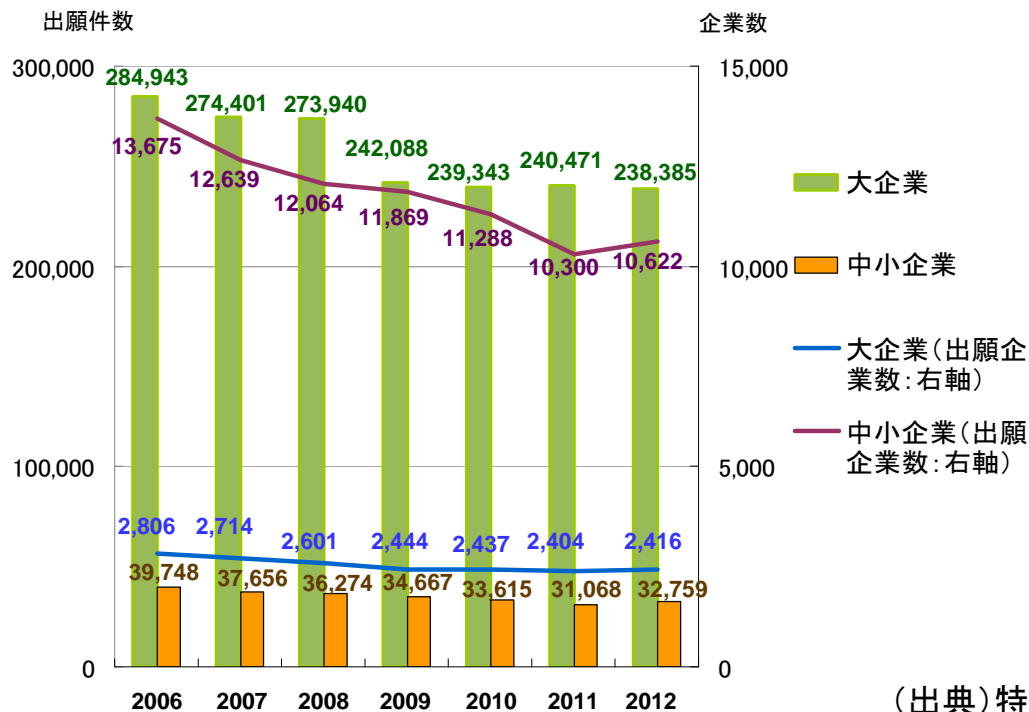
第二部

法改正に向けた各小委員会での検討状況等について

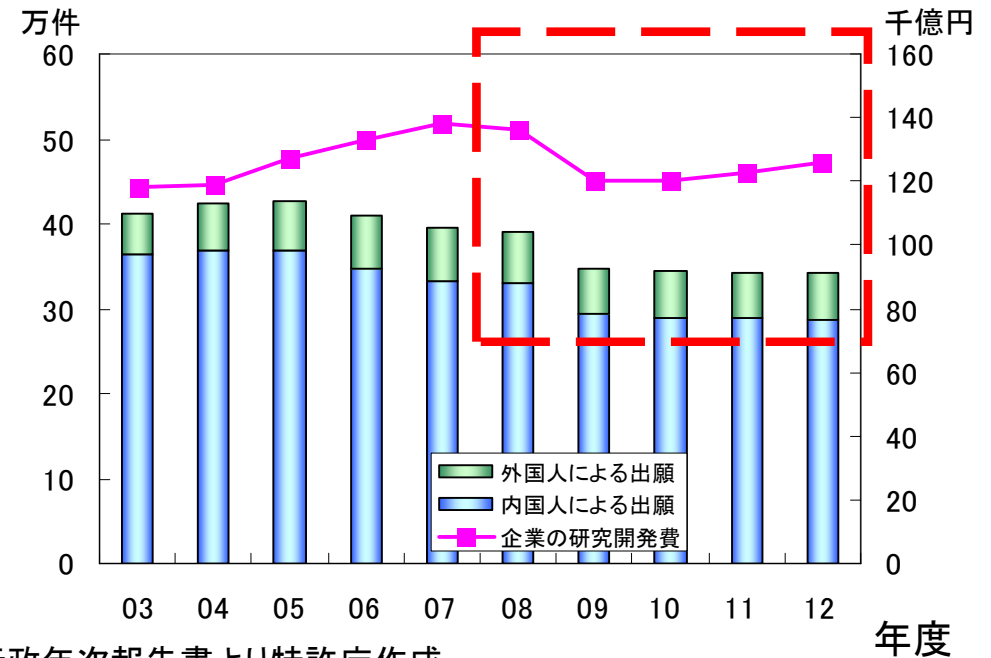
Ⅲ-1.1 特許出願数の傾向 国内出願動向①

- リーマンショックを契機に我が国企業の研究開発費は急減。その後も、震災による影響や円高による業績悪化に伴い、引き続き低迷。
- 我が国の特許出願件数は、近年は緩やか減少傾向にあるが、2012年に下げ止まりの兆しを見せた。

大・中小企業の出願件数/企業数の推移



国内出願件数と研究開発費の比較



(出典)特許行政年次報告書より特許庁作成

(なお、企業R&D費については、科学技術研究調査報告書(総務省統計)より作成)

➡ 近年は緩やか減少傾向にあるが、2012年に下げ止まりの兆しを見せた

➡ 2009年の経済危機を契機に、研究開発費が削減され、同時に特許出願数も大きく減少(前年比▲12%)

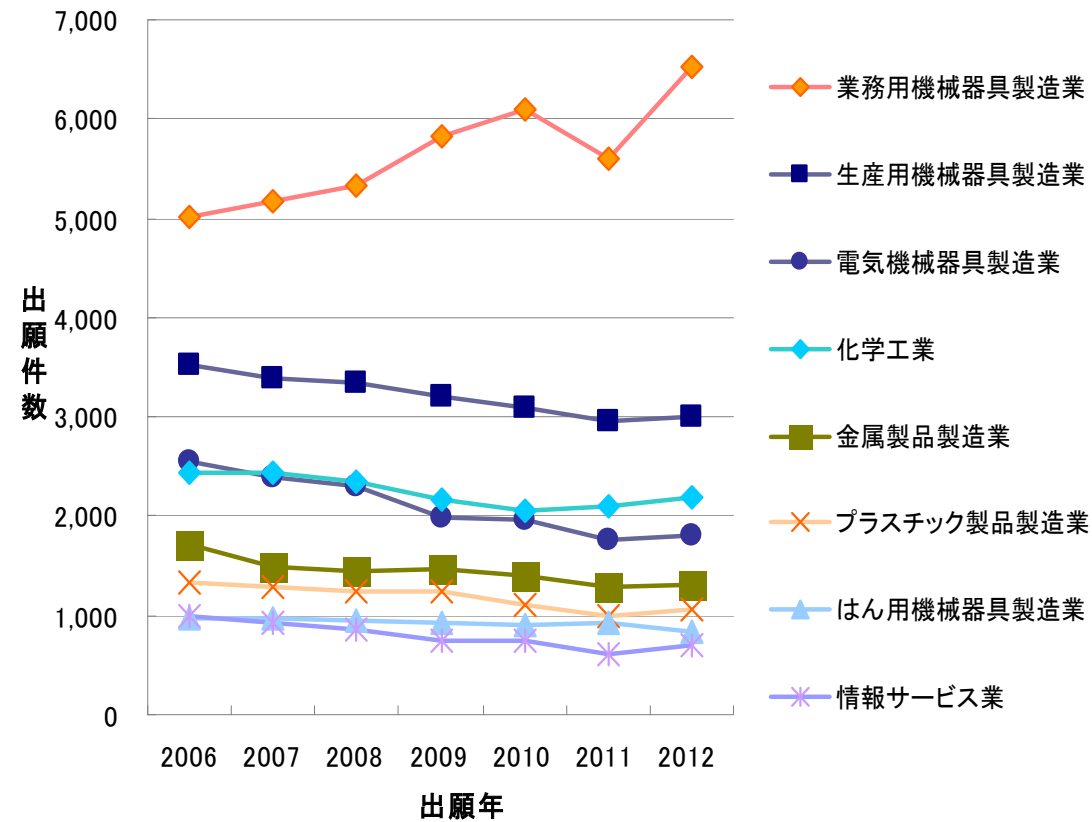
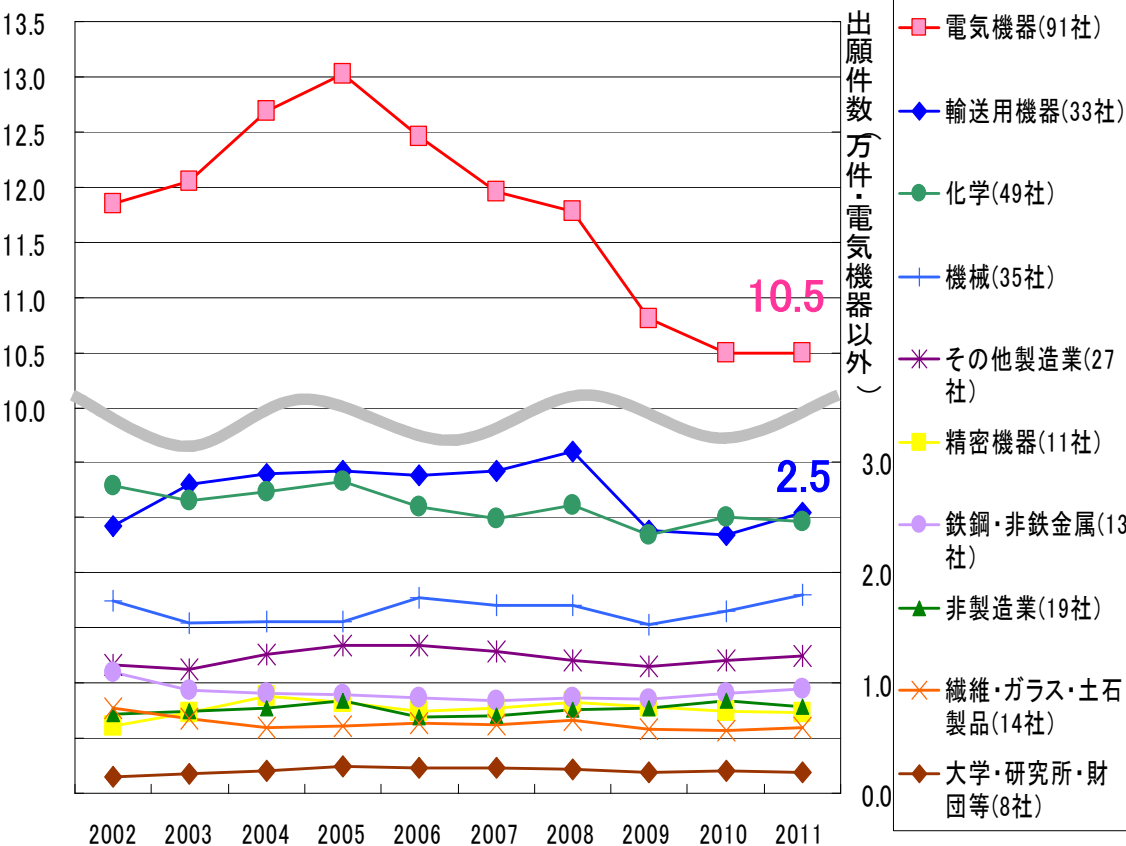
Ⅲ-1.1 特許出願数の傾向 国内出願動向②

- 出願件数を業種別に見た場合、大企業では電気機器産業が大きく減少。
- 中小企業の出願件数は、特許出願製造業の業種がほとんどの割合を占めている。

業種別特許出願件数(大企業)

業種別特許出願件数(中小企業)

出願件数(万件・電気機器のみ)

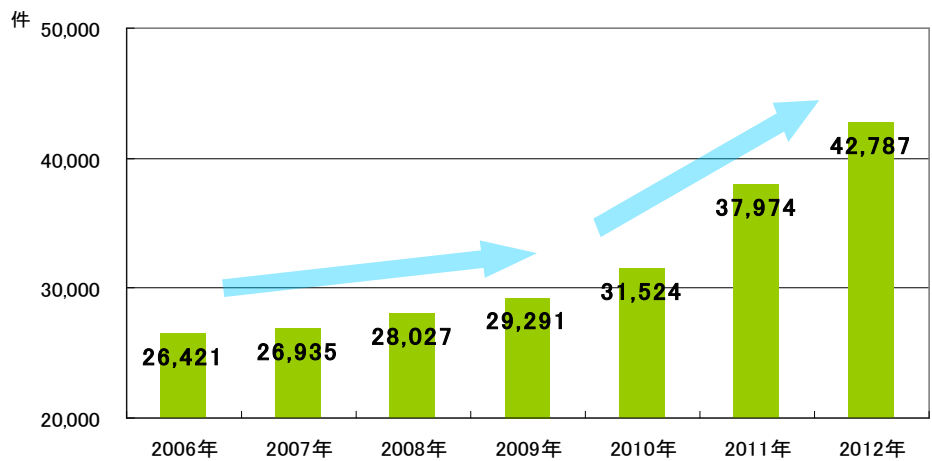


*2011年特許出願件数上位300社

Ⅲ-1.2 特許出願数の傾向 海外への出願動向

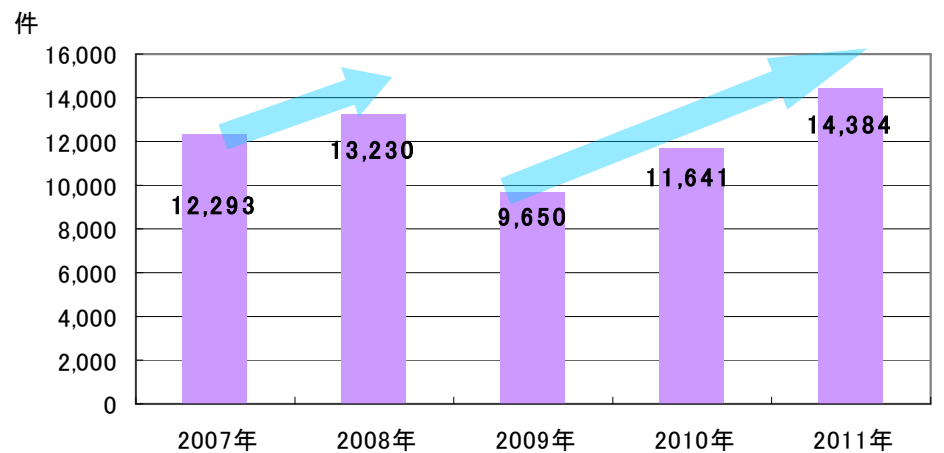
■ 国内へ出願される特許件数が減少傾向にある中、企業の海外展開に伴い、我が国企業は、特許・意匠・商標ともに、海外への出願を増加させている。

■ 日本からの国際特許(PCT)出願件数の推移



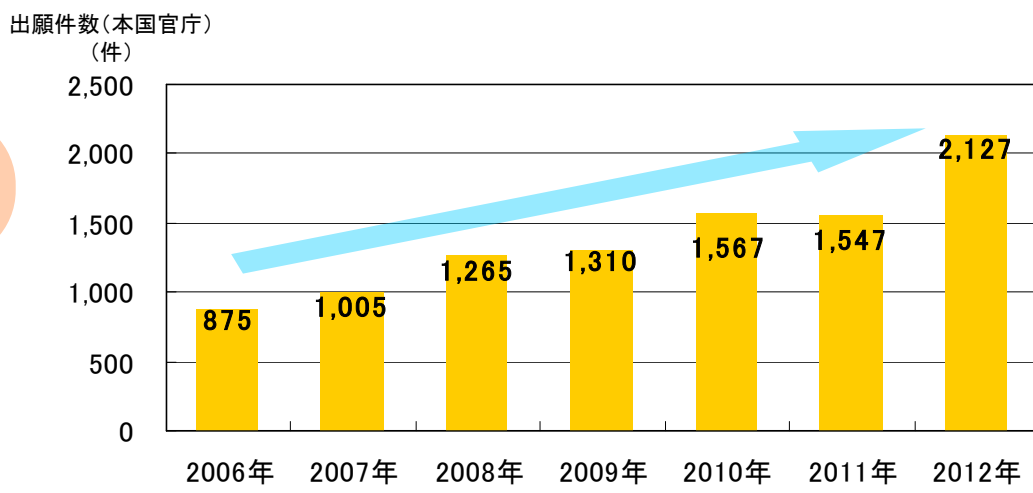
(出典) 2013年版特許行政年次報告書

■ 我が国出願人の海外への意匠出願件数の推移



(出典) WIPO統計

■ 日本からの商標の国際登録出願件数の推移



(出典) 2013年版特許行政年次報告書

第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

III この10年における環境変化

1. 我が国における特許出願動向

2. 海外における出願傾向と新興国における日本のシェア

3. 知財の取得・活用を巡る課題

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

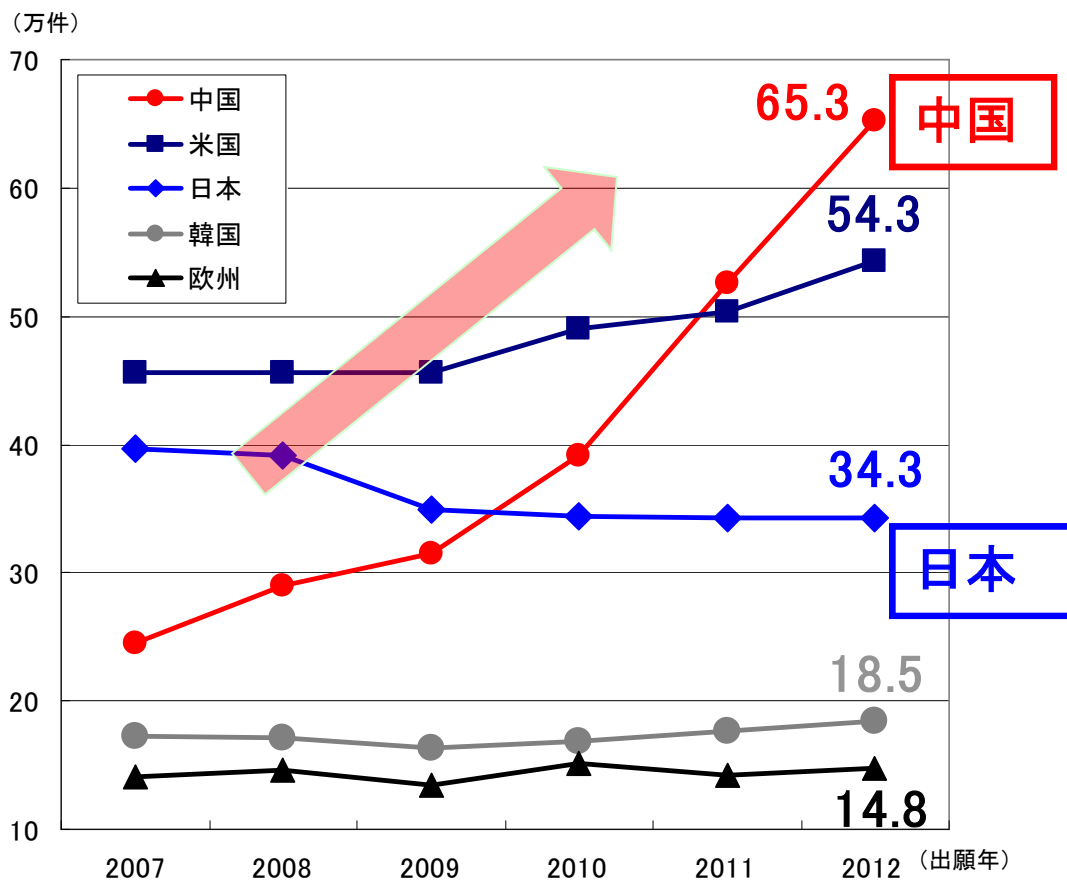
第二部

法改正に向けた各小委員会での検討状況等について

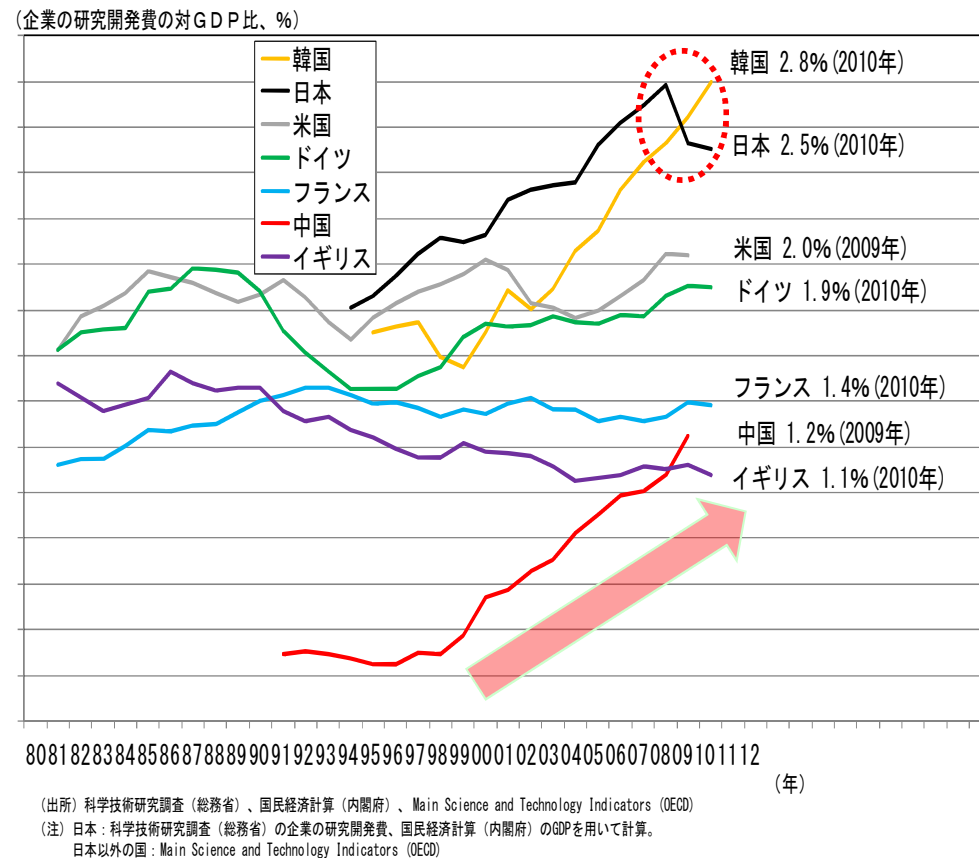
Ⅲ-2.1 知財分野で台頭する中国

- 中国は特許出願件数で我が国及び米国を上回り、2011年に世界1位の特許出願がなされる国に。
- 企業部門の研究開発費の対GDP比においても、2000年以降急増。

日米欧中韓への特許出願件数



主要国における企業部門の研究開発費の対GDP比



Ⅲ-2.2 主要国の出願動向 中国の台頭

- 国際特許出願(PCT)件数ランキングは、2006年から2012年の6年間で大きく変化。
- 2012年のランキングでは、中国企業2社が前年に引き続き、トップ5にランクイン。

【2006年の国際特許出願件数ランキング】

	出願人名	国籍	件数
1	フィリップス	NL	2495
2	松下電器産業	JP	2344
3	シーメンス	DE	1480
4	ノキア	FI	1036
5	ボシュ	DE	962
6	3M	US	727
7	BASF	DE	714
8	トヨタ自動車	JP	704
9	インテル	US	690
10	モトローラ	US	637

わずか
6年
の間に
...

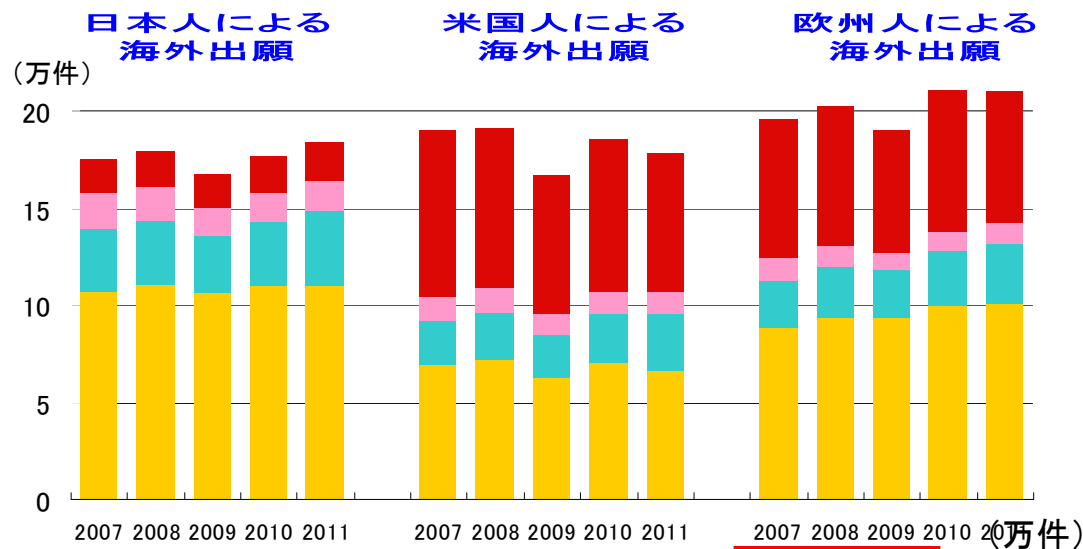
【2012年の国際特許出願件数ランキング】

	出願人名	国籍	件数
1	ZTE	CN	3906
2	パナソニック	JP	2951
3	シャープ	JP	2001
4	華為技術	CN	1801
5	ボシュ	DE	1775
6	トヨタ自動車	JP	1652
7	クアルコム	US	1305
8	シーメンス	DE	1272
9	フィリップス	NL	1230
10	エリクソン	SE	1197

Ⅲ-2.3 新興国等を含めた主要国のグローバルな特許出願

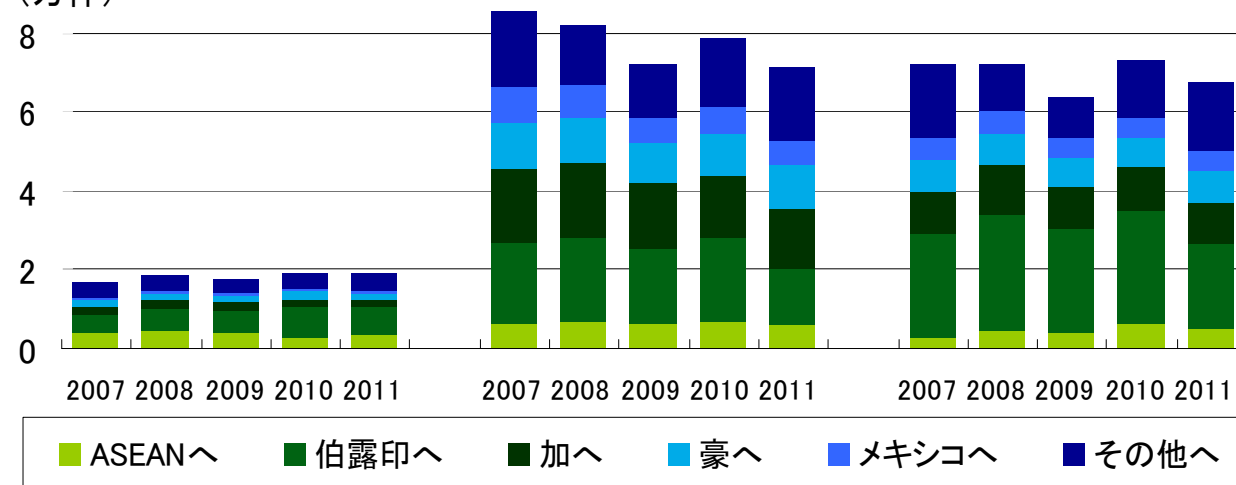
- 日本の出願人は、日米欧中韓を中心に特許出願する傾向がある(意匠・商標についても同様の傾向)。
- 欧米の出願人は、五庁以外の国・地域へも出願し、日本の出願人の3~4倍程度(2011年)の特許出願を行っており、近隣国のASEAN諸国に対する出願を比べても、日本より米国・欧州からの出願の方が多い。

日米欧出願人による海外出願状況(特許)



(出典) WIPO統計 (2012年11月現在)
 (注) 欧州: EPC加盟国。
 ・ 欧州からの出願件数は、各年末時点のEPC加盟国の出願人による出願件数。
 ・ 欧州への出願件数は、欧州特許庁及び各年末時点のEPC加盟国の各特許庁への出願件数。
 (注) 2011年における五庁以外への出願件数は未確定(ブラジルへの出願件数は未定)。
 (注) 「五庁以外」及び「その他」には、台湾への出願は含まれていない。
 (注) 「ASEAN」は、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアの件数に限る。
 (略表記) 伯: ブラジル、露: ロシア、印: インド、加: カナダ、豪: オーストラリア

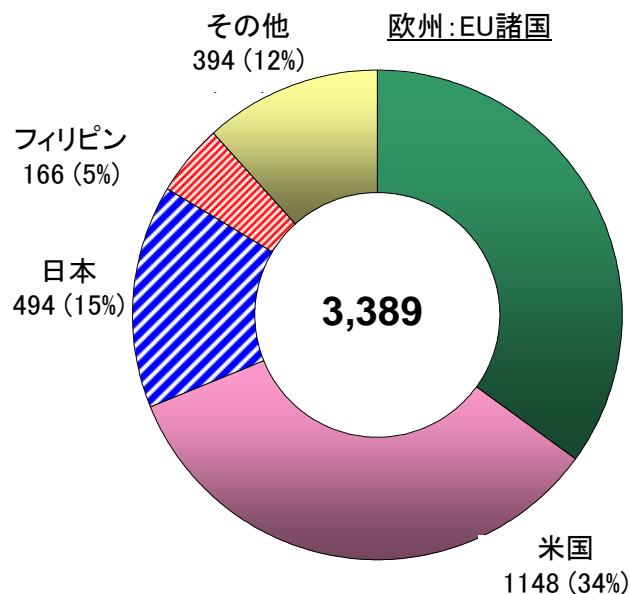
五庁以外への海外出願の内訳



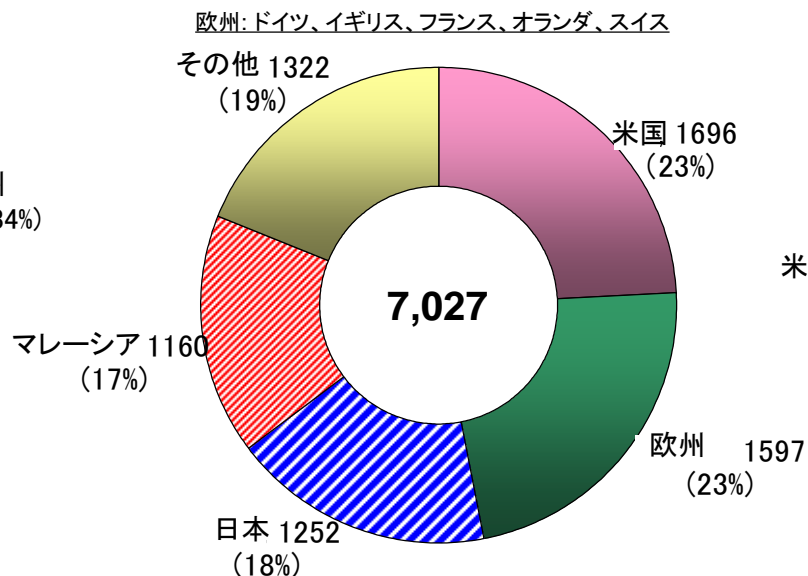
Ⅲ-2.4 新興国における特許出願シェア(ASEAN)

■ ASEAN諸国における日本企業の特許出願は欧米企業に比べて低調。

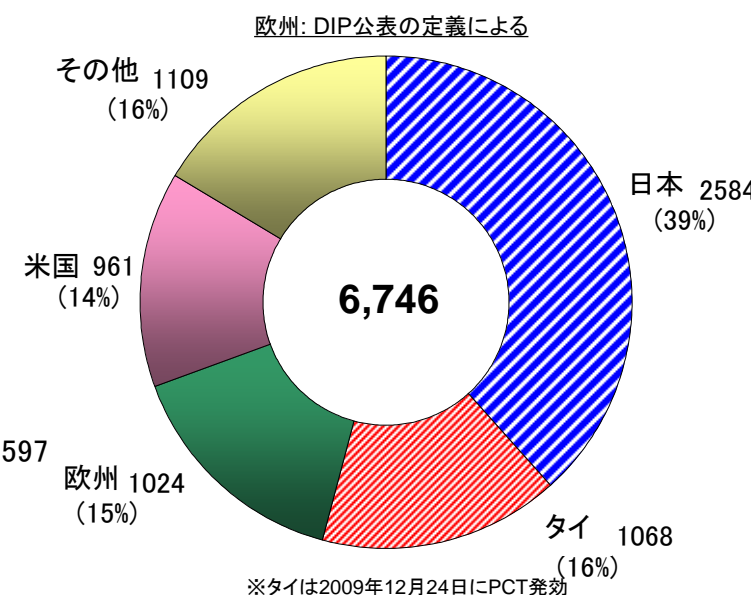
【フィリピン(2010年)】



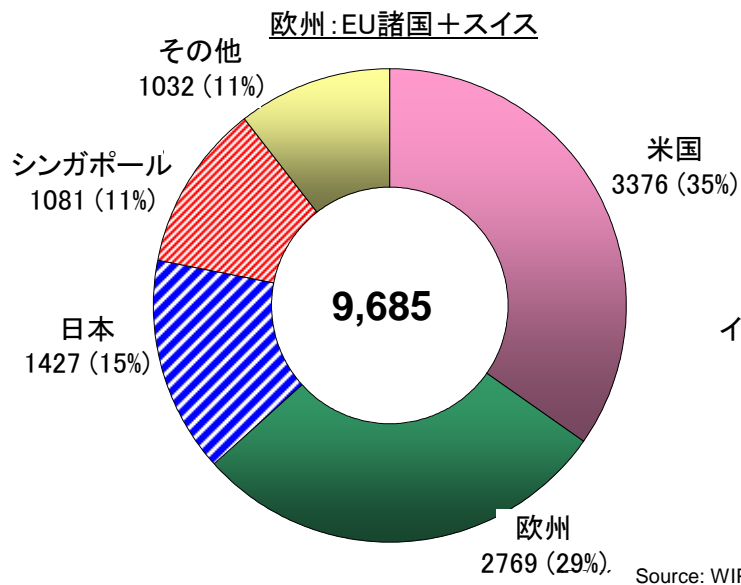
【マレーシア(2012年)】



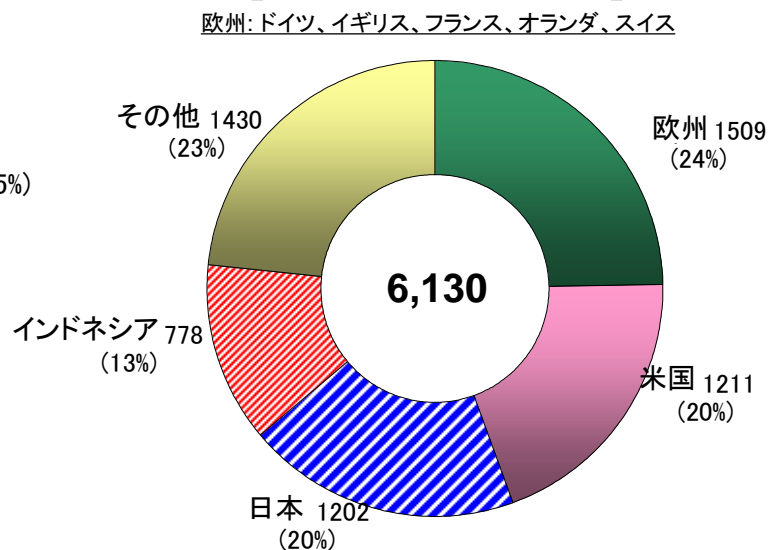
【タイ(2012年)】



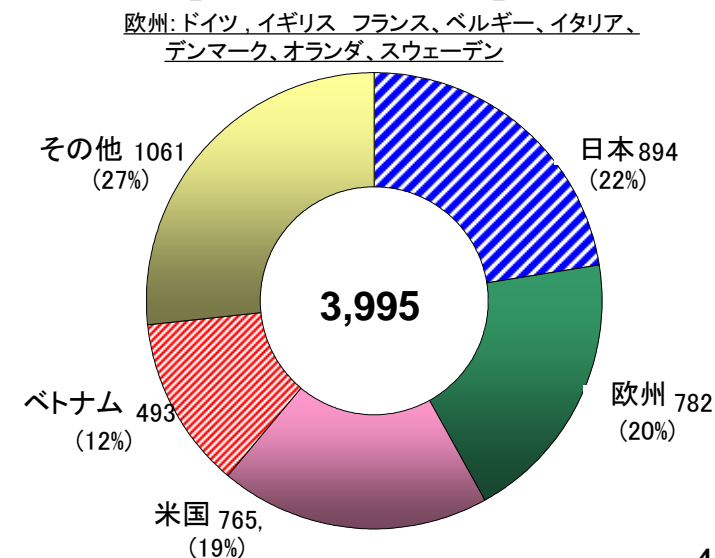
【シンガポール(2012年)】



【インドネシア(2011年)】



【ベトナム(2011年)】



Source: WIPO Statistics (Philippines), DGIP Website (Indonesia), MYIPO Website (Malaysia), IPOS Website (Singapore), DIP Website (Thailand), NOIP Website (Vietnam)

第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

III この10年における環境変化

1. 我が国における特許出願動向

2. 海外における出願傾向と新興国における日本のシェア

3. 知財の取得・活用を巡る課題

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

第二部

法改正に向けた各小委員会での検討状況等について

- 過去10年における企業のものづくりは、自前主義からオープンイノベーションへと変革。
- 知財戦略も、秘匿または知財権の独占的排他権を実施(クローズ化)するだけでなく、他社に公開またはライセンスするか(オープン化)して、自社利益拡大の検討・選択をするといった対応に変化。

自前主義の知財戦略

過去10年のものづくりの変革

- ・ 経済のグローバル化
- ・ 市場ニーズの変化の急な加速

- ・ 製品のライフサイクル短縮化
- ・ 技術の一層の高度化・複雑化

オープン・イノベーションの知財戦略 (知的財産権の取扱いが鍵)

【オープン・クローズ戦略の基本フレーム】

コア領域を特定

オープン化

クローズ化

- ◆ 他社に自社技術の使用を許すこと
 - ・ 標準化
 - ・ 無償実施によるデファクトスタンダード化
 - ・ 定額/高額ライセンス
 - ・ クロスライセンス

← 特許取得

◆ 独自技術などを秘匿化 (ノウハウ)

◆ 知財の占有化

- ・ 独占実施
- ・ 権利侵害差止め

← 特許取得

【欧米企業のオープン・クローズ戦略事例】

	アップル (米)	インテル (米)	ボッシュ (独)
オープン / 標準化領域	スマートフォン端末の製造工程を EMS 企業に開示 (オープン化)	PC 周辺機器 (マザーボード) の製造技術をアジア企業に開示 (オープン化)	自動車 ECU 基本ソフトウェア [Autosar] の標準化を主導 (標準化)
クローズ領域	デザイン (意匠権) タッチパネル技術 (特許・他社にライセンスせず)	MPU (ブラックボックス化)	アプリケーション開発の制御パラメータ (ブラックボックス化)

- ▶ 日米欧三極のユーザー団体と三極特許庁の共通の関心事項として、特許出願に関する増大する審査負担に対する適時の処理手続きと、無用な訴訟を回避する上での質の高い審査の重要性が認識された(2007年三極会合)。日:知財協、米:AIPLA、IPO、
- ▶ 我が国ユーザーからも、JPOのサーチ・審査の質の維持向上に対する要請が出てきている(2013年6月「特許審査等の質についてのユーザーアンケート報告書」)。

ユーザーの声

 - ✓ 「日本で登録されたものは海外でも日本の審査結果が利用されるようにしてほしい。」
 - ✓ 「日本の特許庁で審査され登録された特許は、世界一の品質で完成されることを望む。」
- ▶ こうしたユーザーニーズに応え国際的に信頼される高品質な特許審査を行うべく、JPOは、品質監理体制の強化を図りつつ、関連施策を充実化。
- ▶ 特許の質については、米国での特許制度改革(米国発明法の成立)や欧州での品質管理体制の強化が行われる等、世界的な関心が高まっている。

JPOの取組・体制

- ・審査の質を維持向上を望む声の高まり
「個々の審査官、審判官が統一かつ安定した特許権の付与を行えるよう…必要な措置を講ずる。」(知的財産推進計画(2006))
「これまでその維持に努めてきた審査の質を落とすことにはならない」(特許審査迅速化・効率化行動計画(2006))
→ 2007年4月 品質監理室設置
- ・特許審査の品質監理の強化
「国際的に信頼される安定した特許権の設定を行うため、品質監理体制を強化し、特許審査に関する品質ポリシー策定やユーザーによる品質評価など世界水準の品質監理を実施する」(知的財産推進計画(2011))
→ 2012年 品質監理施策の拡充
 - ユーザー評価の収集規模拡大
 - 決裁前サンプルチェック試行
 - PCTに関する協議

国際的な取組・議論

- ・2004年3月 PCTガイドライン21章
「各機関は、…品質マネジメントシステム(QMS)を確立し、これを維持しなければならない」点等を規定(21.03)
- ・2008年～2009年 日米欧三極協力
 - ・共通品質監理システムの検討を開始
 - ・品質管理を強化し、品質改善策の調査を行うことに合意
- ・2008年10月 五大特許庁長官会合
品質監理と特許実務の共通化に向けたプロジェクト開始(技術・経済の発展による出願件数の増加に伴う、特許審査の迅速処理及び特許審査の質に対するユーザーの期待への対応)

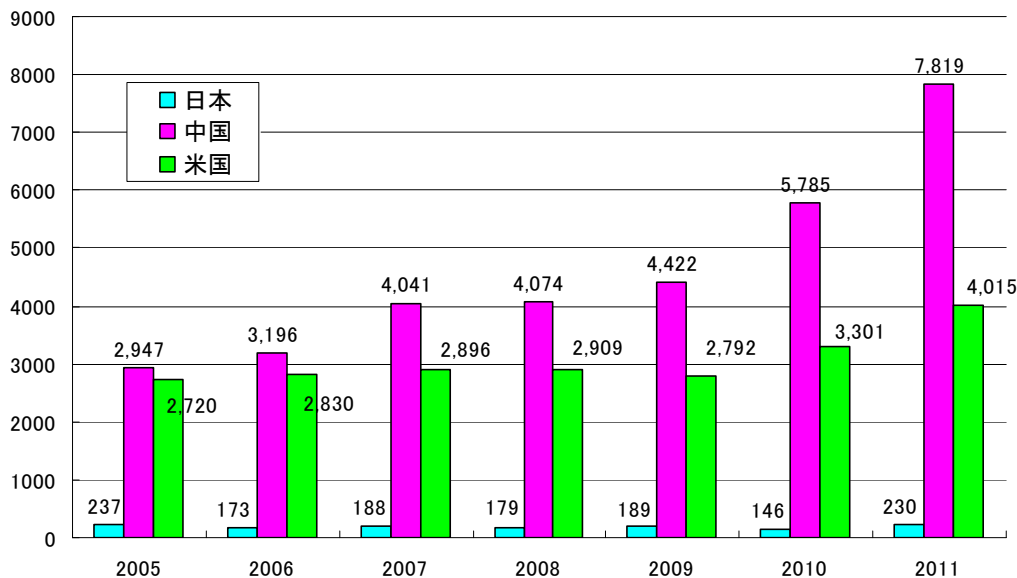
他国における動向

- ・2007年3月 USPTO2007-2012戦略計画
「技術革新と競争力の育成を目的に：質が高く適時な特許出願および商標出願の審査を提供し、国内外における知的財産政策を指導し、全世界に知的財産情報および教育を提供する。」
- ・2011年 欧州委員会
欧州特許システムの品質を評価することを目的として、調査を実施
- ・2011年9月 米国
「米国発明法」成立

Ⅲ-3.3 知財を巡る訴訟の激化

- ▶ 海外では知財関連訴訟が急増し、パテントトロールと呼ばれる存在も出現。
- ▶ 日本企業は、国内外で権利行使に対応するための適切な体制が構築できているか。

日米中の知財関連訴訟(特許・実用新案・意匠)



※米国には実用新案制度がない

※※日本中国は1月～12月、米国は10月～9月

中国における高額損害賠償額

損害賠償 支払者

損害賠償額

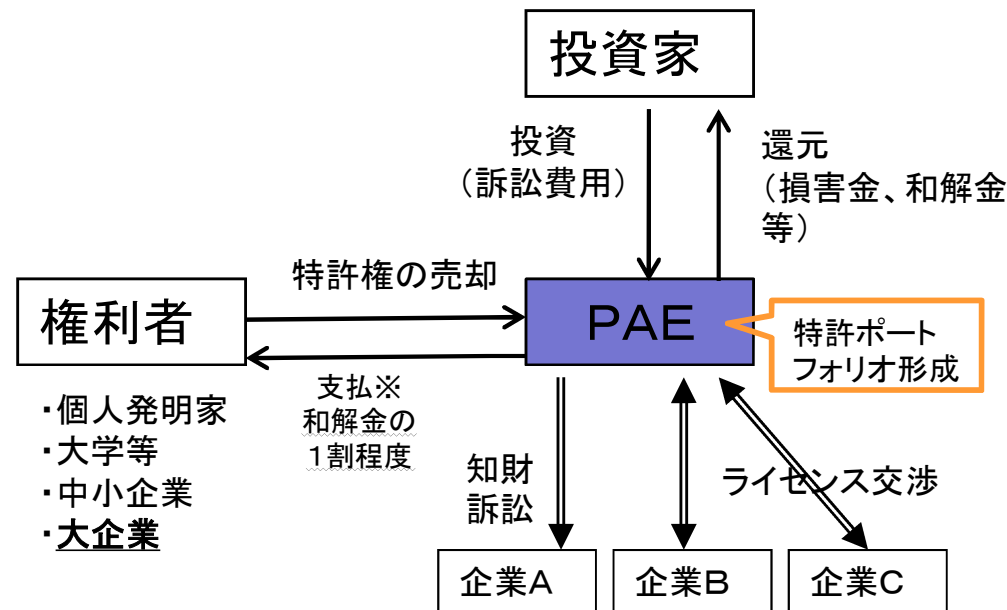
シュナイダー(仏)

約43億5,240万円

PAE (Patent Assertion Entity)

米国では、自ら実施(生産活動等)を行わず、権利主張のみを専ら行い収益を上げるPAEが活動。PAE関連の知財紛争が多発。

【PAEのビジネスモデル(イメージ)】



第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

III この10年における環境変化

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

第二部

法改正に向けた各小委員会での検討状況等について

日本経済再生本部

- 【担当大臣】 甘利明経済再生担当大臣
兼内閣府特命担当大臣
- 【役割】 経済再生に向けて、必要な
経済対策を講じるとともに
成長戦略を実現
- 【構成】 閣僚

経済財政諮問会議

- 【担当大臣】 甘利明経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣
- 【役割】 経済財政政策に関する重要事項について調査審議
- 【構成】 閣僚及び民間有識者等

産業競争力会議

- 【担当大臣】 甘利明経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣
- 【役割】 産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略
の具現化と推進を調査審議
- 【構成】 閣僚及び民間有識者

知的財産戦略本部

- 【担当大臣】 山本一太内閣府特命担当大臣
(知的財産戦略担当)
- 【役割】 知的財産の創造、保護及び活用に関
する施策を集中的かつ計画的に推進
- 【構成】 閣僚及び民間有識者

知的財産政策ビジョン検討WG

- 【役割】 過去10年の知的財産政策推進の検証
今後10年の知的財産政策ビジョンの策定
- 【構成】 民間有識者

知財戦略を成長戦略に反映

一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

科学技術イノベーションの推進

知的財産戦略・標準化戦略の強化

○国際的に遜色ないスピード・質の高い審査の実現

- ・ **任期付審査官の確保**などの審査体制の整備・強化等により、今年度中に**審査順番待ち期間**を11か月とし、その後の**権利化までの期間**を2015年度中に36か月以内とする。複数技術等の一括審査（まとめ審査）を今年度から開始する。

○新興国を含めたグローバルな権利保護・取得の支援

- ・ アジア新興国への人材派遣・研修受入れを強化するとともに**特許審査ハイウェイ**（他国で特許となった出願を、早期に審査する制度）の対象国を拡充する。また、製品等のデザインを国際的に保護しやすくするため、**ハーグ協定に対応した意匠制度の見直し**について今年度中に成案を得て、その後関係法改正案を速やかに国会に提出する。**中国語特許文献**について、特許庁がデータ受領後6ヶ月以内に和文翻訳を民間提供できる体制を2015年度中に構築する。

○企業のグローバル活動を阻害しないための職務発明制度の見直し

- ・ 企業のグローバル活動における経営上のリスクを軽減する観点から、例えば、**職務発明**の法人帰属化や使用者と従業者との契約に委ねるなど制度を見直し、来年の年央までに論点を整理し、来年度中に結論を得る。

一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

グローバルトップ企業を目指した海外展開促進

○海外M&A・海外展開の促進

- ・中小企業の国際的な知的財産戦略を支援する(特許出願に係る費用減免など)。

中小企業・小規模事業者の革新

地域のリソースの活用・結集・ブランド化

○「プレミアム地域ブランド」の創出

- ・地域団体商標の登録主体を商工会、商工会議所等に拡充し、利用価値の高い地域ブランドの保護を可能にする商標制度の見直しについて今年度中に成案を得て、その後関係法改正案を速やかに国会に提出する。また、申請を補助する知財専門家の派遣や相談・申請に係る財政支援などにより、地域団体商標に係る負担の低減と申請ノウハウの向上による迅速な権利化を図り、地域団体商標の活用を促進する。

三. 国際展開戦略

海外市場獲得のための戦略的取組み

<中国、ASEAN等>

- ・既に日系企業によるサプライチェーンが構築され、消費市場が成長してきていること等を踏まえ、ビジネス環境改善と新規分野進出支援を実施する。具体的には、東アジア・ASEAN研究センター(ERIA)を活用し、東アジア経済共同体構築を目指しつつ、広域的な道路・電力網等のインフラ強化や産業政策・法制度整備の支援、知財保護強化等を進めるほか、二国間金融協力を通じた日系企業の現地通貨建て資金調達支援等を行う。2020年までに「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比2倍を目指す。

基本方針策定の背景と狙い

- 知的財産基本法施行から10年が経過し、その間、知財を取り巻く経済 社会情勢は以下のように急激に変容
 - ・中国をはじめとする新興国のプレゼンスの向上
 - ・ビジネス環境のグローバル化・オープン化
 - ・クラウドネットワークやソーシャルネットワークなど新しいコンテンツビジネスの出現 など
- 我が国は長い伝統・豊かな文化、幅広い分野の最先端技術を有しながら、その戦略的活用においては他国に後れをとっており、我が国産業の競争力強化・国民生活の向上のため、**我が国は危機感とスピード感をもってその知的財産を強みとし、世界のリーダーシップを取っていくべく知的財産政策を組み立てる必要がある。**

基本方針を受けた政策課題の設定と実行

6月7日に「知的財産政策ビジョン」を知的財産戦略本部決定

政策課題
長期(10年)

あわせて6月7日に「知的財産政策ビジョン」のエッセンスを「知的財産政策に関する基本方針」として閣議決定3つの目標(下記)と4つの柱(次頁)を策定

世界最先端の知財国家を目指すための3つの目標

- ・他国からユーザーやイノベーション投資を呼び込む魅力ある知財システムを構築する
- ・我が国の知財システムをアジア等新興国のスタンダードとする
- ・創造性と戦略性を持ったグローバル知財人財を継続的に輩出する

6月末に「知的財産政策ビジョン」を受けた初年度の行動計画としての「知的財産推進計画2013」を知的財産戦略本部決定

政策課題
中期(3~4年)
短期(1~2年)

【知的財産推進計画2013】

- ・「知的財産政策ビジョン」に示された政策課題に沿って、工程表を作成し、具体的施策(短期・中期)の内容・達成時期・実施府省等を策定
- ・実施状況を毎年知的財産戦略本部でフォローアップ

今後10年の基本方針(4つの柱)

1. 企業の海外での事業活動を支援するグローバル知財システムの構築

- アジアをはじめとする新興国に審査官を相当規模で派遣し、我が国の知財制度を普及・定着させ、そのための基盤整備として、特許庁の審査体制について、任期付審査官の確保など必要な整備・強化
- 職務発明制度について例えば法人帰属、又は使用者と従業者との契約に委ねるなど、産業競争力強化に資するよう抜本的に見直し
- 技術・営業秘密保護のため産業界と政府が一体となった取組を行い、営業秘密漏えいを防ぐ環境を整備
- 国際標準化に対する戦略的な取組を強化し、あわせて国際的に通用する認証体制を整備
- 紛争処理機能についてより魅力ある制度となるよう取組
- 大学と中小・ベンチャー企業間の共同研究、大学から中小・ベンチャー企業への技術移転の促進など産学官連携機能の強化
- グローバル知財人財の育成・確保するため、工業所有権情報・研修館を活用するなど政府が主体となった取組など

2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

- 在外公館やジェトロの体制・取組を強化し進出先における侵害対応支援を充実させるなどグローバル展開支援体制の拡充
- 特許料などの減免制度についての思い切った要件緩和
- 知財総合支援窓口について、ワンストップで対応するため、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連の相談にも対応できるよう相談機能強化 など

3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

- 放送番組の二次利用等を促進するため、複雑な権利処理手続きを一元的に管理する窓口機関を整備するなど、権利処理の円滑化のための取組を推進
- クラウドサービスなど新しい産業の創出・拡大に向けた環境整備
- デジタル・アーカイブ化、教育の情報化に向けた環境整備など

4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

- 海外現地放送局との提携による日本の魅力あるコンテンツの発信、産業化に向けたリスクマネー供給を促す機関の設置
- 留学等を通して国際的に通用するクリエイター・プロデューサーを育成
- 外国人旅行者数拡大に向けソフトパワーと連携したビジット・ジャパン事業の推進
- ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)の参加拡大の働きかけ など

第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

III この10年における環境変化

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

第二部

法改正に向けた各小委員会での検討状況等について

裾野を広げる

個人・中小企業・地域・大学
に対する重点的な支援

イノベーション を支える

技術・研究開発(「知」)を
資産(「財」)として活かす戦略的な支援

知財システム

グローバルな強さ

「世界最速かつ最高品質」のシステムの実現
国際調和・国際貢献

【参考】特許庁総定員 2,852人 うち特実審査官 1,701人 (うち任期付審査官 490人)

特許特別会計 平成25年度歳出予算 1,148億円 (平成26年度概算要求は120億円程度増の見込み)

■「世界最速・最高品質の特許審査の実現」のため、新たに平成26年度採用任期付職員の募集を現在実施中。

特許庁任期付き職員(特実審査官補)の募集概要

1. 募集人数及び採用予定分野

別途募集する特許庁任期付き職員(特許審査官)と合わせて100名程度。
採用予定分野は以下のとおり。

- 分野ア 物理・計測・分析(診断装置を含む)・光学(光学材料を含む)
- 分野イ 建築・土木・資源・アミューズメント
- 分野ウ 機械(材料力学を含む)・制御・航空
- 分野エ 化学(バイオテクノロジー、薬学、材料(素材)を含む)
- 分野オ 電気・電子(半導体を含む)・情報・通信

2. 応募資格

原則として、理工、生物等の技術系の学士号以上の学位を取得した後、研究開発業務経験又は知的財産業務経験を通算4年以上有していること。

3. 募集締切り

2/13(木)必着

4. 説明会の開催

東京:1/25(土)、2/9(日)特許庁
大阪:2/2(日)ハートンホテル北梅田
名古屋:1/26(日)名古屋駅オフィスパーク菱信ビル

お問い合わせ先

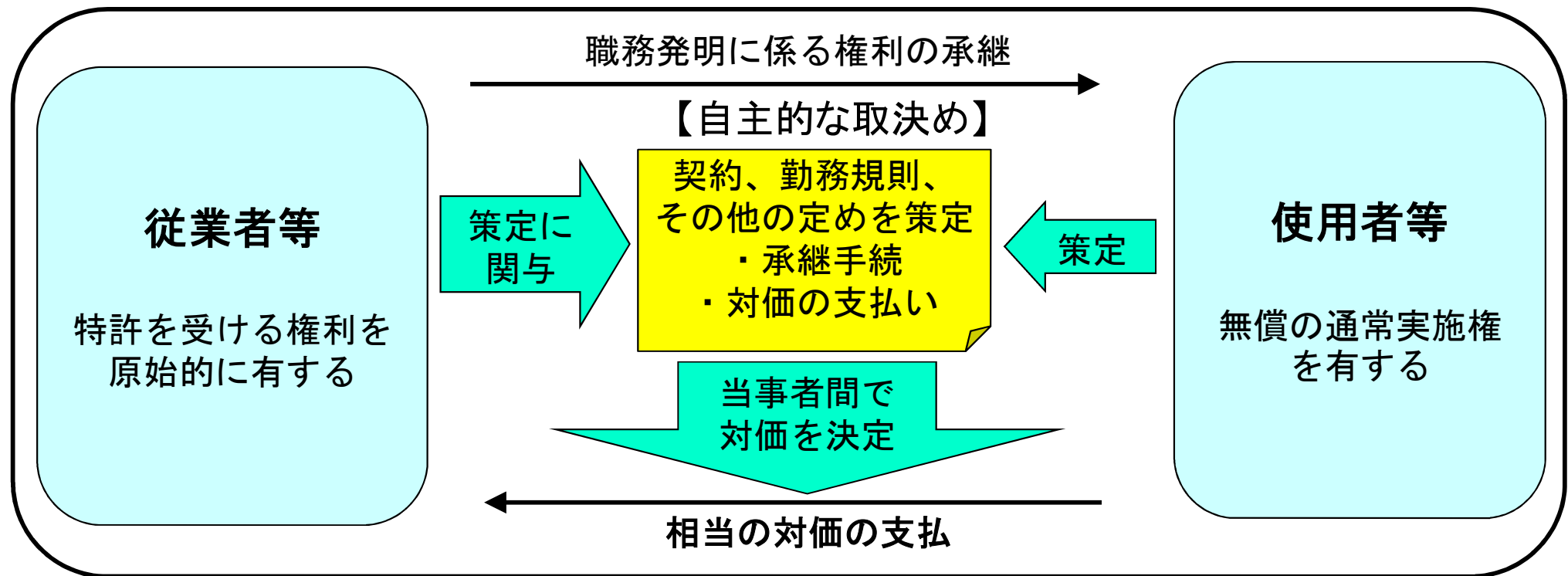
特許庁審査第一部調整課 任期付職員採用担当

電話 03-3581-1101(内線3119)

03-3501-0738(直通)

HP <http://www.jpo.go.jp/index/saiyou.html>

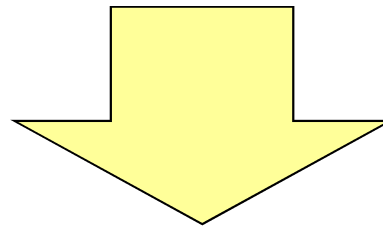
- 職務発明に係る「相当の対価」を使用者・従業者間の「自主的な取決め」に委ねることを原則とする。
- 「自主的な取決め」によって対価を支払うことが不合理であれば、裁判所が「相当の対価」を算定。
- 不合理性は、対価が決定して支払われるまでの全過程のうち、特に手続面の要素(事前協議、基準の開示、意見の聴取)を重視して判断。
- 裁判所による「相当の対価」の算定に当たっては、様々な事情を考慮可能とする。



今年度(2013年度): 調査研究(※)を実施

- ・ 職務発明制度に関する我が国企業の運用の実態
- ・ 国内外の企業内研究者の処遇や雇用環境などの実態
- ・ 海外の職務発明に関する制度や運用の実態
- ・ 職務発明にかかる制度の在り方

(※)平成25年度産業財産権制度問題調査研究の一環として
一般財団法人知的財産研究所に委託して行う調査研究



その後、審議会

- ・ 審議会を開催して、職務発明制度の改正について結論を得る。

「2014年央までに職務発明制度見直しの論点を整理し、2014年度中に結論を得る。」

「日本再興戦略」より抜粋

特許法第100条第1項

特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

原則として、特許権の侵害が認められると、差止請求が認められる。

以下の場合に差止請求を制限すべきではないかという指摘がある。

- ・パテントトロール※¹による権利行使の場合
- ・標準技術におけるホールドアップ問題※²を引き起こす権利行使がなされる場合

等



「権利行使態様の多様化を踏まえた特許権の効力の在り方に関する調査研究」
国内外の最新情報を収集し、差止請求権の制限の在り方を検討する

※¹ パテント・トロールについての明確な定義は存在しないが、自らは事業を行わないにもかかわらず特許を所有し、当該特許技術を用いて事業を行っている企業等に対して専らライセンス料を得る目的で警告状を送りつけるといった者を指すと言われることが多い。

※² 規格が確立された後になって、標準規格の技術に対して権利を行使する行為に起因する問題

V-3. 米国におけるパテントロール対策の動向

年
2006



「イーベイ事件」：製品を製造しないMercExchange社が、米オンラインオークション大手ebay社を提訴（01年）。米最高裁が差止めを認めるための4要件を提示。



「ブラックベリー事件」：製品を製造しないNTP社が、無線メールの特許によりブラックベリーを製造していたRIM社を提訴（01年）。RIM社が約6億ドル支払うことで和解。

トロールによる差止請求を認容しない方向へただし、依然、ITCにおいては、侵害行為が認められると、原則差止も認容される状態。
(差止めが認容されるための要件)
1. 回復不能の損害
2. 金銭賠償の不十分性
3. 当事者間の不利益のバランス
4. 公益

大企業は、差止めのリスク低減に伴い、トロールの訴訟、脅迫に対して、容易に屈しない傾向が強まる。結果、トロールの矛先が中小企業、エンドユーザーに移る

表1 侵害訴訟における特許権者の属性別に見た差止認容率 ※対象期間: ebay判決以降、2011年8月5日まで

特許権者	差止認容率	認容件数	否定件数	計
大学研究機関	100%	3	0	3
個人	90%	9	1	10
実施主体(Practicing companies)	79%	126	33	159
PAEs —Patent Assertion Entities— (うち、差止めの拒否が争われたもの)	26%(7%)	5(1)	14(14)	19(15)

出典: Colleen V. Chien and Mark A. Lemley, Patent Holdup, the ITC, and the Public Interest(2012).

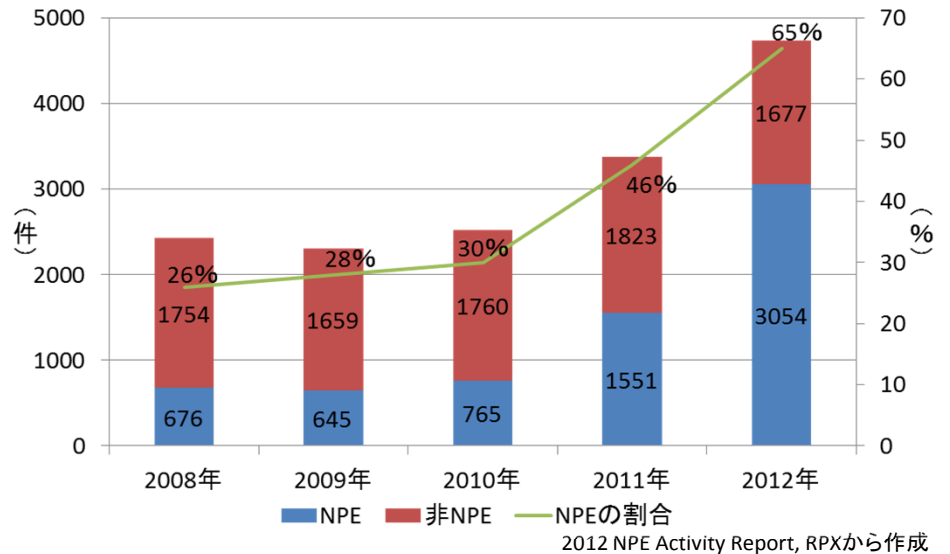
2011

9月 レーヒ・スミス米国発明法案(AIA) 成立
○審査の質の向上 ・付与後レビュー
・第三者による情報提供 ・補充審査
○訴訟併合の制限→原告(トロール)の負担増

2013

6月 White House Task Force on High-Tech Patent Issues
○立法提言
・敗訴側の弁護士費用負担(裁判所の裁量拡大)
・付与後レビュー対象をビジネス関連発明全体に拡大
・訴訟前に被疑侵害者に提示される要求書を公開
・侵害訴訟からエンドユーザーを保護
・ITCにおける差止請求の基準変更等
○行政府におけるアクション
・真の利害関係者情報の提供 ・機能的クレームの制限
・エンドユーザーの普及啓発
・特許政策に関するアウトリーチの拡充等

訴訟件数



V-4. 米国特許訴訟悪用抑止法案

- いわゆる「パテント・トロール」対策として、米国下院・上院の両議会において、それぞれ法案 1 が提出されている状況(下院版は下院本会議通過)。
- 米国では、レストラン、コンビニ、老人ホームなどに、1万通ものデマンドレター 2 を送付するなど、パテント・トロールによる被害が深刻化しており、対策が求められてきた。(日本では同様の被害実態は報告されていない。)

主な対策項目	下院版	上院版
①提訴時ハードルを上げる(侵害内容の説明など、訴状記載要件の加重)	○	×
②弁護士費用の敗訴者負担	○	×
③原告利害関係人(親会社、ライセンス関係にある会社等)の併合	○	×
④ディスカバリの制限	○	×
⑤デマンドレター規制(下院: 詳細な記載の要求 / 上院: FTC法による規制)	○	○
⑥真の利害関係者の開示	○	○
⑦顧客に対する訴訟の中断	○	○
⑧米国特許商標庁による中小企業の支援、特許市場の調査等	○	○

※1 下院版「Innovation Act」は、Goodlatte(グッドラテ)下院司法委員長(共和党)らが法案を提出。2013年12月5日、下院本会議通過。
上院版「Patent Transparency and Improvements Act of 2013」は、Leahy(リーヒ)上院司法委員長(民主党)らが法案を提出。
2013年11月18日、上院上程。

※2 訴訟前に被疑侵害者に提示される要求書。パテント・トロールの送付するデマンドレターについては、侵害の事実に関する記載がない、2週間以内に支払わなければ、金額をつりあげる、といった点が問題視されている。



東京地裁2013年2月判決（アップルーサムスン事件）

データ通信方式に係る標準必須特許について、特許権者であるサムスンが、アップルに対し、差止の仮処分命令を求めたことに対して、権利の濫用と認定し、本件申立てを却下する決定した。
本裁判においては、FRAND宣言※の効果を誠実交渉義務の発生としている。



ワシントン州西部地区連邦地裁2012年2月判決（Microsoft-Motorola事件）

特許権者であるMotorolaがIEEEとITUに対してFRAND 宣言したことによって、これら標準化機関との間に、第三者のためにする契約が成立し、Microsoftは、受益者たる第三者として当該FRAND宣言に係る必須特許のライセンスを受けることができる旨を示した。
なお、2013年4月の判決では、動画圧縮標準特許の具体的なライセンス料率について、MPEGに係るパテントプールの料率を参考に、Motorola側の当初の申出を大きく下回る額が妥当であると判断している。

イリノイ州北部地区連邦地裁2013年9月判決（Innovatio IP ventures事件）

SEPのRANDロイヤリティ料率を示した2番目の決定。
クレームは最終製品であったにも関わらず、ロイヤリティベースをWi-Fiチップとした。パテントプールの料率をベンチマークとすることなく、特許権者のポートフォリオ内の全SEPに対する比率と、ポートフォリオの標準に対する価値、侵害製品に対する価値等を判断された。



欧州委員会による声明

欧州委員会は、2013年5月6日、モトローラ・モビリティがアップルに対し、自身の携帯電話標準必須特許に基づき、ドイツで求めていた侵害の差止めについて、市場の支配的な地位の濫用に当たるとの予備的見解（異議告知書）をモトローラ・モビリティに対し、通知した。侵害差止め的手段に訴えることは特許侵害に対し請求可能な救済手段であるが、欧州委員会は、FRAND条件によるライセンス契約を結ぶ意思がある場合には、侵害差止請求は濫用と解され得るとしている。

※ 標準化団体が特許権者に対して求める標準規格に係る特許のライセンスに関する意思表示のうちの一つ
FRAND: Fair, Reasonable And Non-Discriminatory

第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

III この10年における環境変化

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

第二部

法改正に向けた各小委員会での検討状況等について

特許制度小委員会での検討状況

特許制度小委員会において、時代に即した特許制度の整備を図るべく、強く安定した権利を早期に確保することを実現する新たな制度の在り方、ユーザーの利便性の向上に資する手続の適正化・簡素化を進める措置等について検討を行い、以下の報告書を取りまとめた。

産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書

「強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて」(平成25年2月)

■強く安定した権利の早期設定の実現に向けて

経済のグローバル化を背景に、我が国で早期に強く安定した特許権を取得することに対する重要性が高まっている中、権利化後の一定期間に第三者の知見を活用して特許を見直す機会を与える制度(付与後レビュー制度)を導入することが適切である。

■ユーザーの利便性向上

①特許法条約(PLT)との整合に向けた救済手続の導入

主要諸外国でPLTに準拠した権利の回復規定や優先権に係る救済の規定が整備されつつある中、我が国における救済規定はいまだ不十分であるところ、これらの規定導入に対するユーザーからの高いニーズが示されたことも踏まえ、特許出願審査請求の手続期間徒過に対する救済や、優先権に係る救済の規定を導入することが適切である。

②大規模災害を理由とする救済手続の整備

東日本大震災の発生に際し、諸外国が被災者の特許等関連手続を救済するための措置を迅速に講じたことを踏まえ、手続面での国際的な制度調和の重要性に鑑み、我が国においても、日本国内外で発生した大規模な天災地変等の被災者のする特許等関連手続が、適時に救済されることを可能とする規定を整備することが適切である。

③特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の利便性の向上について

PCT国際出願等の手数料納付手続の利便性を高めるべく、国際出願手数料及び取扱手数料並びに特許庁以外の国際調査機関に対する調査手数料についても特許庁へ納付することが適当である。

上記報告書の内容を踏まえ、特許法等の改正を実現すべく、改正法案の準備を進める。

商標制度小委員会での検討状況

商標制度小委員会において、新しいタイプの商標の保護、商標制度における地域ブランド保護の拡充及びパリ条約第6条の3への対応の在り方等について検討を行い、以下の報告書を取りまとめた。

産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会報告書

「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」(平成25年2月)

■新しいタイプの商標の保護の導入

→「動き」、「ホログラム」、「輪郭のない色彩」、「位置」及び「音」からなる商標については、その保護のニーズも高まっており、適切な保護を図ることができることから、新たに商標法の保護対象とすることが適当。

■商標制度における地域ブランド保護の拡充

→地域ブランドを活用した地域経済の活性化については、商工会、商工会議所又は特定非営利活動法人が主な担い手となっているケースがあることに鑑み、これらの団体を地域団体商標の登録主体に追加することが適当。

■パリ条約第6条の3への対応の在り方

→パリ条約による国際機関の紋章等の保護義務を担保している商標法の規定について、国際機関と関係があると誤認するおそれのない周知商標等が、正当に保護されるよう、その要件を見直すことが適当。

■その他

→登録後に自他商品役務の識別力を喪失した商標の取消制度、著名商標の保護の在り方等の論点については、商標制度を取り巻く状況等を踏まえつつ、引き続き検討することが適当。

上記報告書の内容を踏まえた商標法の改正を実現すべく、改正法案の準備を進める。

第18回知的財産政策部会での審議結果

ハーグ協定のジュネーブ改正協定・ロカルノ協定への加入

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入する際の主な課題について、加入前又は加入後、必要に応じて速やかに対応し、解決することを条件として、今後数年内に**ハーグ協定のジュネーブ改正協定及びロカルノ協定に加入する方向性**が了承された。

画像デザインの保護拡充

保護対象の国際整合性、適切な権利設定のあり方等、これまでに提起された問題点を踏まえ、**意匠制度小委員会において法制面等の具体的な検討を進めることとともに、我が国企業の画像デザイン保護国における先行調査負担の実態について調査**することが了承された。

意匠制度小委員会での検討状況(平成24年7月以降)

■ 第19回・第20回・第21回意匠制度小委員会

ハーグ協定のジュネーブ改正協定・ロカルノ協定への加入に係る主な論点

- 国際公開によって第三者が意匠を実施することが可能となることから、出願人の損失を填補するために、その実施をした者に対する**国際公開に基づく金銭的な請求権を認めること**について、了承された。
- 個別指定手数料の納付方法について一括納付方式を採用すること**について、了承された。
- 出願人の出願方法の選択の幅を確保するという観点から、国際出願に関する手続方法注意事項等の周知徹底を前提に、**自己指定を認めること**(我が国出願人による我が国を指定した国際出願を認めること)について、了承された。

画像デザインの保護拡充に係る主な論点

- 米国及び欧州における画像デザインの保護の実態についての調査報告を参考としつつ、拡充すべき保護対象の範囲とその意匠権の効力範囲及び侵害行為の在り方について、具体的検討を行った。
- 保護拡充の**基本的方向性について一定の理解がおおむね得られ**、委員から出された意見をさらに整理した上で今後の検討を進めることとなった。

上記検討状況を踏まえ、ハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入を前提に小委員会で検討を進めるとともに、**画像デザインの保護拡充についても、更に検討する。**

- 弁理士法の一部を改正する法律(平成19年法律第91号)附則第6条における**5年後の検討規定**、参議院・衆議院の経済産業委員会の法案審議における**附帯決議**の趣旨に鑑み、施行から5年を迎えた本年、弁理士制度小委員会を立ち上げ、弁理士制度の施行状況等を検討中。
- 検討は、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)や知的財産推進計画2013(平成25年6月25日知的財産戦略本部決定)において、**中小企業支援**及び**グローバル対応**が要請されていることも勘案して行う。

平成19年 弁理士法改正

附則

5年後の検討規定

附帯決議

<日本再興戦略>

中小企業の国際的な知的財産戦略を支援する

<知的財産推進計画2013>

中小企業の知財活動を総合的に支援する能力の確保やグローバル対応能力の確保の観点から、弁理士の資質のより一層の向上を図る

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会の立ち上げ

- **開催スケジュール(案)** : 本年12月の中間取りまとめに向け、複数回開催予定。

